

平成21年 第2回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成21年第2回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成21年6月19日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第4号から議案第78号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

平成21年請願第2号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	4番	馬場信作	議員
5番	山内政	議員	6番	渡部優	議員
7番	星光久	議員	8番	楠正次	議員
9番	大宅宗吉	議員	10番	渡部忠雄	議員
11番	湯田秀春	議員	12番	星登志一	議員
13番	星和男	議員	14番	平野昌盛	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	渡部東	議員
17番	芳賀沼順一	議員	18番	菅家幸弘	議員
19番	大竹幸一	議員	20番	児山寿明	議員
21番	五十嵐司	議員	22番	渡部康吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	杉原一成	環境水道課長
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会 事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	館岩総合支所長	星茂昭	伊南総合支所 住民課長
森秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

ただいまから平成21年第2回南会津町議会定例会を開会いたします。

本日は、報道関係者から撮影の申し入れがありましたので、これを許可しておりますので、ご了承願います。

会議に先立ちまして、議長より申し上げます。

本町議会改革の一つであります、町民に開かれた議会を目指すための方策として進めてまいりました議会中継システムについては、本日から稼働の運びとなりました。つきましては、お手元にご配付の南会津町議会中継システム運用方針により外部中継をしておりますので、ご理解の上、ご協力をお願いします。

以上です。

次に、教育長より発言をしたい旨の申し入れがなされておりますので、これを許可します。

教育長。

○横山恒廣教育長 皆様、おはようございます。

ただいまから貴重な時間をおかりし、議員の皆様へおわびとご報告を申し上げます。

これまで新聞等で報道されております南会津町立中学校教諭による窃盗事件という不祥事でございますが、教職員の服務監督をする立場にあります教育長といたしまして、まことに残念な事件であり、これまで長期にわたり学校教育に携わってきた者にとっては、教師という立場にある者が、なぜこのような人としての道を踏み外す行為をしたのか、胸の痛みでいっぱいでございます。

皆様には、今回の不祥事により学校教育に対する信頼を損ねたことに対し、心からおわびを申し上げ、今後は二度とこのようなことがないように教職員の規範意識を高めるとともに、綱紀肅正を図ってまいります。今後は、生徒並びに保護者の動揺をできるだけ少なくしていくべき努力を町長部局や県教育委員会と連携しながら進めてまいり所存であります。

議員各位におかれましては、これまで同様、温かいご支援、ご指導をお願いし、おわびとご報告とさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。重ねておわび申し上げます。

◇

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。
大変暑くなってきておりますので、上衣の脱衣を許可します。

◇

◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、渡部忠雄君、19番、大竹幸一君を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。
本定例会の会期は、本日より6月26日までの8日間とし、明20日から23日までを休会として、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より6月26日までの8日間とし、明20日から23日までを休会とすることに決しました。

◇

◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成21年第1回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告及び産業建設委員会並びに文教厚生委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る6月8日に開催された平成21年第1回田島下郷町衛生組合議会臨時会及び同日に開催された平成21年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会に、関係議員が出席して審議した結果のその概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付の文書によってご了承願います。

次に、田島下郷町衛生組合議会臨時会において、組合管理者が南会津町長から下郷町長に変更になったことから、同組合議会議長に私が就任しましたので、あわせて報告します。今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

次に、平成21年5月までの例月出納検査の結果について、監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成21年第1回定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎報告第4号から議案第78号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長 次に、日程第4、報告第4号から議案第78号までを一括上程いたします。

提出者の町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 平成21年第2回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、今期定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

初めに、報告第4号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第19号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、本年4月1日、田島小学校の校門わきの桜の木の枝が、折からの積雪と暴風雨によって折れました。隣接地に駐車していた車両を損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に賠償金12万2,153円を支払うことで合意をいたしましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものです。

次に、専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、本年4月2日早朝、高杖原地内において除雪作業中、会津高原リゾート株式会社所有の下水道マンホールを2カ所損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に賠償金47万2,500円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分したものです。

次に、議案第69号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、略称であります。企業立地促進法関連の省令改正に基づき、国の計画同意日の適用期間を平成23年3月31日まで延期するほか、平成18年12月1日にあいつ地方拠点都市地域基本計画が変更承認されたことから、固定資産税の不均一課税の適用期間を変更するものであります。

次に、議案第70号 南会津町町民体育館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、本年4月より田島体育館を指定管理者制度から町の直接管理方式に変更したことから、関係条文の改正を図るものであります。

次に、議案第71号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、少子化対策の一環として出産育児一時金が、平成21年10月から平成23年3月まで

の暫定措置として4万円引き上げられることから、附則において所要の改正を図るものであります。

次に、議案第72号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、田島地域の統合保育所建設事業に係る第1期外構整備工事請負契約の締結でありまして、南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

工事内容は、盛土工、排水工、進入路工等の外構工事でありまして、15社による指名競争入札の結果、請負金額6,646万5,000円で永田字大道上326番地、久米工業株式会社と工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第73号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金で予算化をした乾燥野菜調査導入事業に係る物品購入契約でありまして、前議案同様、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

物品の内容は、減圧乾燥機、オゾン発生装置、粉碎機、真空包装機各1台でありまして、随意契約により、794万8,500円で、岐阜県美濃加茂市下米田町信友323番地の1、八尋産業株式会社と物品購入契約を締結するものであります。

次に、議案第74号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成20年度に整備いたしました伊南地域の川の学習体験交流センターと山の学習体験交流センターについて、それぞれ浜野区、多々石区を指定管理者として指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は、本年7月1日より平成26年3月31日までであります。

次に、報告第5号 平成20年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法施行令の規定に基づき繰越明許費に係る繰越計算書の報告をするもので、議会中継システム整備事業等29件の事業について平成21年度に繰り越したものであります。

次に、報告第6号 平成20年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金による田島地域の第1水源地ポンプ交換工事を平成21年度に予算繰り越したため、地方公営企業法の規定に基づき報告するも

のであります。

次に、議案第75号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6億6,862万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ125億5,862万円とするものであります。

主な内容は、国の補正予算で措置された地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の追加補正でありまして、その他、年度開始後の国庫補助事業の追加内示や新たな事業に伴う予算の計上等による補正であります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第12款分担金及び負担金は、小立岩地区の基盤整備促進事業の追加内示に伴い、事業費が増加したことによる受益者分担金29万5,000円の追加補正であります。

第14款国庫支出金は、田島地域のまちづくり交付金事業の追加配分等があった土木費国庫補助金820万円を除き、国の補正予算で措置された経済危機対策関連の国庫補助金の追加であります。その内容は、基盤整備促進事業の追加に伴う地域活性化・公共投資臨時交付金、小中学校の公務で使用するパソコンの整備に充てる学校情報通信技術環境整備事業費補助金、さらには今回の補正で中心となる地域活性化・経済危機対策臨時交付金で、合計5億7,489万7,000円の追加計上であります。

第15款県支出金は、合併市町村支援交付金、基盤整備促進事業補助金等、年度開始後の追加内示に伴う補正で、3,778万円を追加するものであります。

第18款繰入金は、緊急雇用対策費に充てるため、当初予算で造成をしました地域雇用創出推進基金から5,476万4,000円を繰り入れするものであります。

第20款諸収入は、コミュニティ助成金等の交付決定等により、368万4,000円の追加補正であります。

第21款町債は、起債発行総額に配慮しながら、事業費の確定見込みと充当事業の見直し等により、280万円の減額補正となりました。

続いて、歳出について主な内容をご説明申し上げます。

まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連の事業費であります。ご承知のとおり、国より割り当て内示のありました額は6億7,236万2,000円ですが、今回の補正では、そのうち1次分として5億6,404万2,000円を計上しておりまして、残りの部分につきましては、今後の補正予算で対応する考えであります。

これより款別に説明を申し上げますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業につきましては、これからの説明に当たりましては臨時交付金という言葉で簡略化をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

第1款議会費は、議会基本条例関係の報償費12万円の追加補正であります。

第2款総務費は、臨時交付金で実施する低公害車導入事業、旧上郷小学校改修事業、地域新エネルギー推進事業、会津鉄道車両整備費補助金等のほか、事業費の確定見込みにより自治振興費の補助金、統計調査費を補正し、合計で8,250万4,000円の追加補正であります。

第4款衛生費は、臨時交付金で実施する静川簡易水道施設整備事業のための特別会計繰出金1億9,500万円の計上であります。

第5款労働費は、緊急雇用対策費5,476万4,000円の追加補正でありまして、今回の補正で新たに13事業、48名の雇用創出を予定しているところであります。

第6款農林水産業費は、5,403万円の追加補正で、臨時交付金による農林業者の育成事業、農道整備事業、森林整備事業を新たに計上するほか、基盤整備促進事業、県営森林居住環境整備事業負担金等を追加するものであります。

第7款商工費は、臨時交付金による新物流システム構築事業、観光施設整備事業、南会津やまなみ泊覧会発展支援事業補助金等の事業で、9,075万円の追加補正であります。

第8款土木費は、臨時交付金により、道路新設改良事業、環境共生型の地域モデル実証コミュニティ整備事業に取り組むほか、厳しい雇用情勢を受けて住宅費対策として、生活支援すまいる交付金を創設するものであります。これらの事業と都市計画事業費等の追加により、9,183万6,000円の追加補正であります。

第9款消防費は、3,478万7,000円の追加補正でありまして、南会津地方広域市町村圏組合で更新をいたします高規格救急車の購入に係る負担金を臨時交付金で対応するほか、滝原、萩野地区の受信不感知地域の改善を図るため、防災行政無線整備事業費を追加するものであります。

第10款教育費は、臨時交付金による小学校の耐震改修工事实施設設計委託事業及び施設整備改修事業、小中学校の公務用パソコン購入費、文化財保護整備事業を新規に追加計上するほか、既存経費の組み替え等で、7,082万7,000円を追加補正するものであります。

第14款予備費は、歳入との関連で599万8,000円の減額補正となりました。

なお、既定の地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第76号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,802万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,802万4,000円とするものであります。

補正の主な内容は、厳しい経済状況に配慮して保険税の税率を据え置き、税額の減収見込み額を前年度決算見込みによる繰越金と基金繰入金で補てんするほか、現段階での歳入歳出見込み額を補正するものであります。

歳入から補正の概要を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、前年度の所得等から試算した結果、1億6,683万9,000円の減額補正となりました。

第2款国庫支出金は、療養給付費負担金や普通調整交付金の減額見込み等により、4,616万8,000円の減額補正計上となりましたが、第3款前期高齢者交付金は、本年度の数値額に基づき、1億3,837万円の追加補正となりました。

第4款県支出金は、国庫支出金と同様、療養給付費負担金等の減額により、688万4,000円を減額補正するものでありまして、第5款療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金について追加する一方、老人保健拠出金の減額により、999万6,000円を減額補正するものであります。

第8款繰入金は、国保基金から3,777万4,000円を繰り入れするものであり、第9款繰越金は、平成20年度の決算見込みにより7,000万円を追加補正するものであります。

第10款諸収入は、国民健康保険団体連合会からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金等、176万7,000円を追加補正いたしました。

次に、歳出の補正の概要を申し上げます。

第3款後期高齢者支援金等は、国より被保険者1人当たりの後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付金単価が示されたことから、3,549万2,000円を追加補正するものであります。

第4款前期高齢者納付金等も同様に、1人平均の前期高齢者給付費額等に基づき算定した結果、45万5,000円を追加するものであります。

第5款老人保健拠出金及び第6款介護納付金は、過年度精算額を調整した本年度見込み額が示されましたので、それぞれ122万円、1,807万5,000円を減額補正するものであります。

第8款保健事業費は、予算の組み替え及び臨時職員雇用経費の計上で、137万2,000円を追加補正するものであります。

次に、議案第77号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,120万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,120万円とするものであります。

補正内容は、臨時交付金を財源とした一般会計からの繰入金により、既設マンホールを除雪対応型に改良するための工事請負費であります。

次に、議案第78号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億9,500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,700万円とするものであります。

補正内容は、同様に臨時交付金を財源とした一般会計からの繰入金により、静川簡易水道施設の給配水管を布設がえするものであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案10件、報告3件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長 以上で提案理由の説明は終わりました。



◎請願・陳情の委員会付託

○渡部康吉議長 次に、日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る6月15日までに請願1件を受理しております。常任委員会の付託に先立ちまして、請願に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成21年請願第2号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、朗読をして説明いたします。

政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願。

請願者は、会津農民運動連合会会長の佐藤弘之さんでございます。

〔請願の趣旨〕

農水省は08年産米の生産量を866万トンとし、需要量は855万トンと予測して集荷円滑化対策によって「豊作過剰米」10万トンを2月に買い入れ、変則的に政府備蓄米に充当しました。この結果、米の「需要は均衡」しているとしてきました。

しかし米価は4月以降、一気に下落し、市中相場はコシヒカリを中心に60kgあたり1,000円以上も下落しています。

その原因は、昨年11月以降、景気の底割れ状態の下で米の需要が落ち込み、4月からの輸入小麦価格14.8%の大幅値下げ、ミニマムアクセス米汚染事件や、その後のカビが続出していることの米消費への影響等が考えられます。

こうした中、量販店は「生活応援」などと称し、5kgで200円（1俵換算2,160円下げ）、300円（同3,240円）、中には5kgで500円超（同5,400円超）の値下げ販売をおこなっています。コンビニや量販店も弁当を200円台で大々的に売り出し、業界紙は「過去最高の値下げ競争」と報じています。こうした動きは米価の重大な値下げ圧力となり、この事態を放置するならば09年度産の価格に重大な影響を及ぼすことは間違いありません。

農水省の無責任な備蓄米政策も米価暴落の大きな要因です。米業界は農水省の発言「備蓄米は買い上げしない（3月31日、食料部会）」によって「需給は締めようがなくなった」と見えています。

農水省は備蓄米の適正在庫は100万トンとし、売れた量だけ買い入れるのが「備蓄ルール」としてきました。昨年6月末の備蓄米は99万トン、この間の販売見込みは約21万トンであり、今年6月末に100万トンの在庫を維持するためには、最低22万トンの買い入れが必要です。しかし、農水省は正規の備蓄米の買い入れは全く行っていません。そればかりか、05年産の備蓄超古米を安値（1万2,000円台/60kg）で売却して米価暴落を誘導しています。

こうした状況を放置するならば、政府が育成の対象としている「担い手農家」を含めて米の再生産の基盤が失われることは明白です。

米価をめぐる異常事態に際し、下記の事項について、政府及び関係機関に意見書を提出してくださるようお願いいたします。

〔請願事項〕

1、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の備蓄米の買い上げを直ちに実施すること。

以上によりまして、今年産米の値段が異常に下がらないように請願を審議していただきまして、ご決定をよろしくお願い申し上げます、説明といたします。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

以上で、請願1件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、請願1件を会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いします。

上衣の着衣をお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月24日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午前10時40分

平成21年第2回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成21年6月24日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 2番 渡部 俊夫 議員
- 9番 大宅 宗吉 議員
- 11番 湯田 秀春 議員
- 19番 大竹 幸一 議員
- 8番 楠 正次 議員
- 4番 馬場 信作 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (20名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 湯田 哲 議員 | 2番 渡部 俊夫 議員 |
| 4番 馬場 信作 議員 | 5番 山内 政 議員 |
| 6番 渡部 優 議員 | 7番 星 光久 議員 |
| 8番 楠 正次 議員 | 9番 大宅 宗吉 議員 |
| 10番 渡部 忠雄 議員 | 11番 湯田 秀春 議員 |
| 12番 星 登志一 議員 | 13番 星 和男 議員 |
| 14番 平野 昌盛 議員 | 15番 阿久津 梅夫 議員 |
| 16番 渡部 東 議員 | 18番 菅家 幸弘 議員 |
| 19番 大竹 幸一 議員 | 20番 児山 寿明 議員 |
| 21番 五十嵐 司 議員 | 22番 渡部 康吉 議員 |

欠席議員 (2名)

- | | |
|-------------|---------------|
| 3番 高野 精一 議員 | 17番 芳賀沼 順一 議員 |
|-------------|---------------|

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長 補佐
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会 事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所 振興課長
森秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は20名であります。都合により欠席届のあった議員は、17番、芳賀沼順一君であります。遅刻する旨届け出のあった議員は、3番、高野精一君であります。

直ちに、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願い申し上げます。



◇ 渡 部 俊 夫 議 員

○渡部康吉議長 それでは、2番、渡部俊夫君の登壇を許します。

2番、渡部俊夫君。

ちょっと待ってください、暑くなりますので、上衣の脱衣を許可いたします。

それでは、お願いします。

○2番 渡部俊夫議員 おはようございます。

渡部俊夫でございます。

ご存じのように今定例会より実況中継が始まり、その記念すべき定例会で一般質問のトップバッターを務めますこと、光栄に存じております。早速、第1番目のテーマから入らせていただきます。

第1のテーマは、放課後子ども対策の充実に向けてであります。

子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長できる環境づくりの推進及び子供たちの安全・安心な拠点活動を確保するため、放課後の子供対策は大変重要な施策であるということは、今さら申すまでもありません。放課後の子ども対策事業はいろいろな事業がございます。その中でも代表的なものは、かなり以前からある学童保育と言われるものです。放課後児童クラブとも呼ばれております。それからもう一つは、放課後子ども教室です。こちらは平成16年からの事業なので、まだ年数は浅い事業なんですけど、文部科学省としては久々のヒット商品になっていまして、拡大の一途をたどっています。県内的にも半数以上の33市町村で実施され、定着をしております。なくてはならない事業になっております。

町は去る5月に放課後子ども教室だよりというパンフレットを全戸に配布をし、この間の取り組みの内容をご紹介します。そうした上に立って、放課後の子ども対策全般の充実を求める立場から、次の項目を伺います。

①教室ごとの直近の利用者数と指導員体制はどのような状況になっているのか、かつ予算措置はどうなっているのか、また、そこから見える課題は何なのか。

②放課後子どもプランにおいて、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体化、連携が求められていますが、どのように考えておるか。

③国の補助がなくなった場合であっても、南会津町独自の施策として継続する必要があると思うが、教育長の考えをお聞きします。

④1教室の1名ずつ配置されているコーディネーターの任務は、責任の度合いにおいてボランティアの域を超えているというふうに思われます。幾ばくかの謝金の増額はできないものか、お伺いいたします。

⑤西部地区においては放課後子ども教室のみしかございません。夏休み、冬休み、春休みの期間中、放課後児童クラブを実施する必要はないのか。

⑥唯一、針生小学校と檜沢小学校のみが現在子ども教室も児童クラブもありません。針生小と統合予定の檜沢小学校でも子ども教室を行う考えはないか、行うとすれば何が課題になるのか、お伺いいたします。

⑦田島地域において留守家庭児童を児童クラブへ参加させたくても経済的負担が大きく、1人につき月6,000円が無理な家庭もあります。とりわけ母子家庭や父子家庭等々で、かつ生活困窮家庭に減免措置を講じることができないか。

⑧地域住民が学校を支援する、あるいは地域が育てる趣旨に基づき、さらに組織的なものへということから、今年度より我が南会津町でも学校支援地域本部事業が始まったわけです。その概要について説明を求めます。

第2のテーマに移ります。公会計の整備促進に向けてでございます。

我が南会津町にとって、昨年度来からの臨時交付金によって、今までやりたくてもできなかった事業に予算づけができました。新たな事業も何点か起こすことができました。そしてまた今回6億7,200万という巨額の臨時交付金が舞い込んできました。私から申すまでもなく、この財源のもとをただせば国の借金、すなわち私たち一人一人の借金として転嫁されます。よって、いずれかの時期に何らかの形で返済しなくてはなりません。そのための財源をつくらなければならないわけでございます。その一つとして、ちまたでは消費税の値上げが騒がれているわけでございます。そういう状況下にあって、今後、国からの交付金が来年度とは申しませんが、来年度以降、今まで以上に圧縮され、抑制されてくると想定されます。

そうした折、我が町はあと数年で10年間の合併特例期間が切れる。今現在行われている合併に伴うお手盛り交付金はなくなる。財政規模も今から約50億円減って、約85億円程度の規模の予算になるということが早晩予想されます。また、今から6年後の2015年、平成でいいますと27年には人口が1万7,800人、65歳以上は6,200人、実に35%が65歳以上と、実に3分の1以上ですね。そうした高齢化社会を迎えます。そうした時期を見越して我が町の歩むべきビジョンは農林業を核としたまちづくり、あるいは老人ホームや介護関連の福祉の課題、真正面から手当てをしていかなければなりません。そうしたときに我が町の財政見通しに向けてきちんとした判断材料をつくる。だれが見てもわかるような物差しをつくっていかなければなりません。

それは単に役場という土俵の上だけで見る財政指標じゃなくて、いわば町が出資しているごみ処理施設、あるいは広域消防署、あるいは各スキー場などなども含めた大きな土俵の上でトータル的に一つの物差しで見していかなければならないと。そうじゃないと、本当の実体はつかみにくいと、このことが夕張の一教訓でもあるわけでございます。

現在は役場の会計方式と民間の会計方式では異なる会計方式をとっていますので、同じ同一の物差しではかることができません。役場の会計に民間で行っている企業会計方式を導入する

ことになるわけです。このように地方公共団体とその関係団体を連結して一つの行政サービスの実施主体としてとらえ、公的資金などによって形成された資産の状況、借金の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることが、連結財務書類の目的です。

これにより、地方公共団体のより一層の財務情報の透明化の向上、あるいは住民への説明責任を果たすことが期待されています。かつ、これらの目的に沿って総務省は平成18年に地方行革新指針の中で人口3万人以上の都市は今年度までに、それ以外は23年度までに整備をという要請をした経緯がございます。しかし、つい最近、地方公共団体財政健全化法がことし4月1日に全面的に施行になりました。そんな関係もあって、ことしの秋を一つの目標に、すべての自治体に4種類の財務諸表の整備を希望しているわけでございます。

前置き長くなってしまいましたが、そこで伺います。

①町当局は、これら総務省の要望をどのように受けとめているのか。

②本町として当面総務省改定モデルを採用すると思われませんが、現段階の進捗状況についてどうなっているか。仮に今年度までに公表できない場合はいつ予定なのか。

③土地及び建物の資産評価はどのような手法で進めるのか。

④これらの整備はあくまでも財政健全化や行政評価に結びつける一手段にすぎないわけで、町当局として今後の行政にこれらの財務諸表をどのように役立てていくのか、お聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、放課後子ども対策の充実に関する5点目でございますが、西部地区において夏休み、冬休み、春休み期間中、放課後児童クラブを実施する必要はないかと、このようなおただしがございましたが、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育は、保護者が仕事の都合などにより、留守家庭となる児童の放課後の生活や遊び場になっており、保護者が安心して子育てできる環境を整備していく上でも、大変重要なものであると認識をしているところであります。児童クラブを設置し運営するためには、国庫補助の対象基準である年間を通して、月平均10人以上の児童に利用していただくことを基準としております。今後も地域の要望や状況等を総合的に検討し、判断をしていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に7点目でございます。生活困窮家庭に減免措置を講ずることはできないかと、このようなおただしがございましたが、放課後児童クラブに登録された児童につきましては、月額

6,000円を負担していただいております。また、月に10日以内の範囲で一時的に利用することで登録された児童につきましては、1回当たり300円の負担金をお願いしているところであります。児童クラブは通常午後1時から午後7時まで、土曜日や長期休業期間中は午前8時から午後7時まで開設をし、その間、指導員を最低2名配置をし、利用料ではなく、おやつ代などの実費相当分としてご負担をいただいていることから、減免措置にはなじまないものと判断されますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、公会計の整備促進に関する1点目と2点目、総務省による今年秋までの整備要請に対する町の考え方と現段階での進捗状況、また今後の公表予定時期についてのおたがございました。

本町における新たな公会計の整備、財務諸表の公表については、現在基礎データの整理や財務諸表作成のための研修等を行っている段階であることから、当初の予定どおり平成23年度の公表を予定しているところであります。現段階での進捗状況は、昨年度から町で保有する土地の現況と台帳との照合を進めており、ほぼ町の公有財産台帳が整備されたことから、今後は町有建物についての調査及び台帳整備を行う予定になっております。今後はこれらをもとに、より実体に近い財務書類の作成方法である基準モデル方式と呼ばれる手法により、財務書類を整備していく方針であります。

なお、議員おたの総務省改定モデル方式は、過去の決算数値をもとに電算システム上で作成が可能であることから、電算システムの整備が整い次第、今年度中にも作業に取り組みたいと考えているところであります。

次に3点目、連結決算の対象範囲についてのおたがございました。連結バランスシートは地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を一つの行政サービス実施主体とみなして、その資産や負債の状況を明らかにするものであることから、本町の関与及び財政支援のもとで密接な関連を有する業務を行っている法人と、具体的には一部事務組合、土地開発公社、出資比率25%以上の第三セクター等を連結対象法人として考えているところであります。

次に4点目、資産評価の手法についておたがございましたが、土地については固定資産税評価額を基礎として算定する方法、建物については再調達価格や保険単価等を用いて算定する方法等が総務省から示されており、今後これらをもとに資産評価に向けた研究を行う考えであります。

最後に、これら整備された財務諸表を行政運営にどのように役立てていくか、このようなお

ただしがございましたが、整備後に想定される効果といたしましては、住民に対する開示による行財政の透明性の向上や説明責任の履行、未利用資産の把握等による行政経営への活用、資産台帳の整備により資産債務の適切な管理が行われることなどが上げられます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、放課後子ども対策の充実についてに関してお答えいたします。

初めに、放課後子ども対策の充実に関する1点目、放課後子ども教室ごとの利用者数と指導員体制、そして予算措置と課題についてのおただしであります。まず、5月末時点の利用者数は田島小学校区のたじまクラブで47人、荒海小学校区のあらかいクラブで22人、南郷第一小学校区のとんぐ山クラブで35人、南郷第二小学校区のたけの山クラブで40人、伊南小学校区のわんパーク伊南で35人、館岩小学校区のわいわい遊び塾で30人となっております。

次に、指導員体制でございますが、コーディネーターが放課後子ども教室ごとに1名、指導員については田島小学校区のたじまクラブで16人、荒海小学校区のあらかいクラブで7人、南郷第一小学校区のとんぐ山クラブで20人、南郷第二小学校区のたけの山クラブで16人、伊南小学校区のわんパーク伊南で16人、館岩小学校区のわいわい遊び塾で10人となっております。

次に、予算措置についてであります。平成21年度の全体事業費は432万6,000円で、その内訳は、コーディネーターの報償費など運営委員会経費として76万9,000円を計上し、さらに放課後子ども教室ごとの経費として、田島小学校区のたじまクラブで65万円、荒海小学校区のあらかいクラブで37万円、南郷第一小学校区のとんぐ山クラブで83万2,000円、南郷第二小学校区のたけの山クラブで67万5,000円、伊南小学校区のわんパーク伊南で84万5,000円、館岩小学校区のわいわい遊び塾で18万5,000円を計上し、その9割強が指導員の謝金となっております。

次に、課題についてであります。指導員として一緒に活動してくださる方が集まらないことや、コーディネーターの世代交代が図りにくいことが課題であると認識しております。放課後児童クラブと放課後子ども教室は、放課後子どもプラン推進事業の中の活動であり、子育て支援や子供の安全で安心な放課後の居場所を提供するという目的は同じでありますので、2つの事業のメリットを最大限に生かし、一体的あるいは連携した活動を検討してまいりますとともに、コーディネーターの養成講座等にも積極的に参加いただけるような働きかけを行い、後継者の育成に努めたいと考えております。

次に2点目、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの一体化と連携をどのように考えているかのおただしであります。現在放課後児童クラブ指導員、放課後子ども教室コーディネーター、学校長、保護者代表の計9名の委員で構成しております放課後子どもプラン運営委員会を定期的に開催し、それぞれの目的と活動内容を理解しながら一体的な活動あるいは連携について、委員の方々のご意見を伺っているところであります。

また、月に1回程度放課後児童クラブと放課後子ども教室と一緒に活動している現状もあり、今後も放課後子どもプラン運営委員会を中心に事務担当者の協議を含め、放課後児童クラブと放課後子ども教室のそれぞれのメリットを最大限に生かすとともに、さらに連携を図りながら放課後の子供の安全で健やかな活動場所の確保について検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に3点目、国の補助がなくなっても独自の施策として継続する必要があるのではないかとのおただしであります。放課後子どもプラン事業は本年度で3年目を迎えており、来年度の補助金の存続について県への照会を行っておりますが、明確な回答はなされておられません。子供を取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、この事業の取り組みを通じた地域コミュニティの形成によって、地域社会全体での地域の子供たちを見守り、はぐくむ機運の醸成が図られ、子供を育てやすい環境の整備につながることから、事業の必要性については十分に認識しておりますので、今後も子育て支援と教育のあり方についての協議を進め、事業の継続については前向きに検討していく考えであります。

次に4点目、コーディネーターの役割はボランティアの域を超えており、謝金の増額が必要ではないかとおただしでございますが、放課後子ども教室のコーディネーターの活動内容は、事業を円滑に実施するため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア協力者の確保、活動プログラム作成など多岐にわたっております。1日2,000円の謝金で活動していただいておりますが、コーディネーターは子供を預かるという重い責任を担っておりますので、今後コーディネーターの複数化や謝金の積算基準の見直しなどを検討していく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に6点目、桧沢小学校区で放課後子ども教室を実施する考えはないか。実施するには何がネックになるかというおただしであります。桧沢公民館は今年度から、ひのきスポーツクラブを指定管理者に指定し管理を委託しております。ひのきスポーツクラブの自主的な活動の一環として、桧沢小学校の児童が下校後スクールバスの発着時刻までの居場所として、桧沢公民館を開放し、子供たちの自由な遊びの時間を提供しております。町としましては、まずはこの

ような地域の自主的な取り組みを見守りながら、今後の方向づけを考えていきたいと思っております。

次に8点目、学校支援地域本部事業の概要と檜沢地域をモデル地域として、どう具体化するのかのおただしであります。まず事業に概要についてご説明いたします。

この事業は、文部科学省委託事業として取り組むもので、学校教育のさまざまな活動を支援するため、地域住民がボランティアとして、学校支援に参加できるようにコーディネートするものであります。学校支援地域本部は、中学校区ごとに置くことができ、それを総括する機関として市町村実行委員会を設置することになりますが、町では学校の教育活動の支援はもとより、地域の教育、学習活動を総合的に支援する町独自の体制を整備するため、この実行委員会の名称を南会津町教育支援協議会とし、5月に立ち上げたところであり、今後地域全体の教育力の向上につなげていく考えであります。

本年度はモデル校区として、檜沢中学校区に学校支援地域本部を置き、檜沢中学校、檜沢小学校、針生小学校の支援を行っているところであります。この事業を具体的に実施するため、檜沢中学校区の学校支援地域本部にコーディネーター2名を配置し、学校支援ボランティアの募集や登録などを行いながら、学校と地域のかけ橋となって、学校の求めにより学校支援ボランティアを学校に派遣しているところであります。

次に、どう具体化するのかのおただしでございますが、現在檜沢中学校区の学校支援地域本部の中に、学校や地域の方などを中心とした地域教育支援会を組織いただき、定期的に地域の教育の課題や学校へのさまざまな支援内容の検証をしていただいておりますので、来年度以降は本年度事業の評価を踏まえながら、より具体的、計画的に総合的な地域力で教育課題の解決に取り組むことといたしたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 そもそも子ども教室と児童クラブの違いについて、大変名称自体からしてもわかりにくい内容だとは思いますが、ぜひ関係者以外の町民にもわかりやすいように、ひとつ説明願います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

放課後子ども教室と放課後児童クラブの違いはということでございますが、まず、放課後子

ども教室は文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業で、放課後児童クラブは厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業になります。それぞれの事業目的でございますが、放課後子ども教室は地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを行い、放課後の子供たちの安全で健やかな居場所を確保するものです。また、放課後児童クラブは、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対して、放課後の生活の場を提供する児童福祉法に基づくものでございます。

それから、対象児童でございますが、放課後子ども教室はすべての児童を対象といたしまして、放課後児童クラブは共働きやひとり親家庭で、放課後保育のできない家庭のおおむね10歳未満の児童を対象としております。

それから、開所場所でございますが、放課後子ども教室は原則小学校の余裕教室とし、ただし余裕教室がない場合は学校以外の施設でも可能としております。放課後児童クラブは小学校の余裕教室、児童館、公民館などの公的施設などとしてございます。実施主体でございますが、いずれも市町村でございますが、放課後児童クラブの場合は、父母の会等も含まれます。

それから、利用料の負担でございますが、放課後子ども教室は原則として無償でございますが、教材費などは実費をいただいております。また、放課後児童クラブは原則有料となっており、おやつの提供もできることになっております。

それから、開所日、開所時間でございますが、放課後児童クラブには、年間250日以上開所という条件がございますが、放課後子ども教室には開所日数の条件はなく、週1回程度からの開所も可能となっております。町の実態で申し上げますと、放課後子ども教室は開所日数は週3回の年間80日程度で、長期休業期間は開所しておりません。開所時間は、教室ごとに学校終了後から午後4時、または午後5時30分までとなっております。放課後児童クラブは年間250日以上開所し、開所時間は学校終了後から午後7時まで、長期休業期間は午前8時から午後7時までとなっております。

それから、指導員等でございますが、放課後子ども教室は安全管理員、活動指導員を必要な人数だけ置くことになっております。また、放課後児童クラブは専任指導員を1名以上置くことになっております。

それから、運営費負担割合でございますが、いずれも国3分の1、県3分の1、市町村3分の1となっております。

以上、大きな違いは対象児童、利用料の負担、開所日数と時間、指導員の関係ということになっております。

以上、ご説明申し上げます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 よくわかりました。

③の件なのですが、教育長より必要性については十分認識していると、前向きに検討するというご答弁をいただきましたので、若干は安心したわけですが、先週の水曜日ですか、17日に県内の市町村の担当者が県庁に集まりまして会議を開いたわけですが、その中でも次年度以降の事業計画については明確な答弁がなかったというふうにお聞きしております。国・県のいわば重点施策からも外されているわけです。それで、国からの補助金が間違いなく打ち切られるんじゃないかというふうに、私自身は想定しているわけですが、仮に打ち切られた場合、町単独でやるか、あるいは保護者負担、今まで無料だったものをお金を取ってやるかなども考えられますが、いずれにしても、今どこの市町村でも、あるいは保護者にとっても最大の心配事になっているわけでございます。

実は、きのうの午後も檜原小学校を訪問しまして活動の様子を伺ってまいりました。参考までに言いますと、檜原小学校は全児童数が150人、そのうち子ども教室に参加しているのが96人、そこでコーディネーターさんと校長先生と3人でお話をしてきました。それで校長先生が言うには、一人っ子でわがままな凶暴な子供がいましたと。その子供はすべて何でも自分のものにしたいという子がいて、非常に困っておったと。しかし、放課後の集団生活の中で振り上げたこぶしが途中でとまったり、我慢をしたり、思うようにならないこともあることを学んで、1年前とはもう見違えるように変わってきたというようなお話をされていましたが、何かについてこうした事例はたくさんあるんじゃないかと思いますが、もう既に補助金がなくなったからといって、即中止をするような事業ではないということについては重々、教育委員会としても認識していると思うので、前向きに検討するということではありましたが、間違いなくこれ継続するようにひとつお願いをしていきたいと思っております。

それから、当面継続されるということを念頭に置きながら次の質問なのですが、活動指導員の中から常時来ていただいている二、三人程度を選抜して、いわばコアとなるスタッフとして位置づけできないかと、こういうことなのですが、これについてはどうなっているんでしょうか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

大変放課後子ども教室を今後も継続してまいります上では、コーディネーターあるいは指導

員の確保が非常に重要と考えております。そんな中で実は現在放課後子ども教室指導員関係で担当者も含めてでございますが、南郷地域でお集まりいただいて、いろんな形でコーディネーターの養成、あるいは指導員の確保についてご協議をいただいております。本来ですと、放課後子どもプラン運営委員会で行うところでございますが、現場の方のさまざまな声を吸い上げる形できょうの会議を設定しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 実はコーディネーターを核として数名が活動指導員と呼ばれる有償ボランティアさんが登録され活動しているわけですが、確かに同じ人が長くコーディネーターを務めることは当然のことながら限界があるわけです。コーディネーターからすると、やはり指導員の中から常時来ていただける方、二、三人程度スタッフとして位置づけていただくと手当はないけれども、非常に助かるという声をお聞きしているわけです。そうでなくても、コーディネーターさんの精神的な物理的な負担というのは相当大きなものがあるというふうに、私もこの間、あちらこちらの現場を歩いて感じてきました。そういう意味では、コーディネーターさん、生身の体ですし、もしも事故あるときはスムーズなコーディネーターの交代なんかも必要なんで、そういう意味ではコア的な存在のものも必要かと思っておりますので、今後の交流会あるいは検討会の中で十分に検討していただきたいというふうに思います。

それから④についてなんですが、先ほどの答弁でコーディネーターさんの謝金、1日2,000円というふうに答弁があったわけですが、これ間違っていないですか。私の認識では1週2,000円と。4週あるんで1カ月8,000円というふうに認識しているわけですが、ちょっと先ほどの答弁が合いませんので、もう一度再答弁、明確にお願いしたいです。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 答えいたします。

確かに県の補助金交付要綱でございますと、ただいま議員申し上げましたとおり、1時間当たりの1日何時間という基準になっております。それを踏まえてですが、町といたしましては今後の事業の継続性やあるいはボランティアとして地域住民の方々から参加をいただく観点から1日2,000円というふうに基準を持たせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 謝金については時間の関係もありますから詳しく触れませんが、

問題は、子供たちに万が一事故なんかがあった場合に、その責任の所在はどこなのかと、すべてボランティアでやっているものですから、コーディネーターにその責任を課すことはできないというふうに思いますが、たとえ子供たちが学校保険、あるいはコーディネーターさんにはボランティア保険に加入していますが、いざ事故があった場合だとコーディネーターさん一番心配するわけです。この心配がつきまとう限り、新たなコーディネーターを依頼することも、あるいは引き受けるほうも一番気にかけるところだと思いますが、仮に事故なんか起きてしまったような場合に責任の所在というものはどのようにお考えですか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えします。

先ほどのちょっと言葉足らずで大変申しわけございませんでしたが、1日2,000円という20年度からとっていたわけですが、1日単位の謝金でございますとコーディネーターとしての活動を指導員として活動にかかわっていただいても、活動員としての謝金をお支払いできないという問題がございますことから、今後県の補助金交付要綱を踏まえまして、1時間当たりの謝金の変更と謝金単価の見直しを検討する考えでございます。

また、事故があったときの対処でございますが、当然賠償責任等もかかわってまいりますので、賠償責任保険ですか、放課後子ども教室関係のボランティア保険等もございますので、そちらのほうで対処していく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 謝金単価の見直しについては、これから私も期待をして見守りたいというふうに思います。確かに保険等については入っているわけでございますが、やはりそうはいつでも本当に保険だけで十分なのか、いざけが、事故起きた場合にそれで十分なのかという不安が絶えずコーディネーターさんにつきまとしてございます。

そういう意味では、これ一つの提言になるわけですがけれども、ことしからファミリーサポート事業、これ館岩総合支援センターに組み入れまして、放課後子ども教室についても、少なくともコーディネーターさんは、それぞれの総合支援センターのいわば特別的な非常勤的な、かつ臨時的な位置づけをできないかという提案でございます。そのことによって単に民間ボランティアの世界に身をゆだねているというんじゃなくて、やはり保護者や町民にも安心感を与えますし、コーディネーターさんにとっても間違いなくモチベーションが上がると思います。町民からの認知度もアップすると思いますので、あつてはならない事故やけがなんでありますが、責任の所在のとり方も一層明確にしていく、いわば一つのステップになるんじゃないかと思

ますが、総合支援センターとのかかわり、そんなことについてはどのようにお考えですか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

現在補助事業制度で運用しておりまして、補助事業ということでいろいろ制約がございます。冒頭議員おただしにもございましたとおり、補助金廃止になった場合は総合支援センターの支援を受けるなり、総合的な形で検討してまいりたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 最後の⑧に移りますが、桧沢地区での地域事業本部です。先ほどの答弁で本年度検討して来年度以降進めるといってお話なんですが、こんな悠長なスタンスで果たしていいのかなと、正直思います。実はこれ、昨年度から始まって3年間のいわば時限立法的な予算措置なんで、来年度終わってしまうんです。これ文科省全部3年サイクルできていますのでね、そういう意味ではちょっと早めていかなければならないのかなというふうに思いますが、例えば町内にはいろいろな得意わざを持ち合わせた方が多数いらっしゃいます。この方々に学校支援を呼びかける、あるいはリストを作成して必要なときに学校の依頼を受けてコーディネーターが地域のそうした方をお願いする。例えば体験活動としてわら細工をするおじいさん、あるいは図書活動の支援としておばあちゃんの読み聞かせ、あるいは部活動での剣道の支援とか、環境整備として校舎の軽微な修繕等々多岐にわたると思います。そうした得意わざとはいかなくても学校の草むしりや清掃でお手伝いすることもできます。そうしたことでもいいわけですので、そうした余り大上段に構えないで、本当に地域の人たちが心から学校を支援していくんだという、そのための募集、そういうものをもう少し急いでつけるべきじゃないかなというふうに思うんですが、これはやっぱり学校からの依頼でコーディネーターさんが動くという仕組みだと思しますので、その辺もう一度お願いします。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

ただいま議員申されましたとおり、学校支援内容については例えば学習の支援、これでいいますと授業の補助、ドリルの採点あるいは実験や実習の補助、また部活動の支援、これについては部活動の指導の補助ということになります。あるいは環境整備、これについては花壇や植え込みの手入れ、また図書室の整備や貸し出し、読み聞かせ、またスクールガードとして安全パトロールですか、登下校時の通学路の安全指導、校内見回り、あるいは学校行事の支援とし

て運動会や文化祭などの準備の補助という多様な支援が予想されております。

そこで、当然学校の求めによりコーディネーターが支援ボランティアを学校に派遣していただくわけですが、現在コーディネーター2名配置させていただいておまして、現在さまざまなボランティアの方を募集、登録している段階でございます。

また、来年度で委託事業が廃止されるというおただしでございますが、委託事業が廃止となった場合、当然町単独事業で進めていく場合ですが、先ほども申しましたとおり制度上の制約がなくなりますことから、現在の委託事業でいう学校地域本部を中学校区単位に置きなさいという制約がございまして、その制約が外せまして中学校区単位から地域単位で展開することもできますので、予算的な軽減は図られると認識しております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 さらに重要な課題を抱えていると思っておりますが、実は今でさえ先生方大変多忙化の渦中にごさいます。これを実施することによってさらに多忙化に拍車がかからないのかという心配なんです。確かにこの事業をすることによって、先生方の負担を軽減するという目的があるわけなんです、この理念は素晴らしいんですが、この理念とは裏腹に、実際現場では先生方の多忙化に拍車をかけていることになるんじゃないかというふうに、私、心底心配しているわけですが、この辺についてはどうでしょうか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

議員ご心配のように、多忙化についてはやはり考えていかなければならないという大きな課題でございます。そこからこの事業を実施するに当たり、今よりも多忙にならないような方法等を工夫しながらこれから進めてまいり所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それにつけ加えて、やはり桧沢地区、先ほどの答弁にありましたように、ひのきスポーツクラブ、活発に活動されていますので、私も敬意を表しているわけですが、そこに合わせて各種団体が連携する立場で、いわば未来の子供たちのためにというスローガンで元気計画というクラブもございます。これらとも合わせますと、いろいろ組織がごちゃごちゃになりまして、本当にこのコーディネーターさん、あるいは地域の人たちが組織上の混乱を招かないように、ここは十分に配慮をして進めていかないと各種の問題が出るんじゃないかなというふうに思いますので、その辺もあわせてひとつお願いをしておきたいと思

ます。

残り時間がなくなってしまいましたので、第2のテーマに移りますが、非常に抽象的あるいは観念的な答弁でいただいたわけですが、でも現実についてはやむを得ないかと思うんですが、実際に連結の範囲ということについて、国保や介護保険などの特別会計、さらにはごみ処理施設などの一部事務組合、当然これ連結の対象になるとは思いますが、会津高原リゾート株式会社やゴルフ場は連結対象の施設なのかどうか、実際にその範囲をもう一度お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどの答弁に申し上げたように、町の出資が25%以上の第三セクターについては当然連結の対象となるということでございますので、ゴルフ場については全額株を買い上げましたので当然連結の対象と。ただ会津高原リゾートについては、その後持ち株の実態が変わっています。当初25%という話がありましたが、今25%を下がっていると、こういうようなことでございますので、それらについては当然対象外ということになるかと思えます。

いずれにいたしましても、そうは言いながら、町の施設を貸与しているということがあって、町からの修繕費等の持ち出しもしておりますので、それらについては必ずしも原則にとどまることなく、やはり参考あるいは関連データとして当然重要視していかなければならない、そういうふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 この公会計の整備については、もう大変な作業量を要するんじゃないかと思えます。ふだんやっている作業のほかにやらなければならないという課題でありますので、まずもって基準モデルあるいは改定モデルを使うにしても、固定資産の算定、評価がなかなか容易でないと思えます。財産台帳があって土地は固定資産台帳か何かである程度カバーできるにしても、建物については面積とか構造だけの把握しか多分できていないんじゃないかなと思えますので、これらの資産評価となると、まさに単年度ではとてもできる代物ではないというふうに私も思えます。そういう意味では、町が改定モデルではなくて基準モデルを採用していくという、将来的にはそういう意気込みについては私も大変評価をしたいと思います、当面改定モデルだけであっても大変な時間と労力を要しますが、いずれにしても複式簿記に明るい職員の養成なり育成というものを、研修会等もやっているということなんですが、この辺のことと、これ単に担当者だけじゃなくて全職員が長年なれ親しんだ、いわば現金主義から人

件費等も含めた事業コストの意識、発生主義的な発想というふうに切りかえていかなければならないと思うんですが、そうした現職を対象にした研修の場だとかも早目に設定しなければならないと思うんですが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○渡部康吉議長 残り少なくなりましたが、お願いします。

町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がご心配される向きはわかります。しかし、基本的に国、いわゆる総務省がそういう方向・方針を出したということではありますが、私たちの生活、暮らしあるいは私たちの価値観、こういったものは一朝一夕には変わらないんです。長い間の積み重ねによって私たちはそれを構成しているわけです。ですから、早目にやれということがむしろ混乱を招く場合もありますので、ここはモデルケースをつくりながら、そして一人一人の何ていうんでしょうか、そういう会計能力を高めながら、意識を高めながらやっていくと、確実にやっていく、こういう方針でおりますので、全員がなかなか行き届くまでには相当の時間を要すると、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 以上で、2番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。



◇ 大宅宗吉議員

○渡部康吉議長 次に、9番、大宅宗吉君の登壇を許します。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 大宅宗吉であります。

これより奨学資金の貸与についてについてお尋ね申し上げます。

経済状況が激変し不況の厳しさが一段と増す中、就労の場が減ったり失業または収入が減ったりと大変深刻な状況が増大しております。特に教育に直面している方々は子供たちの大切な将来のことであり、大変なご苦労と心配をされていることと思います。このような社会状況の中、進学が困難になったりやむを得ず中途退学など余儀なくされたりと、就職も進学もできないというケースも想定されるのではないのでしょうか。

南会津町内には田島高校と南会津高校の2つの高校があります。地域教育には多大な役割を果たしておりますが、大学や専門学校などへの進学となると他の地域に求めることとなり、自

宅からの通学は困難な地域でもあります。保護者の負担も自宅通学者から比べますと住居費や生活費など大きな負担となっているのが現状と思われます。このようなことは、国や県の大切な大きな責務もあろうかと思いますが、このような条件をできるだけ緩和したり、教育を受けやすくする一つの方法・手段として奨学金制度というものが創設されているわけでありまして。しかし、この制度は今の現状に果たして対応しているのでしょうか。教育の機会均等をどう図るのか、大きな課題であり、早急に克服しなければならない課題であると考えます。

国や県の制度改革を望むわけでありますが、まず、南会津町ができることからやるということも大切であると私は考えます。南会津町には奨学金貸与に関する条例というものがありまして、その目的として第1条に、経済的な理由により就学困難と認められる者に対し貸与し、教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資するとあります。そのためには、さらなる条例の整備充実が必要であると私は考えまして、以下の質問を教育長にいたしたいと思えます。

まず最初に1番として、貸与額の増額はできないですかということです。この条例は合併前の昭和48年館岩村、それから昭和46年南郷村、それで一番新しくは平成6年田島町の奨学金に対する条例を統合したものであり、今現在この貸付額に対して今の経済状況はどうでしょうか、かなり乖離があると私は思います。

2つ目、他団体とのあわせ貸しはできないですかということです。中には、ほかの団体等もあわせ貸しはいいですよというようなあしなが育英会のような奨学金もありますが、我が町の奨学金の条例の中では、あわせ貸しはだめですとうたっています。貸与との関連もありますが、現状では一つだけの奨学金だけでは厳しい状況にあり、特に南会津町のように自宅通学が困難な地域であればなおさらであります。旧日本育英会ときには高校奨学金などあわせ貸しが認められていたようではありますが、これが日本学生支援機構となった2005年以降に、都道府県に移管されたときから併用を認めない県などが多く出てきたわけです。

子供や教育を望む人たちに教育の機会均等を図ることは大切であり、改善していかなければならないと考えます。そのあわせ貸しをしない理由の一つに、借入者からの返済の滞納や借金の重複債務のというような問題もあるようではありますが、教育には適切な時期というものがあると思えます。少子化や青少年への重要な対策でもあり、県に対してもあわせ貸しが可能になるよう働きかけるべきと考えます。

3つ目、所得基準を緩和するための見直しはできないですかということです。

子供たちの教育費は子供を育てる家庭にとって大きな負担となっており、低所得者ばかりではありません。また、高額所得者ではなく非課税世帯よりは少し所得があるかなという世帯で

も学費の捻出が厳しい状況にあります。そういうわけですので、南会津町の条例の中に表はありますけれども、その基準額をアップしてはどうですかということです。

4つ目、町の条例には奨学金貸与に対する募集の回数や期日の規定はないようです。実際には年1から2回程度が現状のようでありますが、現在の町内の様子を考えると、もっと積極的にこれら失業や収入減に陥った人たちへの対応を図ったほうがよいと考えますが、どうでしょうか。

以上、質問いたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 9番、大宅議員のご質問にお答えいたします。

初めに、奨学資金の貸与に関する1点目、貸与額の増額ができないかとのおただしであります。貸与額については平成18年の合併時に定めたもので、一例を挙げますと、国公立の高校では月額3万円、国公立の大学では月額3万7,000円でございます。これは福島県の奨学資金の貸与月額を上回り、他の団体と比較してもやや高い金額となっております。しかしながら、昨今の雇用情勢を踏まえ、奨学生を選考するための基準所得に比べて所得が著しく低い方、会社を解雇され所得が著しく低下された方などを対象として、今後貸与月額を増額する方向で検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目、他団体などとのあわせ貸しができないかとのおただしでございますが、町の奨学金の貸与に関する条例第2条においては、資格要件の中で、国又は他の団体から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていないことと規定されております。この要件につきましては、教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学困難な方に対して資金を貸与する目的から、より多くの方に利用していただくために設けられているものであります。他の団体の奨学資金についても同様の要件が定められているものがほとんどでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に3点目、奨学生を選考するための所得基準を緩和することはできないかとのおただしあります。教育委員会では奨学生選考委員会の答申をもとに奨学生を決定しております。この奨学生選考委員会では、推薦基準の中で学力と所得に関する要件を定め、能力があるにもかかわらず経済的な理由により就学困難な方を優先して選考しております。所得基準につきましては、家計の状況を判断するために、世帯の人数に応じて所得の上限を設け、一定の基準を定めているものでございますが、学費の負担状況や物価、雇用など、社会の状況を勘案しながら必要に応じて見直しについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいた

します。

次に4点目、奨学生の募集回数をふやすことができないかとのおただしであります。現行では年1回、1月から2月まで約1カ月間募集をし、4月から奨学資金を貸与しております。他の団体では入学前の募集と入学後の在学募集の年2回募集を実施している事例もありますので、必要性について今後検討してまいりたいと考えております。

なお、本年度においては昨今の雇用情勢を踏まえ、家計を担う方の解雇など家計の急変により緊急に奨学資金が必要となる場合も想定されることから、5月末から6月中旬の間に緊急募集をしております。今後も引き続き、年度の途中で緊急募集をするなど柔軟な対応に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 一つずつ質問させていただきます。

最初に、貸与額の月額が増額であります。ただいま教育長より増額の方で検討していきたいというような答弁がありました。確かに町の今の貸付金額は県よりはわずかに多いです。ですけれども、これ正直いろいろ調べてみますと、物すごく種類はいっぱいあるんですが、この後にまたお尋ねしようと思うんですが、そのあわせ貸しの件がありまして、それでどれが条件いいのかということもありますし、そこら辺がいろいろ問題なんです。何せ今学校のお金、かかっているのが平成18年の合併時に見直したというか検討したと言いましたけれども、私もそれを議決したわけですが、その当時、私が持っている資料は昭和50年のものですが、この当時大学は国立大学で3万6,000円ぐらいの授業料だったんです。ですから、それ以前のもの恐らく並行してきてしまったと。そういう意味では、私たちもその条例を通したという意味では責任あるかもしれませんが、でもやっぱりこの条例そのものがかなりの増額をしていかないと、私は今の現状にマッチしていかないんじゃないかと思うわけです。

今現在、大体国立大学、専門学校とかはいろいろな金額があるんでしょうけれども、国立大学の場合は大体60万近い金額が授業料としてかかるわけです。それで入学金がまたあるわけですから、28万くらいですか。そうすると、大体80万からの最初の大学に納める金がないとだめですけれども、ここの地域は先ほど申し上げましたように、住居費とか生活費がまた別途かかるわけです。ですから、その辺も含めた検討をされていかないと、やはり高等教育を受けるがためには本当に不利な地域でありますので、子供たちの将来のことであり、就職もそういうこと

もできないような今の現状ですから、将来に備えての準備ということでぜひともこれは増額をかなりのベースの中でアップしていく検討が必要ではないかなと私はと思いますが、その中で田村市、これ市ですけれども、田村市なんかは自宅外と自宅通学と分けているようです。高校もありますけれども、高校は自宅通学の中では今現在1万5,000円、それから自宅外通学は3万円となっております。それで、専門学校とか大学のことになりますと、専門学校は自宅通学が2万円、それから自宅外通学が4万円、それで一時金が30万円あるそうなんです。入学金とかそういうようなのを納めるためでしょうね。それから大学の場合は通学が可能なきには3万円、それから自宅通学外のときは5万円で、一時金が60万円こういうような状況になっているみたいです。

それであと、大体条例を見ますと、実際に埴町とか私も川俣町とかそこら辺も見てみましたが、ほとんど南会津町と同じような条例の内容になっているんです。多分全県下そうかなと思います。ですけれども、大学の対応額、月額に対しましては、埴町は月額が5万円ですか、それで川俣町は5万5,000円、これ私立大学。国公立の場合は埴町は2万5,000円の、それから私立大学の場合は4万5,000円というふうになっております。ですから、かなりばらつきのあるような状況ではあります、特にここの地域はそういうような状況だものですから、そういうふうな検討をしていただきたいと思いますが、再度その点のことに対しまして、教育長の答弁をお願いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

ただいま議員がおっしゃるとおり、今のいろんなことを考えたときに、やはり議員のおただしのようにやる必要もあるかと考えますので、先ほど答弁しましたとおり、今後月額等いろんな一時金等のことにつきましても、総合的に考えまして、これからその方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それから、この条例の中に第2条の2項というんですか、この中にやっぱりこれ条例を見直されるときに金額ばかりじゃなくて、ここの貸し付けの条件の中に、2項の中にちょっと文章を読みますけれども、高等学校、専門学校、短期大学又は大学に在学し、品行が正しく学術にすぐれ、身体強健と、こうあるわけですよ。これ月額とは関係ないですけども、やはりこの文言どうでしょうか、これこの条例文にもやっぱり出てくるんですよ。

ですけれども、体が丈夫じゃないと借りられないのかなというようなこともあるものですから、やはりそこら辺の見直しもあわせてお伺いしたいと思うんですが、我々がそれを審議するわけですが、お願いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 条例の文言等につきましても、今後それが差別とか何かにならないような方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、2つ目の問題です。あわせ貸しはできないですかというようなことですが、ただいま教育長より現状でというようなことですが、これ確かに今まで金額が低かったですよね。これ一つではやっぱり無理だと思うんですよ。かなり所得のある人なら別ですけれども、また、このあわせ貸しという同種の団体とか事業というんですか、この言葉ですと、国又は他の団体からの同種類の奨学金の対応や給与を受けていないということですが、これ確認ですが、同種の借り入れというか奨学金のあれというのは、月額貸与するような意味ですか、それともまとめて幾らというふうに借りるようなものまで含まれるわけですか、銀行とかそういういのも含まれると。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答え申し上げます。

ただいまあわせ貸しというような場合には、県の奨学資金と町の奨学資金というようなことを想定されているだろうと思います。先ほど議員さんがおっしゃったように、あしなが育英会とかあるいは交通遺児育英会とか、そういったところではそういった両方貸すということは制限されていないはずで、つまり片方は大体ああいうものについてはいただく、つまり返すことがないようなものが多いように思います。それで大体いわゆる地方公共団体とか国とか、そういった公立的なものでやっている奨学資金というのは併用といいますか、それはできないのが一般的だと考えております。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 そうしますと、この場合のあわせ貸しというのは国・県というふうな解釈でいいわけですか。そうしますと、先ほどあわせ貸しをしない理由ということをお話述べられましたけれども、やっぱりこれは県のほうのものですけれども、福島県もあわせ貸しは認めていないわけで、その理由に確かに教育長おっしゃられたような理由が言われます。しか

し、併用禁止、全国で20都道府県併用禁止しているところがあるそうです。それで23道府県かな、これはあわせ貸しもいいですよと言っているんです。結局それは確かにより多くの人に利用してほしいという、その思いもわかりますけれども、それからまたもう一つの理由には、借りたこの返済負担がふえて多重債務者に陥るのを防ぐためだと、こうも言っています。しかし、貸し出している今現在の金額が低いですから、幾重にも借りないと正直いって教育できないですよ、現状として。

また、賛成している、賛成しているというか認めている23県のその理由、併用はいいですよと言っている理由。別に禁止する必要はない、この奨学資金というのはローンとは違いますよと。勉強するためのお金ですよと。そういう解釈だからこの奨学資金の目的にあるように、経済的な理由で教育を受けられないと、その機会を失するという事は避けたいというようなことですが、そのような考えについて考え直すというか、もう少し考えてみるというような考えはありませんか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

ただいま議員のおただしのように、県のほうのそういう条例といいますか、県の貸し付けの件もそういうふうになっていますので、先ほど県はどうであれ、町はというふうに言われるかもしれませんが、今後併用ができるかできないかというのは、やはりいろんなことを勘案しながら考えていきたいと。また県のほうにいろんな県がございますよというようなことで働きかけていくと、私たちの教育委員会のほうから県のほうに働きかけていくような方法もとっていきたくと思いますが、現在のところ町としてはまだ併用をするところまでは、確実にやるということまではご答弁申し上げられませんので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、これ町の健康福祉課のほうにも母子寡婦のほうの貸付制度もあるわけですがけれども、それとあわせまして、社協のほうにも生活福祉資金という中に教育資金があるわけです。これもいろいろ聞いてみたんですが、結局はそのあわせ貸しがだめですよと。この社協の場合は県から町から、それからその他の育英資金、それから母子寡婦福祉資金、それらを借りられなかった人、それを対象に貸し付けますよというような制度もあるわけですが、何せこれすべてやっぱりあわせ貸しがだめというような状況なんで、これ結構条件は

いいんですが、これもやっぱりあわせ貸しがだめというような条件なんですよ。ですから、これ町長にちょっと伺いたいんですが、政策的に。やはりこれ社協の場合、市町村の社協と、それから福島県の社協、社会福祉協議会というものの二段構えの中での貸し付けになっているんです。

ですから、これ県の育英資金も含めてですけれども、やはりこの南会津町のような状況いっぱいあると思うので、そのあわせ貸しの件について、その条件の検討といいますか、できるような方向で県に申し上げると、そういうようなことはいかがですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、子供の教育に関してですが、これは議員がおただしになる以前から、言ってみれば、日本国の将来を託す人材なんです。ですから、子供の教育に必要なものについての十分な措置をするということは、これは当然のことなんです。ただ、今までいろいろとお話を聞いておりましたけれども、いわゆる母子寡婦あるいは社会福祉協議会との兼ね合いという部分についても、要は財源の問題だと思うんです。要するに政策というのはいいただいたお金をどこにどれだけ重点的に施すかという、向けるかということだと思うんです。

ですから、私は先ほどから聞いておりましたが、そのあわせ貸しを禁止する理由は私の中では見つからない、私個人的な中では見つからない。ただ想定するに、これまでの行政の継続性の中で条例が制定されてきた、その根底にあるのはやはり財源ではないかなというふうに思っておるんです。つまり、今議員もご存じだと思いますが、いわゆる扶助費、これがもう高齢者にずっと80数%行っているわけです。しかし、子供たちのほうにはわずか四、五%ですよ。このところの議論も私はした上で、これから十分内容を精査しながら県との協議は進めていきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 これは確かに財源、当然必要でありますし、私もいろいろお尋ねしたところ、未納の問題も現実にはあるみたいですよ。ですから、基金をせっかく設けましても、それが戻ってこない分には無利子ですので、なおさら運転ができないわけです。その現状はわかります。ですから、そこら辺の充実もやはり子育て支援とか、これからの青少年の育成とかのそういうような考えの中でやっぱりきちんとした財源を充ててやる必要が、私もあると思います。その点で県のほうにも強く要望してほしいと思います。

それでは3つ目ですけれども、所得基準を緩和できませんかということですよ。

これ現在、南会津町の所得基準なんですけど、これ南会津町奨学生推薦基準という中に、じゃどのくらいの所得で借りられますかという部分なんですけど、これ先ほどの増額のもの絡むのであれなんですけれども、やはり現実的に1人143万円の所得が、これを超えた人はだめですよというんですけれども、正直、この143万円ぐらいの所得では本当は自分1人が生活するでも1年間大変じゃないかなと思う。そこになおさら子供の教育ということになれば、むしろこれ以上の所得のある人も借りられないと教育はかなり厳しい、私はそう思います。

そういう中で、これ大熊町の例ですけれども、かなり何か特別に図抜けて多いんですよ。扶養親族数1人に対して大学の場合、730万まで所得があっても大丈夫ですよ。大学在学者が3人いる場合は880万あっても大丈夫ですよというような例があるみたいなんです。ですから、その点もあわせてやっぱり検討する必要があるんじゃないかと。南会津町にもやっぱり低所得者もそうですけれども、本当に平均的な所得のある人もかなり教育しにくい状況にあると思うんで、すみません、もう一回教育長、答弁お願いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

ただいまの大熊町の件出てきましたけれども、また大熊町というのは町長がおっしゃった財源がすばらしいところなんです。ですから、ある意味でそういった面も勘案されると思うんですが、しかし、それにしてもやはり今議員の仰せのとおり、いわゆる最低所得額基準の状況がやっぱり古いということも考えられます。そういったことを総合的に考えまして、これから基準の見直し、つまりそういったようなことも含めて考えていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 いずれにしても、本当に南会津町は高校までは確かに恵まれていると思います、選択肢のいろいろは別にしても。ただそれ以上の専門学校とか大学とか、そういうより高等な教育になりますと、やはり自宅からの通学は非常に困難でありますし、無理というような状況であります。ですから、他の地区がどうあれ、南会津のような地区が全国にいっぱいあるとは思いますが、やはり将来の子供たち、それから今このような南会津の状況です。就職したくてもできません。学校に行けばむしろ大学に行け、専門学校に行きなさいと言われるような状況です。ところが親にしてみればお金がない。おまえ、そんなこと言っても金がないよと、どうして教育費出すんだと言われてしまうと、子供も本当にもう親も困るのはわかっていますから、就職するところもない、そのようなのが今の現状ですから、ぜひとも

そういうことのない将来に夢のあるような教育行政をすることが大事だと思います。お金がすべてではありませんけれども、やはりそういう対応が必要かなと思います。私はそう、より改善できるようにお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、9番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。再開は都合により1時30分といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時30分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長から申し上げます。

本日、遅刻する旨の届け出がありました3番、高野精一議員から、時間までに会議に出席ができないとの連絡がありましたので、本日の会議は欠席といたします。

また、ただいま8番、楠議員から、途中から早退したい旨の申し入れがありましたのでご了承願います。



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○渡部康吉議長 次に、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

なお、11番議員からパネルの提示についての申し出がありますので、これを許可します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 11番、湯田秀春、一般質問を行います。

今回の議会から旧4町村で議会中継が流れているということで、議会報告会に続いて非常に町民に開かれた議会になったということで、大変うれしく思っております。私も少々緊張しております。

今回の一般質問は3点ほどございます。毎回のことでございますが、やはり議員というものはチェック機関でもあるし、あるいはよいまちづくりのために政策提言するというのも大事だろうと。今回はそのチェックと政策の提言と両方含んでおります。

まず第1点目、横町折橋間、町道北下原5号線の踏切対策についてということでございます。

先ほど議長のほうから許可がございました。普通の人、町道北下原5号線なんて言ってもわからないだろうということで、私パネルをちょっと自分で書いたものを用意いたしました。横町折橋間の北下原5号線と、これは会津鉄道の踏切があるところなんです、大体ちょっとこれで説明いたしますと、御蔵入交流館があって、その前の通りをずっと行きますと、ちょうどコメリさんがあって国道121号にぶつかるわけですけれども、ちょうどそのぶつかった道路の反対側がワカキスポーツさんがあるんですが、そのワカキスポーツさんの目の前ずっと国道を横切った通りに行きますと、ヤンマー農機があるわけですが、このヤンマー農機とそれから金堀重機さんがあるわけですけれども、ここにぶつかったこの折橋と横町の間、これが北下原町道5号線と、こういうふうになります。

私が今回質問しますのは、この会津鉄道とのこの交差点、この踏切のことを言っているわけです。ここが非常に狭いということで、おとといから田島橋の改修工事が始まりました。それで国道121が通行どめということで、この長野に向かう高隣田島線というのが大変交通量が多くなっております。したがって、こっちからこう行った人はこれ一番近道だということで、知っている人はここをやっぱり行ってしまふんです。あるいはここを通っているという人が結構おられる。特に農協に出荷しているこの栗生沢、田部、水無、長野方面の人は近いからとここをよく通っていたということで、非常に前から危険だなど、こういうふうに思われた箇所でございます。まして今回こちらの国道121号のほうがだめで、高隣田島線をどんどん通るようになると、ここはやはり今まで以上に危険箇所じゃないかなと、こんなふうに思っております。

それで、私が政策提言するのは、この踏切をちょっと広げてもらえないかということです。今この踏切はどういうふうになっているかといいますと、裏を返しますと、ちょうどこういうふうな状況になっておりますが、非常に狭いんです。急にこれ踏切で狭くなっております。これはちょうど車通るときの写真ですが、車1台通ったらやっとな。しかも、ここは一たん下って上がるように形になっているんです。こういうような状況ですので、非常に危険だということでございます。特に長野とか栗生沢、田部のほうから来て右折する場合は最も危険でございます。この鉄道と、それから高隣田島線のこの間が非常に狭いということで、かなりここが危険です。したがって、危険なところは踏切とこの踏切の入り口、ここが2カ所非常に危険だということで、一つはここを広げてもらえないかというのがあるんです。

それから、私が一番今後ずっと安全だと、一番安全だというのは、ここから長野方面に向か

いますと鉄道は下る方向に行きます。そうしますと相対的にこの辺が高くなるわけです。したがって、ここに丸二産業さんがあるわけですが、あるいはもう少し行くと三立道路さんなんです、この辺まで行きますと陸橋かけただけで、下のほうを会津鉄道が走ると、こういうふうになっております。ですから、一番安全なのはやっぱり陸橋を通してここを通さないというのが一番安全な方向かなと。お金の面もありますから、いずれにしましても私は第1案としては、ここに陸橋をつくっていただけないかと。そしてそれがだめならここを広げてもらえないかというような提案でございます。これが1番目です。

それから2番目、北下原地内にある町有地を景気の雇用対策として活用してはどうかということでございます。

その今のこの踏切の一步渡る前に、ここに8,500平米という町有地がございます。これは平成5年ころ、当時雇用促進事業団というものがあまして、そこの住宅団地を誘致しようという計画がございました。ところが、その事業団がその後解散して、この話がなくなってしまったわけですが、あれから15年たっております。15年以上はたっているわけです。これがいまだにやはりそのままになっているということでございます。したがって、8,500平米、8反5畝です。どのくらい広いかは皆さん方はわかるかと思いますが、これをこのままにしておくのはもったいないだろうと。どうせ住宅を建てるためにやったことでしょうか、こういう景気の悪いときには住宅建てるのもよし、あるいは私が一番最初に、これだけの広い土地ありますから、何とか、今特別養護老人ホームがいっぱいで待機している人がいっぱいいるわけです。何とかそういった福祉関係の施設、そういったものに使えないかというようなことです。福祉施設を建てていただくのが一番いいと。デイサービスとかグループホームとか、こういうのをやってはどうかと。それもだめだといえ、やはりこのままにしておかないで住宅地に町が分譲して、何回かに分けて分譲して景気対策と結びつけてやってもらったらどうかと。ましてや匠の会で南山杉の家というものを御蔵入交流館のわきに建てたばかりですが、あれを使って住宅を建てたいという人は、どうぞこの町有地で建ててくださいと、こういうふうにしたら必ず景気対策に結びつくと、こんなふうに思います。

それから3点目は、USB等情報漏洩の対策ということで、過般南会津広域消防署下郷出張所の消防職員が、職場の情報、これが民宿とか旅館等のそういう情報が入ったものがUSBというちょうどチューインガムくらいの、あるいはもうちょっと小さいかもしれませんが、そういった情報メモリがあるわけですが、それに入れて自宅のパソコンから全国のインターネットを通じて情報が漏れてしまったと。それがどこで気がついたかという、九州のほ

うのNHKのほうからそういう問い合わせがあつて、情報が漏れたというようなのがあつたわけですが、役場でもかなりそれは使っているだろうということで、役場関係職員のUSB等のそういう情報の漏れがないのかと、そういう対策はどうしているかということでお伺いしたいなというふうに思います。

一応、演壇からはこれで終わりますが、自席のほうから再質問したいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、横町と折橋を結ぶ町道北下原5号線の踏切対策に関する1点目、現在の踏切を広げようかどうか、このようなおただしがございましたが、当該踏切については幅員が狭く、町といたしましても危険な踏切であると、このように認識しております。冬期間は通行どめをしております。また、安全な通行確保と踏切事故防止のために年間を通した通行どめをも検討した経緯もこれまでございます。

そこで、踏切を広げることについては会津鉄道からも対応は可能であると、このようにお聞きをしておりますが、安全な通行を確保できる道路勾配や県道との交差などの検討が必要でありますので、会津鉄道及び福島県と協議を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、今回の田島橋の通行どめに係る対応といたしましては、南会津建設事務所と十分な連携を図りながら、安全な通行に向けた対応を土地所有者との協議の中で進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に2点目、陸橋をかけて会津鉄道が下を通るよう新たに町道を設けてみてはどうかと、このようなおただしがございましたが、会津鉄道の非電化区間については線路上よりの制限高が5.7メートル以上、また幅員は3.8メートル以上が必要であると、このように鉄道管理者からお聞きをしているところであります。そこで町道北下原5号線より田部原方面につきましては、県道高崎田島線と会津鉄道はおおむね平行であります、路線と県道とは25メートル程度しか離れていないため、制限高を確保することにより急勾配の道路となつて、安全面で問題があると、このように判断されることから、陸橋を設けることについては現在のところ大変困難であると、このように考えております。

次に、北下原地内にある町有地を景気雇用対策として活用してはとのおただしがございました。雇用促進事業団の廃止により、当初の利用目的の見直しが必要となりましたことから、これまで町内に総合住宅対策検討会議を設け、活用方法を検討してまいりました。しかしなが

ら、具体的な活用の結論までは至っておりませんので、引き続き検討会議の中で福祉、経済雇用対策、交流・定住、さらには二地域居住などさまざまな視点から有効な活用方法と財政負担の両面から検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、町関係職員のUSB等、情報漏えい防止の対策はとられているかと、このようなおただしがございました。

現在、USBメモリ等の外部記憶媒体につきましては、フロッピーディスクにかわる媒体として一般化しており、庁舎内でもデータのバックアップ等に活用しているところであります。電子メールやインターネットを介しての情報漏えい防止対策といたしまして、ウイルス対策ソフトの導入やパスワードによる端末の管理を基本としておりますが、さらに外部記憶媒体を管理できるソフトウェアの導入や、情報担当者をセキュリティー研修会に参加させるなど、新たな対応も必要であると、このように考えております。また、さまざまな情報資産をどのような脅威からどのようにして守るかという基本的な考え方や、情報セキュリティーを確保するためセキュリティーポリシーの策定を進めておりますが、情報やデータを取り扱う職員一人一人のモラルが最も基本的な情報漏えい防止策であると考えておりますので、引き続き職員のモラル向上を図っていききたいと、このように考えているところであります。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まず、一番最初の会津鉄道の踏切対策でございますが、今ほどであったら陸橋はいろいろ制限あって難しいだろうと、しかし広げることにはやぶさかでない、こういうようなことで協議を進めると、こういうことなんです、実際私もあそこの現場へ行きますと、確かに人家もありますし、それからあれは会津鉄道の変電所があるということで限界もあるのかなと、こんなふうに思いますけれども、これはこれから協議を進めていくということでしょうか、これから。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、これまでもいわゆる危険な区域、危険な踏切としての位置づけをしておりまして協議はしておりました。ただ、町の道路整備あるいは交通安全の対策の中で、これまでの計画としてはどちらかというと優先順位が低かった。ここのところに来て、いわゆる田島橋の通行どめに伴いながら、やはりその緊急性が出てきたということで

ございますので、これまでの協議に加速を加えながら検討していきたいと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 わかりました。

ぜひとも事が起きてからではちょっと遅いと。既に過去もあそこでも事故が起きています。また私非常に心配性なものですから、大きな事故が起きなければいいと、こんなふうに思っています。あそこを見ますと、やはり高校生が意外と自転車なりあるいは通行で通るんです。ですから、そういう巻き添えみたいにならないければいいと。今までもやはりつつい近道だということで通ってしまう。人間、私らもそうなんですけれども、大丈夫だろうと、今までも大丈夫だからというような感じですが、今の交通量、きのうも実は長野の人から電話いただきました。いや、うるさくてしょうがないと。今まで静かだったんだけれども、道路端の人なんですけれども、夜昼間ばんばん通ると。もう少し議会でも検討しなかったのかなんておしかりを受けたんですが、いずれにしても、交通量はかなり前よりは多いはずで、特に夜間です。ですから、そういった事故にならないように。先ほど優先道路で上げると、こういうことですから、ぜひとも当局のほうも会津鉄道なり県のほうとしっかりと議論して対応策を練っていただきたいと、こんなふうに思えます。

それから2番目でございますが、これは町長も私も、平成16年に片や町長ですし、片方は一議員でございますが、5年しかたっていないんですけれども、ここは15年以上も結果としてほったらかしになっていたと。言葉悪いかもしれないけれども、非常にもったいないと。確かに最初そういう目的があって買ったことは間違いないわけですが、結果として雇用促進事業団のほう解散したというか、そういう目的がなくなったわけですから、やはり先ほどいろいろと検討をされているようですが、やはり検討が余り長いと、もったいないですよ。ですから、どのくらいもったいないかという、私8反5畝といたら大体広さはわかりますよ。これ非常にもったいないわけです。

それで、町長というよりも税務課長さんにお聞きしたいんですけれども、もし私があそこに土地を持っていたとしたら、固定資産税としてどのくらい、金額的になるかちょっと教えていただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

町が取得する前、当該地は畑でありますので、現在の北下原地内の地目畑の標準値の評価額

は1平米当たり42円であります。ですから、当該地が約8,520平米というふうな数字になりますので、固定資産税としては年に5,000円近く見込まれるということでございます。仮に15年分ということで課税収入を見込めば7万5,000円程度ということになります。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 確かにそれは畑かな、そういう評価は低いですよ。私の言ったのは悪かったな。町は住宅団地をやるために取得したということですね。だから、宅地だったらどのくらいになりますか、宅地。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 仮に宅地ということでしたが、雑種地の状況で類似評価で試算をいたしますと、1平米当たり約3,500円程度になろうかと思えます。ですから、雑地ですと、年に約28万6,000円ということですから、15年ということになれば、約430万程度というふうな固定資産税の賦課ということになろうかと思えます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私は何を言いたいかという、もったいないというあれなんですけれども、結局民間の考え方からすると、本来だったら、それは民間で、多分あの辺は住宅いっぱい建っているから、住宅だって恐らく幾つか建ったかもしれない。そうすると、例えば宅地、当然建てる人は建物を建てるわけですから宅地のはずなんですけれども、そういった中で、もし建てれば町に固定資産税だって入ってくるわけですね。それが本来ずっとそのままになっていけば入金が入らなかったと、これを普通逸失利益というんです。本来なら入ってくるのが入ってこなかったときには、それを失ったということで、結局もったいないというのはそういうことですよ。この町が豊かだったらいいですよ。しかしながら、そうでない場合はやはり町の財産は有効に使っていただきたいなど。15年間も結果的に遊休化している、遊ばせているというのは、これはもったいないことなんです。しかも、あの辺ですと、かなり町場にも近いし非常に住宅地としてはみな欲しがるところなんです。だから、ぜひともそういう考え方で町有地は最大限に効率よく使っていただきたいなど。

これは言ってもしょうがないんですが、先ほども町長が言ったように、何らかの形で有効に進めると、こういうことなんです、私はあそこにデイサービスとかグループホームという福祉関係、これ、きのうの日経新聞に出ていました。こういうような経済状況なんで、今回の経済対策で介護施設をふやすために3年間で約3,000億円を投じる計画だと。この中に特別養護

老人ホーム、老人保健施設、グループホームなどが対象となると。そしてお金が必要な場合は0.5%低い利率にして1.3%にすると、こういうことで、これから3年間で3,000億円を投じて介護施設、非常に不足していますよね。どちらかという、私もいろいろ見ていますが、介護される人よりも介護している人のほうがもう参ってしまっているんですよ。特にデイサービスあたりで1週間に2回とか3回とか、そうすると、やはりあと1日でもふやしてほしいというのが実態です。そしてほぼ特別養護老人ホームにはもう入れないなどあきらめが多いわけですから、これから福祉の有効活用も進めていくということなんですが、ぜひともこの辺を使って対応策をいっていただきたいなど、こういうふうに思いますが、このことに関してもし何か考えがあればお願いしたいなと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

まず、いわゆる土地を含めて資産の運用、活用については午前中に2番議員からも公会計の件に関連してありましたので、それは幾ら行政、自治体といえども、資産の管理と同様に活用についてやっぱりきちっと常に数値をもって臨まなければならないと、こういう認識でおります。そのことについては、まず初めに冒頭申し上げておきたいと思いますが、ただしかし国の政策決定あるいは制度化等が、その時々、社会的なニーズによって変化してきます。それがともすると、地方の意見といいますか要望といいますか、実態に合わない流れの中で進められるケースもあります。

このいわゆる雇用促進事業団についても、当時については必要だったんだろうと思うんですが、必要の度合いがだんだん薄くなって結果的に廃止をせざるを得ないと、こういうことになったんだろうと思います。その経緯の中で私たちは常に実態がどうあるのか、あるいはその変化が将来どう変わっていくのかということ予測しながら対応していかなければならないと、このように考えておりますので、今後はこれらの運用、活用についてあいまいにせず、しかも担当を超えて対応してまいりたいというふうに思います。

そんな中で、一つの事例としてデイサービスの施設はどうかと、こういうご指摘がありましたが、私は基本的にこの現在政府がとっている介護政策に実は個人的に疑問を持っています。いわゆる一方では在宅介護を進めていながら、在宅介護に対するいわゆる受け皿をきちっと整備しようとしていない。しからば施設介護をしようと思うと、施設介護の中にさまざまな条件をつけて、働く人の労働条件が必ずしも満たされる条件にない。こういう中で、施設整備をするというのは少し不安がございますので、今後実態を見きわめながらではありますが、私は在

宅介護に何とか町の独自の制度化を図りながら、いわゆる介護している方々の負担を軽減していくべきだと、こう思っております。

そこで、それではどういうふうにご利用するんだということになりますが、若者がやはり楽しめる、あるいは趣味、あるいは自分の才能、さまざまなものがあるんですが、この若い人たちが集い話し合い、あるいは楽しみ、またそこで夢を語る、こういう場所が南会津には少ないと認識しておりますので、これらの場所にならないだろうかと、こういう検討もご指摘の場所で行ってほしいというふうに思っております。

ただそれにしても、先ほどお話あったように、踏切の問題があるから、いわゆる逆にいえば利活用ができないと、こういうことにもなりますので、関連して積極的に検討していくことをお誓いを申し上げて、答弁にかえます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そういうような答弁で、ぜひお願いしたいなど。

今、町長この前も緊急雇用対策ということで、協議会かな、ということで、やはり今この町にとっては本当に緊急課題だというふうに思います。それで、あそこの8,500平米を、これ私、素人ながらに、例えば道路3割くらい縦横とって、それで敷地70坪かな、そのくらいでやると約30棟くらい建つんです。これ私間違いだったらごめんなさい。

それで、やはりこれだけの景気悪くなると、住宅1棟建てますよね。そうすると大体波及効果、どのくらいですかというのを大工さんにちょっと聞いたんです。そうすると30から40業種に影響します。そんなにあるんですかと、私はわからないんですけども、私こういうふうには考えたら、数えたら十くらいしか出てこないんですけども、いやいやそれだけじゃないと。びっくりしたことは、一番最初、家を建てるといったときに神主に頼むだろうと。そのときにお酒も上げるだろうと、なるほどなと思ったんですが、それで最後には司法書士に登記やるだろうと。そこまで本当に広げたらなるほどなと、これ30、40いってしまうかもしれないなど。ですから、かなり経済の波及効果は大きいと。

したがって、南山の匠の会かな、そして南山杉の家というのを建てたと。あれはなぜ建てたかと。やっぱりそれと連動すれば、ぜひとも地元の業者を使って、そしてあの8,500平米、少しずつでいいから分譲して住宅建ててくださいよと、これ町長がそういう判断したら、この地元の業者は喜ぶと思いますよ。どうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

結論から申し上げますと、匠の会の皆さんが現在の交流館の前にモデルハウスを建設するときに、私のほうから実は今議員のお考えのような話を提案をさせていただきました。そのときには匠の会の人たちが、自分たちが買い取ると、土地を買い取ってその分譲したいと、こういうふうな話もありましたので、これについては非常に町としてはコストを抑えながら開発ができると、こういうことですので、これらについては実は建設課を通して今検討をして進めております。

ただしかし、これまでの住宅政策は住宅団地をつくるだけで終わっていました。でも、やはり子育てをしたり、あるいは住居周辺で生活を楽しむという場合には、コミュニティーという部門も必要であります。そういう意味で、どういう方々がどういうふうに集まってくるかわかりませんが、いわゆる私たちは絶えず夢を持ったり希望を持ったり、あるいは趣味の活動をしていますので、どうしてもその交流館に行かないとそれが満たされないということではなくて、それらの少し規模を小さくしたもので絶えず練習をしたり関係者が集まって、団体が集まって交流を図ったり、そして発表会は交流館のほうに行って発表できると、こういうものも必要だろうという中で、今まだ構想が固まっていない状態ですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 先ほど言ったように、南山杉の家ということで、そういう話もあるということですから、決して間違ってもいないし、当然結びつくことになりますから、ここはこの緊急事態の雇用、景気をよくするかしないかというのは、これは町長の判断一つだと思います。ぜひいつまでも検討するんでなくて、できるだけ早目に判断をして、そして業者はいろんな業者います。非常に気持ち的に希望的にもみんなうれしくなると思いますから、ぜひとも検討している間に5年もたってしまったということのないようにひとつお願いしたいと、こんなふうに思います。

それで、このときこそやっぱり町有地を生かしてやるべきだろうというふうに思います。どうか、国のほうからもいろいろお金が来ているようですが、やはり町有地の判断を、決断を町長が下して景気をよくするというのも非常に大事だろうと思いますので、提言しておきたいと、こんなふうに思います。

それから3番目に移らせていただきます。これはUSBということで、先ほども私が言ったように非常に小さいがなでメモリもかなり入ります。聞いたら、この南会津町の全部の人口の住所、氏名、電話番号なんていうのはそんなの一つでみんな入ってしまうというんですね。さ

あ私もその辺はちょっとわからないですが、そんなことを言っていました。ですから、一番怖いのはそういう関係です。

先ほどの町長の答弁ですと、やはり一人一人のモラル向上と、こういうふうな形なんだが、一つちょっと心細いなど、こんなふうには思っています。一番多いのは学校の先生方がよくあるんです。新聞を見ますと、どういう職業の人が多いかというと、学校の先生が多いんです。よく子供の成績だとか住所とか入ったやつを置き忘れたとか盗まれたとかというのが非常に多いようです。そこで教育長さんのほう、学校のほうは大丈夫かということでお聞きしたいと思うんです。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 答えいたします。

学校での情報漏えいの対策につきましては、当然文部科学省からの指示もございますけれども、南会津の小中学校の校長会、それから郡内の教育委員会、それから南会津教育事務所で南会津コンプライアンスということで、情報のセキュリティーの対策について指針をつくっております。これに基づきまして各学校に指示をしているところでございます。各学校におきましては、この指針に基づきまして内規というものを定めまして、各学校においてセキュリティーの対策に努めているところでございます。

それから、一例を申し上げますと、指針の中では原則として個人情報についてはパソコン内のハードディスクには保存をしないで、記憶媒体、USBいろいろあるわけですが、それに保存をして厳重に保管することというような指針がございます。これに基づきまして学校においては金庫にそのUSBを保管して対策をしているという学校もございます。

それから、これは保有する個人情報については確実に速やかに廃棄、または消去することといったこともセキュリティーの対策に入っております。また、やむを得ず個人情報が記載されている文書データ等を校外に持ち出す場合においては最小限にとどめろと。それから肌身離さず、寄り道などをせず、車の施錠については必ず施錠をしてくださいよというようなことも、事細かく対策として指針として取り上げております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 学校のほうもやはりそういった情報が漏れないように対策を、当然町もそうですが。

それで、企業のほうはどういうふうに行っているかということ、全く使用禁止というところも

ございます。それは特に研究だとか、そういう機密なやつがライバル企業さんなんていったら大変ですから、よりそういう物すごく絶対だめというところもございます。それで比較的多いのが使ってもいいよと。だけれども、管理者のところにA B C Dと置いてあるんです。このAというのは湯田さんとか、Bは山内さん、Cは渡部さんとかとこういう感じで、そして使ってもいいんだけど、帰るとき必ずそこに置いておくと、管理者が帰るときに抜けていけばわかるわけです。絶対に家へは持っていかない。こういうようにしているところもあるわけです。

ですから、それぞれ確かに一人一人のモラル向上が大事だと思いますけれども、ぜひともそういう対応策いろいろ研究して漏れない、いい方法だなというのは積極的に取り入れていただきたいなど、こんなふうに思います。もう一度、これの対応策について町長にお伺いしたいなというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、最大限予測できる漏えいといいますか、あるいは支障というのを想定した対応をするということは当然なことだと思うんです、予測できる。ただ絶対にそうしないというのは、これは約束事なわけです。約束事を守るか守らないかというのは、やっぱりこれは一人の人の資質の問題になってきます。これは本来公務員としてあるべき姿とすれば、その約束したことはしっかりと守ると、これが公務員のやっぱり第一義なんです。ところがそれを守れないというのは、公務員をしながらどこかで公務員としての使命やその役割、あるいは存在というものを見失ってしまうんだろうと思うんです。そういうことを絶えずしないように心がけ、教育していくことは当然管理者の仕事なんです、さればとって、365日これを監視、監理することは不可能ですので、そういう意味では本当の意味で公務員としてふさわしいのかどうなのかを、実は私たち公務員の仕事を通しながら問われていると思うんです。その問われているところをしっかりと検証して、仲間としてお互いに注意していきましょうと、これがモラルの幫助だというふうに私は考えております。

ただしかしながら、学校の先生の話がありましたが、学校の先生、それから広域消防署の職員の先生方には、残念ながらこれまでコンピューターを公的なものとして備えつけされていなかった。ここがやはり一つ問題のある部分で、今回、6月補正の議案として学校の教員に全員パソコンが行き渡るように議案としてご提案申し上げておりますので、ご同意をいただければ、限りなくそういうことにならないのではないかなと、こう思っております。

いずれにいたしましても、その個人情報というものは外部で見ているより本人たちにとって

は大きな問題ですので、しっかりと議員がおただしのように対応していくことをお約束させていただきます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうですね、そういう形でお願いしたいなど。

結局、大したことないだろうと思うんですけども、実は一たん流れてしまいますと、どこへ行くかわからないわけです。だから、振り込め詐欺とか犯罪に使われる可能性が強いわけです。業者によっては盛んに電話よこしてみたりとかいろいろ考えられますけれども、いずれにしても、そういう特に公に携わる人はそういうおそれが多分強いわけですから、情報も入ってくるわけですから、ぜひともそういう漏れのないよう、やはりさっきのモラル向上と言いましたけれども、そういう教育をやはり絶えずやっていく必要があるんだろうと思いますので、ぜひともその辺は気をつけていただきたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 早速一般質問いたします。大竹幸一であります。

まず最初は、就学援助金制度の改善をという質問であります。

昨年からの不況に伴いまして、失業や休業などによりまして収入の減っている方が大変ふえております。私は議員活動を行う場合に町民の負担軽減というものを一つのテーマとして取り組んでおりますので、今回は不況対策の一環という観点からも教育費の負担軽減のため、就学援助金制度の改善を求めて質問するものであります。

午前中、大宅議員のほうから高校生や大学生に対する奨学金の話がありましたが、私は小中学生対象の就学援助金の話になります。この制度は、憲法26条の義務教育は無償とすると、そういう条項や、教育基本法第4条の経済的理由によって就学困難と認められる保護者に対して、必要な援助を与えなければならないという法の趣旨に沿って行われておりまして、平成19年度で学用品や修学旅行費など、全校生徒の小中学生で1,742人のうち115人の方が該当になりま

して、約650万ほどが支給されております。

今支給と言いましたが、援助率というそうでありますけれども、その援助率について最近知る機会がありましたけれども、全国の状況を見てみますと、大阪府が24.67%、東京が21.54%、福島市が16%、全国平均で12.46%、南会津町は6.40%でありまして、非常に低い状況であります。こういう低い状況を把握していたかどうかを、まず伺うものであります。

2つ目は、本町がなぜ全国平均の半分くらいなのかということを考えてみますと、まず非常に豊かなのかと、そういうことも考えられますが、そうではないんじゃないかと。それならば何かやり方がまずいんじゃないかと、そういう観点から東京の新宿区で調べてみました。この新宿区というのは知り合いの議員がいる関係もあつたり、あるいはまた、こういった関係の本に新宿区が載っておりましたので新宿区の区役所に聞いてみたわけでありまして。そうしますと、やはり本町は申請しにくい、利用しにくい状況があると思われまので、説明チラシやその援助費支給要綱の抜本的改善が必要と思うが、いかがかを質問するものであります。

その主な違いであります。まず1つ目は、内容を周知する説明のチラシであります。これは新宿区は毎年全校生徒に配付しております。しかし、南会津町は小学校1年と中学校1年にしか配付しておりません。それから該当目安所得、これは新宿の場合ですと、説明チラシに書いてありまして、例えば子供がいる世帯ですと、仮に5人の世帯を例に挙げますと、436万円の所得——収入ではありません、所得です——所得があつた場合には当てはまるというふうになるんです。そうすると、例えば多分収入的には600万くらいいくと思うんです。そういう家でも当てはまるということなんです。それから本町の場合にはそういう記載がありませんので、やはり相当貧困でないとは当てはまらないのかなという感じになると思うんです。

それで、本町の状況をちょっと見てみますと、本町の状況は、生活保護を受けている世帯か、あるいは生活保護に準ずる状況にある世帯となつておりまして、もうちょっと詳しくいいますと、生活困窮、天災等による市町村民税、固定資産税の非課税又は減免世帯の児童、それから、母親が児童扶養手当の支給対象となつている児童、その他経済的に生活が困窮をきわめる世帯の児童となつておりまして、数字的に基準がわからないわけでありまして。

次、3つ目は、申請書については新宿区の場合には、その説明チラシと同時に全校生徒に申請書を配るそうでありまして。南会津町の場合には、教育委員会に調査票というのがあるわけでありまして。

そして次、民生委員であります。新宿区の場合には以前より関与がないと。担当の方に聞きますと、自分が区役所に入って30年になりますけれども、そのころから関与がないと。それ

から南会津町の場合には、この教育委員会でもらった調査票というものを本人が民生委員のところに持って行って、そこに調査してもらう項目があるわけでありましたが、それを調査してもらって、そこに民生委員さんの名前と判こをもらおうと。そしてそれが民生委員が持っていくのか本人が持っていくのか、その辺ははっきり手続書いてありませんけれども、それが教育委員会に行って審議を受けるというふうになるそうであります。

それからあと、次は所得証明書、これは新宿区は必要であります、南会津町は必要ないとなっております、これは事務的には簡単でいいとは思いますが、しかしどういふふうにして客観的に数字を把握するのかなという事は疑問があります。

それから医療費の支給であります、これは学校保健法に基づきまして、虫歯など6種類があります。これはトラホームとか中耳炎とかあるわけでありましたが、南会津町の場合には支給要綱には学校保健法に基づくと書いてありますが、実際そのチラシには虫歯と書いてありまして、虫歯しか該当にならないそうでありまして、その辺ちょっと法律とずれがあるんじゃないかなという様な問題点を感じました。

なお、さらに質問通告した後にこの支給要綱についてインターネットで最初は見たんですが、その後、私は配られている例規集をちょっと見てみたら、例規集には載っていないみたいなものですから、その辺も今後は載せるように求めたいと思いますが、これはちょっと私の確認間違いかもしれませんが、そのように思っております。

そして、この制度は国と自治体で費用を半分ずつ負担することで始まっておりますけれども、19年度の決算資料を見ると、国の負担がかなり減っておりますので、その減っている理由、項目、金額等はどのような理由で減っているのかを伺いたいと思います。

次は、失業者の国保税の軽減をであります、不況で失業した人が社会保険から国民健康保険に移った場合、国保税は前年の所得で算出するために、一般的には高くなりますが、軽減や減免を行った場合には国から特別調整交付金で補てんされることが、5月9日の福島民報新聞に載っておりました。国では追加経済対策で補てん分を約100億円見込んでいるということですが、この南会津町の今回の議会に条例改正は上がっておりませんので、条例改正は必要なのか、あるいはその軽減の金額などはどのようになるのか、そしていつから実施されるのかを伺うものであります。

3点目は、除雪料金の軽減について伺います。

70歳以上の老人世帯におきまして、所得税非課税世帯の場合は除雪作業について9割の助成措置がありますけれども、所得税の課税世帯には助成がありません。このたび南郷地区の70歳

以上の二人暮らしで所得税課税世帯の方から、ある程度の差はやむを得ないが15.6倍とは差が多過ぎると。ことしは雪が少なくて助かったが、来年に向けて改善してほしいという要望がありましたので、行っているいろいろ話を伺ってきました。

そこで、料金表を見てみますと、次のようになっております。重機といたしましてバックホーンなど、そういったものを使う場合には、助成がある場合には1時間当たりの単価は640円あります。助成がない場合には8,000円でありまして、その比率は12.5倍であります。除雪機を使う場合は、助成ありのほうは320円でありまして、助成なしの場合には4,000円で、その倍率は12.5倍であります。また、スコップなどの人力で行う場合、この場合には助成があった場合には160円でありまして、助成ない場合には2,500円あります。その倍率は15.6倍あります。

この場合、一般的に多い除雪機での作業を例にとりますと、1回に4時間を業者に依頼した場合は1万6,000円となりまして、雪の多い年は5回くらいずつが必要だということでありましてから8万円にもなります。この家では、今まで男性が除雪をしておりましてけれども、ことし75歳となりまして腰も痛くなって、とても1人ではできないということで、全部業者に依頼するしかないということでありまして、町民が安心して暮らせるように、所得税課税世帯であっても状況によっては一定の軽減策をつくるべきと思うが、いかがでしょうか。

最後の質問は、公共施設の給食と農業についてであります。

田島地区の統合保育所が再来年開所の予定であります。さらに田島地区の中学校の給食がその後数年後に開始する予定でありますけれども、町及び公共施設での給食を南会津町からとれる食材で賄うという農業を確立する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

この方法につきましては、町長にチラシも渡しておきましたけれども、今喜多方市になりましたが、熱塩加納村です、当時の。あそこで20年前からそういうことをやっております、ことし7月5日に20周年記念のシンポジウムを開くというようなことでチラシをいただきましたけれども、ぜひこうしたものを参考にして、本町でもこれからでもいいと思っておりますので、実施したらどうかと提案するものであります。

2つ目は、しかしながら、この南会津町ではとれない作物があったり、値段が高くつくなどのいろいろな問題があるかと思っておりますけれども、関係者で検討委員会をつくって、まずは出発したらどうかという提案をいたしまして、この場からの質問を終わります。

なお、答弁によりましては再質問をいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、失業者の国民健康保険税の軽減についてのおただしがございました。

国は、経済危機対策の施策として経済状況の悪化により、会社の倒産や会社の都合で離職を余儀なくされた方などに対しまして、国民健康保険税の減免措置に対して平成21年中の減免措置分を特別調整交付金で補てんするとしております。この減免措置の問題につきましては、これまで検討を重ねてきた結果、現行の税条例の減免条項及び国民健康保険税の減免に関する事務取扱要綱の規定を適用して、具体的な減免の基準を定め実施する方向で、現在最終的な検討をしておるところでございます。また、今回の減免が経済不況に伴う所得の減少に着目した減免であることから、国民健康保険税額の所得割賦課部分を減免の対象とすることで調整をしております。

なお、国における特別調整交付金の補てんについては、平成21年度分で納期が平成22年1月4日までに到来するものとされておりますが、本町といたしましては、来年2月納期となっている第8期までの全期分を対象とした減免措置を実施する方向で調整していることを申し添えておきたいと思っております。この減免に関しての周知については、国民健康保険税の発布時及び町広報紙等で周知を図り、減免申請の受け付けは来月7月中旬ごろから開始をし、窓口などでの相談、個々の事情を丁寧に聞き取りしながら対応してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、高齢者世帯の除雪支援に関して、所得税課税の世帯でも状況により一定の軽減策を構ずるべきではないか、このようなおただしがございました。

19番議員おただしのとおり、高齢者等除雪支援事業につきましては、主に所得税が非課税の高齢者世帯を対象としておりますが、それに加えて近くに親族が居住していないかどうか、真に除雪支援を必要としている世帯かどうかなど、民生委員の意見等も参考にして決定しております。

しかしながら、高齢化社会の進行が進む中で、現在の制度がベストであるかという、必ずしもそのようには思っておりません。今後見直しを図る必要があると認識しておりますが、単に支援の枠組みを広げるということではなく、2世帯、3世帯同居の推進や地域のネットワークの強化など、行政からの支援というよこ糸だけではなくて地域の連携というたて糸を通す仕組みもこれから構築してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、公共施設の給食と農業に関する1点目と2点目、町及び公共施設での給食を町の食材

で賄う農業の確立と検討委員会の設置についてのおただしがございました。関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

町で生産される農産物で公共施設等の食材を賄うためには、安定的に農産物を生産供給できる体制整備と、取り扱い窓口等の課題を解決しなくてはならないと考えております。また、冬期間など農産物が不足する時期の対策も課題となりますが、このことについては今年度より旬の時期に大量に生産された町の農産物を減圧乾燥して粉末や真空保存することによって、公共施設や学校給食で使用が可能かどうかの実証事業を進めているところであります。食の地産地消を進めることは本町農業の重要な課題であると認識しておりますので、農業者、関連機関、団体等と連携をし、供給できるシステムづくりを進めていく考えであります。また、検討委員会の設置につきましては、昨年12月に策定をいたしました南会津町食育推進計画を踏まえつつ、行政、学校、家庭、農業者、JA、第三セクター等関係機関の連携による協議の場を設ける方向で検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められました答弁といたしますが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、就学援助制度の改善をに関してお答えいたします。

初めに、就学援助制度の改善に関する1点目、平成19年度現在で就学援助金の援助率について、大阪府など他の自治体と比較した場合、援助率が低い状態にあることを把握しているかとおただしであります。地域性や家計の状況によって差があることは当然のことながら認識しております。

次に2点目、本町の援助率がなぜ低いのか、東京都の新宿区などと比べ周知方法等に違いがあり、利用しにくいと思われるので、周知の方法や援助費支給要綱の抜本的な改善が必要ではないかとおただしであります。援助率については、経済的理由により就学困難な児童生徒が都市部など他の自治体より少ないのではないかと推測しております。

周知の方法につきましては学校を通して行っており、また、認定については民生児童委員に就学援助が必要と認められる者に係る調査を依頼するとともに、学校長の意見を聞き認定を行っているところであります。

また、援助費支給要綱の改善が必要ではないかとおただしであります。国が定める要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金交付要綱に基づき、今後も執行していきたいと考えておりますが、さらに制度の周知や手続に関して改善を要するところがあれば

ば検討を重ね、より住民が利用しやすい方向に持っていけるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

次に3点目、国と自治体で費用の半分ずつ負担することになっているが、平成19年度の決算資料を見ると、国の負担がかなり減っているが、その理由、項目、金額等はどうなっているかとおただしであります。就学援助費で国の補助対象となるのは生活保護を受けている児童生徒、つまり要保護児童生徒に係る援助費のみでありまして、平成17年度から準要保護児童生徒に係る国庫補助金が廃止され、地方交付税措置となっていることから、おただしにありました事務報告の財源となっていますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 就学援助金のほうからいきますか。

就学援助金問題で、この援助率の状況、非常に南会津町が低いということについて当然認識しているという話でありましたけれども、これ、どういう方法で調べていましたか、認識しましたか。これ全国的な統計というのはインターネットなんかでもちょっとないんですよ。これ、やはり本とかそういったものでしかないんですけども、その辺差があるという認識なのか、あるいはこういうふうに数字的にはっきりとつかんでいたということなのか、その辺をちょっと伺います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

援助率についてどういう理由で差があるのかということを知りたいということですが、今回県のほうで3月に県の調査をしております。これで各町村のいわゆる援助率を調査したわけですが、例えば郡内の下郷町の場合でございますが、19年度5.2%、それから檜枝岐村につきましては援助者がいないということでゼロということでございますが、只見町の場合については6.8%でございます。福島市の場合にはちょっと言いますと、福島市の場合におきましては16%というような状況になっているようでございます。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今、県内の状況についてお話ありましたけれども、県外についても今後状況を把握してもらいたいと思っております。

それから、具体的な周知の方法についてこういうふうに改善したいというような話はなかったんですけども、この中では法律との関係でちょっときょう最低限言っておかなければいけないと思うのは、民生委員との関係なんですけれども、議員の中でも民生委員の方おりますので、実際こういう事務をやったかどうか、ちょっと聞いてみたんですけども、1人の方はきょう休みの方はやったことないということだったんですが、もう一人の方も余り覚えがないということだったんですが、それ以外の人にもちょっと聞いてみました。そうすると、いろんな人の住民税非課税であるとか、すごく欠席が多いとか、いろんなそういうことを調べるのは嫌だというんですよ、嫌だと。そういうことは余りやりたくないということがあるし、さらに平成17年の法律改正で、それ以前は民生委員の意見を聞くことができるという要綱はあったんですが、17年の改正でそれが外れたんですよ。外れたものですから、それ以降、その多くのところで保護者が直接学校なり教育委員会に申請をすると、こういうシステムになっているところがだんだんふえているんです、民生委員を通さないというのが。ですから、そこをこれは法律的にもう要件外れたわけですから、やはりそこは変える必要があるんじゃないかというようなことで思うんですが、どうでしょうか。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

ただいま議員が言われた法律の改正で、17年度から改正されたということで、民生委員の職務から外れたということだったんですが、この法というのは、ちょっとうちのほうで調べたんですけども、把握できませんでした。それで、現在学校保健法の中でいわゆるその準要保護の認定をする際には、福祉事務所の長及び民生委員に対して助言を求めることができるということがあります。

それから、民生委員法の14条の規定の中に、民生委員の職務として、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくことというのが一つございます。

それから、行政への協力についても規定をされております。ということで、いわゆる住民福祉の増進を図る目的で活動されている民生委員の方、厚生労働大臣から委嘱され、なおかつ守秘義務の課せられた民生委員でございますので、町としましては民生委員の協力によってこれからは現行どおりしていきたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 その法的なことがわからないということなんです、就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律というのがあるわけです。こ

の法律の施行令なんです。その施行令が変わって、以前はその施行令の中に民生委員に対して助言を求めることができるようになったんですが、それが17年から就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律の施行令、そこから外れたんです。それですので、なおそこは確認してほしいと思っております。

そして、今後とも今のような方法でやっていくんだといいますけれども、じゃ、ちょっと突っ込んだ話で触れますが、例えば市町村民税の非課税とか、あるいはPTA会費あるいは学級費、学校納付金の減免が行われているものとか、こういう学校の内部でなければわからない問題を民生委員が調べろとなっているわけですよ。これは無理なんです。民生委員もこれ無理だと言っているんです、これはね。あるいは経済的な理由により欠席日数が多いものを書いてあるんですよ。これはそんなこと民生委員が学校で言っていなければわからないでしょう。だから、こういう無理なことがあるものですから、ちょっとそれは今後とも同じ方法でやるというのは無理があると。

そしてまたもう一つは、所得証明書を今までどおりならつけないというんでしょう。所得証明書がなくて客観的にわかりますか。恣意的になる可能性もあるんじゃないですか。例えば仮に田んぼがいっぱいある家とか、あるいはちょっとそういう家だったらあの家はなとか、そういう恣意的になる可能性が私はあると思うんですよ。ですから、やはり今までと同じ方法だなんて今言ったけれども、じゃ最低限、私は、所得証明書をつけるとか何かはしていると思うんですが、いかがですか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答え申し上げます。

この選定といいますか、するときに、民生児童委員の人にだけそれをお願いしているわけじゃなくて、学校からも民生児童委員にこういうことについて調べてくれませんか。それから逆に民生委員から学校にもそういうふうに来ます。直接教育委員会に来ることもございます。それで過日、ことし、つい最近ですけれども、若い夫婦お二人と、それから年寄り夫婦お二人と、まだ両方とも現役なんですけれども、その方で1人奥さんのほうから申し込みあったんですよ。それが民生委員のほうにあったものですから、民生委員困ったんです。私はそれ推薦するわけにはいかないと。私に来たものですから、それは私のほうで話をしまして、その家庭のほうに話をしましたら、それはやる必要はありません。いわゆる補助をもらう必要ないというようなこともありました。

そんなようなことで、それぞれ双方にやっていますから、一つだけでやっているのをござい

ませんので、その辺はお間違えないようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 新宿等の話はそういう話でしたが、実はちょっと福島市あたりも聞いてみたんですが、あそこの場合の話を聞くと、確かに年度途中で失業なんかなかった場合には前年度の所得証明書ばかりではやっぱり問題があるということで、そういう特殊な例については民生委員の方にも意見を求めるというのをやっているというんです。ですから、優先順位とか、やはり私は優先順位、基本的には保護者が教育委員会に申し込むとして、例外的にそういうような場合には、民生委員の助言も求めるというふうに私は今後直したらいいんじゃないかなというふうに思うんです。

いずれにしても、すぐきょうここでこうしますという答弁はないでしょうから、これ以上はやめますけれども、そういう提案をします。

それからあとまた、法律の関連でちょっとここで質問したいのは、この医療費が法律的には6つというふうになっているというんですが、南会津町では虫歯のみというふうになっているということなんですが、これもやっぱり法律的には問題があると思うんですが、いかがですか、そこは。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

その前に、先ほど教育長答弁の中の関連なんですけど、準要保護の認定に当たりまして、学校の状況がわからなくてというようなことがありました。認定する際に民生委員の方の意見も聞くわけですが、学校長の意見も聞いているということの一つつけ加えたいと思います。

それから、所得証明なしで認定できるのかというような部分もございましたが、これにつきましては南会津の町につきましては、国の基準に基づいて要件を定めております。それで、所得要件を定めている新宿区の場合においては、先ほど議員が言われたとおり、5人の家族で所得が436万というようなことでございましたけれども、町の場合、町民税の非課税ということになりますと、それで計算しますと、207万円ぐらいになります。そういった部分で197万円ほどの差が出るのも事実でございます。

それと、今ほどのいわゆる医療費の関連でございますが、学校保健法の中に地方公共団体の援助という規定がございます。その中で政令で定める疾病ということで6つの疾病がございます。これにつきましては、南会津としましても、この法と同じ6種類の疾病を基準とはしてお

ります。ただ、実際に援助をしてあったものが歯科の部分であったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 その病気については実際に申請があったのは歯だけだったというけれども、説明資料の中で歯と書いてあるんですよ。医療費は括弧して歯だよと書いてあって、だから、それを保護者が歯しかだめかなと思っていると私は思うんですよ。その辺ちゃんと説明書の中に病名を全部書くとか、今後そういう改善が必要だと思っんです。

それから、さっき質問の中で言った支給要綱が例規集の中に載っていないんじゃないかというのを、もしちょっと調べたらば、そこをわかったらば伺いたいんですが。

それと、いま一つは、今後の問題として内容の充実というようなことで、ちょっと項目に、後からこれわかったんですが、例えば新入学児童生徒が学校に入る場合、中学校の場合で2万2,900円というのが条件でありますよね。ところが実際に中学生が新入学で入る場合には男の場合だと制服、これが3万5,600円から3万9,300円ということでちょっと差がありますけれども、一番体が大きい人で3万9,300円ぐらいかかると思っんですよ、大きい人は。

それからあと靴とかばんと運動着、冬夏、これが一式で2万8,000円かかるというんです。そうすると合計で6万7,000円ほどかかるんです。そこから新入学生徒の場合には1万円町からもらえますけれども、それにしても5万7,000円ほどかかるんです。支給されるのは2万2,900円ですから、はるかに半分くらいなんです。そういう点でこの内容の充実も今後図る必要があると思っんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ただいま就学援助のこと、援助費の問題で増額はどうかということでございますが、この辺につきましては、それぞれやはりその時々のある程度やっぱり社会の状況、経済状況とかそういったようなことも勘案しながら考えていく必要はあろうかとは思いますが、今のところ条例といいますか、そういった決まりによってやっていますが、今後はそういうようなことについて考えていきたいと思っんです。ただ、どういうふうになるかわかりませんが、議題として上げて考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今後検討してもらいまして、例えば今6.4%の援助率で115人であ

りますが、これが全国平均並みの援助率になると、倍の人数で230人ほどになりますので、やはり少しでも多くの方が該当になるように今後申請しやすく改善を求めたいと思います。

次の質問としましては、国保者の軽減の問題で、最終的な検討をしているということなんですが、7月中旬から申請を受け付けるということなんですが、今把握している範囲では、何人ぐらい当てはまるか、ちょっとわかりますかね。もしわからなかったらいいですが、大体わかれば、移った方で当てはまりそうな人が。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

人数的なそういった把握までは現在してございません。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 次は、除雪料金の軽減につきましては見直しが必要だという話がありましたが、行政だけでなく地域の支援という話がありました。これもやはりもちろん地域の方、近くの方にやってもらうのが当然これは一番いいわけでありまして、それが本当は必要なんですけど、ただやはりその場合においても、最終的には料金というか、そこにやっぱり行き着くものですから、その辺見直しが必要ということなんですけど、これはことしの4月ころですか、私が話を聞いたのは冬のころだったんですけど、4月ころに何か検討会議も始まるらしいという話も聞いたんですけど、見直しの今後必要というよりも、実際検討しているというふうに聞いたんですけど、その中間の状況はいかがですか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 ただいまのことについてお答えをさせていただきます。

まず、除雪の見直しでございますけれども、合併当時より田島地域が24時間、それから館岩、伊南、南郷地域が32時間というようなことで差がございます。そういった時間の関係、さらには除雪作業員に対する単価の関係、そういったものについて、次年度に向けて現在担当係長等集めながら検討いたしております。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 最後の公共施設における給食と農業との関係で、食の地産地消はというような話で、今後協議の場を設けていくという方向になったんで大変いいと思うんですけど、先ほど急だったんですけど、熱塩加納地区のチラシを紹介しましたけれども、そういうのにもぜひ勉強に行ったらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員からおただしの学校給食については、議員も恐らくそれなりの情報を入手されていると思いますが、学校給食会議みたいなのがありまして、非常にこれまで地産地消が入り込みにくいシステムがありました。しかしながら、食の安全ということから考えれば、いわゆる食材の入手経路というのは非常に重要になってきていますので、このことについては先ほど指摘いただいたように、あるいは答弁したように、前向きに地域挙げて取り組みを進めていきたい。その中の一つとして、今回ご提案をいただきました考える会の集会、私の日程等が合えばぜひ行きたいと思いますし、行けない場合は担当職員等にぜひ参加をしてもらおうと、こんなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 町で去年からもそうなんです、ことしもいきいき健康農業推進委員募集して2人で今やっているということなんです、この推進委員の仕事が化学肥料などを使わずに有機性資源を使って、環境に配慮した農業を行うんだということなんです、これとの関連では、このいきいき農業推進については、その辺の学校給食といいますか地産地消といいますか、その辺との関連ではちょっといまいち見えないんですけども、その辺どういうつながりになっているか、その辺ちょっと伺いたいんですが。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、いきいき健康農業推進委員につきましては、農協の指導員の方々が、余り手の届かないといいますか、どちらかというと自家用を中心につくっている方々に土壌づくりから指導していこうと。いきなり無農薬ということではなくて、やはり土づくりから入っていこうということで、ごみのいわゆる有効活用をしながら進めています。そんな中で、今一つの提案として出てきているのは、大豆を一つみんなで作って、そういうものを地元の地産地消という形で農薬等の少ない大豆を学校給食のほうに提供できないかと、こういうことで進んでおります。

なぜ大豆かといいますと、いわゆる外国から輸入される農産物の中でも最も外国依存度の高いのが大豆であり、また大豆というのはさまざまないわゆる給食の材料になっていきますので、ここから初めていこうと、こんなことで進めておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今大豆からという話だったんですが、ちょっと何か線が細いなという感じがするんですね。それで、ちょっと聞いた話では、あそこのこの前の条例を制定した滝原の施設の健康キャンプ村ですか、あの関連で化学肥料を使わない、農薬を使わない農業をやっているという人たちが館岩のふれあい観光農園でしたか、あそこでもやっているそうなんですが、ちょっと私も確認余り不十分なんですけれども、米をつくったら1反当たり10俵くらいで、従来から農業をやっている人から、それでは化学肥料を使わないのはいいとしても、余りにもそれでは食っていけないんじゃないかというようなことで、何か、もうちょっと研究してもらいたいというような逆にハツパかけられたという話もあるんですが、もう少し、何かいきいき農業もいいんですが、何かちょっとよく中身を聞くと取り組みが弱いなとか勉強不足みたいな感じがするんですが、米のほうなんかではどういう取り組みになっているんですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 米のほうはいわゆる機械植えじゃなくて、機械植えよりもさらに育苗の段階で多くの期間を育てた成苗なえを植えていこうと、成苗なえを植えることによってさまざまな、いわゆる病気あるいは害虫、これらに対抗できると、こういうことで進めているというふうに聞いております。

それで、線が弱いという話がありましたが、あえて線を弱くしています。というのは、これまで生産方法というのは農協さんが中心になって指導しています。こことある意味では混乱を招く、トラブルを生ずる、これは避けていかなければなりませんので、それぞれ農協さんに出荷をされている方については、やっぱりある一定の収量がないと生活できませんから、ここについてはそれはそれとして認めていこうと。しかし、そうでない方々の中で一つ土づくりから始めていこうと。それでももちろん米の話もありますが、野菜の話もありますが、学校給食に共通としてもしご提供できるということになれば、豆の問題も当然取り組みを進めようと、こういうことをございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 熱塩加納のほうではまごころ野菜の会というような会をつくって、学校給食に食を提供する会をつくっているという話も聞きましたので、今後いろいろ、いきいき農業推進などを活用して、一日も早く学校給食に相当の食材を供給できるような、そういう農業をしてほしいということを要望して質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時20分から再開したいと思います。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、19番、大竹幸一議員より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 先ほど、館岩のふれあい農園で、無農薬でつくった方が1反当たり10俵というふうに分かるとのことだったんですが、1反当たり1俵ですので、ひとつよろしくをお願いします。1俵です。よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 ただいまの発言についてご了承願います。



◇ 楠 正 次 議員

○渡部康吉議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 議席番号8番、楠正次、一般質問を開始いたします。

非常に眠くなった時間だと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1、国保と後期高齢者医療制度の検証について。

初めに、私は今期の南会津町国民健康保険特別会計予算書を見て、3月当初予算に比較すると1億6,683万9,000円の減額補正に大変驚きました。基金も減少の一途であり、医療分において保険料の改定が行われるものと推測しておりましたが、20年度当初に見込んだ5,180万の基金繰り入れが3,000万減額できたことや、国の特別調整交付金1,700万を新たに基金積み立

てができたこと、繰越金等により応能、応益とも据え置く考えに被保険者としては大変ありがたいことと思います。

しかし、国保の基金は平成18年度に1億2,370万、19年度3,840万、20年度に2,180万取り崩しております。結果、基金残高は1億3,485万に減少しております。国民皆保険制度のとりである国民健康保険制度は町民の健康と安心を守る、担保する極めて重要な事業と思います。県が保険者として昨年4月から後期高齢者医療制度がスタートいたしました。医療保険制度が抱える難問題解決に目まぐるしい制度改正が行われる中、当町の国保財政と後期高齢者医療制度の検証と今後の取り組みを伺います。

①国民健康保険特別会計の20年度決算状況を含めた見解を伺います。

②後期高齢者医療制度施行による75歳以上の方が国保から抜けられました。私はこの方々が後期高齢者医療制度に移行することで国保の医療分会計は保険者、町としては楽になる、よくなると考えておりましたが、どのような影響がありましたか。

③保険料の改定についてですが、国保は特別会計ですから、不足するようであれば基金の取り崩しや保険税率の改定で賄うことが原則と思います。次年度は待ったなしでの保険料改定せざるを得ない状況と考えますが、今後の運営方針、短期的、長期的な方針を伺いたいと思います。

2点目ですけれども、町道唐沢線の活用計画はということで、町道唐沢線は長きにわたり通年通行が望まれており、湯ノ花地区と木賊地区を最短で結ぶ路線として古くから利用されておりました。県代行事業でこの秋ようやく開通の運びとなりますが、古い話で恐縮ですが、約40年程度前までは中学生が冬期間、松戸原に寄宿をして学校生活を送る、そういう時代がありました。徒歩で雪の上を週に1往復というつらい時代、私も経験した一人でありますけれども、そのときでも宮里線を通り穴原経由で松戸原へ行くよりは、雪の中を唐沢線を通ると約半分ぐらいの所要時間で松戸原にたどり着くことができました。町道宮里線の終点の川衣地区には、定期的に生活交通バスを利用されていたひとり暮らし高齢者が8人、8世帯いらっしゃいます。多くは湯ノ花の診療所に行くための利用とお聞きしましたが、中でもある程度元気な方は何人かは、松戸原でのゲートボールを楽しみに週3回利用されておりますが、唐沢線を通ることができれば近くなってどんなにいいかわからないと言っておられます。

町道宮里線側から唐沢トンネルを通行して、町道松戸原岩窓線、これで医療包括施設まで合計5.4キロであります。川衣から唐沢線の入り口までは3.5キロ、計9キロで行きます。現ルートで川衣から診療所までは約20キロですから、半分以下の距離になります。そこで伺います。

①生活交通バスの冬期間の運行計画を伺います。

②ひとり暮らしの高齢者に対し、昨年秋に交通手段等の意向調査をされましたが、利便性の向上や運行経費削減策はありますか。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険と長寿保険制度の検証に関する1点目、国民健康保険特別会計についての平成20年度の決算状況を含めた見解は、このようなおたがございました。

平成20年度の国民健康保険事業の運営状況は、国民健康保険税の収納額及び収納率が前年度を下回る一方で、医療費総額が14億8,693万円と前年度より2%増加したことなどから、歳入及び歳出の両面から財政の安定化を図ることが課題となっております。特に歳入面では後期高齢者医療制度創設による75歳以上の高齢者の離脱や、失業者、低所得者の増加など、国民健康保険税の収納環境はますます厳しくなることが懸念されることから、収納状況の分析とそれに基づく徴収体制の充実と強化が求められております。

また、歳出面においては、レセプト点検調査により、診療報酬明細書の錯誤の発見による医療費の適正化を図るとともに、生活習慣病に着目いたしました特定健康診査を実施し、保健指導の対象となった方には特定保健指導を行い、健康増進と医療費の削減に結びつけていくことが必要となっております。

こうしたことから、今後の安定した国民健康保険事業の運営には、医療費削減に向けた保健事業のさらなる推進と国保財政の基盤強化が緊急の課題であると認識しているところであります。

次に2点目、長寿医療制度施行による国保会計への影響についてのおたがございましたが、国民健康保険会計の面では、比較的医療依存度の高いとされる75歳以上の方々が後期高齢者医療制度へ移行するため、その分の保険税が減収となります。その一方で老人保健拠出金にかわって拠出することになる後期高齢者支援金が、老人保健拠出金と比較をいたしまして縮減されますので、全体的に見れば現状での負担増減には直接影響はないものと、このように考えております。しかしながら、後期高齢者医療制度への支援金については、高齢化率が高まることにより今後増加することが予想されます。一方、国からの交付金の新設など歳入歳出の仕組みも一部変更され、さらには年度途中においても後期高齢者医療制度の改正が行われるなど、今後の国民健康保険事業運営には不確定要素もございます。後期高齢者医療制度が創設されて

まだ1年が経過したところでありますことから、今後は平成20年度国民健康保険特別会計の決算をさらに詳細に分析することにより、国保財政にどのような影響が与えられているかを検証してまいりたい、このように考えております。

次に3点目、保険料の改定を含めた今後の運営方針についてのおたただしであります。国保財政の収支均衡を図るため、平成18年度から20年度までの3年間にわたり、国保税率の引き上げや総合的な取り組みを着実に進めながら、医療費給付の伸びの抑制を図り、一般会計からの基準外繰り入れによらない健全な国保財政運営を目指してまいりました。しかしながら、課税所得そのものが年々減少し、医療費の伸びに見合う歳入の確保が困難であったことから、町では保険者としての責務と国保制度を堅持するという考えのもとに、主に基金からの繰り入れによる収支の均衡を図ってきたところであります。

一方、歳出ですが、医療費は年々増加しており、その削減が大きな課題であると考えております。この医療費を削減するためには、保険者であります町みずからが最大限の努力を行う必要がありますが、一方、集落が担う役割も大変大きいものと考えております。

今後は、各地区でのさまざまな健康づくり事業を通して医療費の削減に結びつけるため、いきいき健康モデル事業の取り組みなど、集落における健康づくり推進の体制づくりを支援し、歳出全体を縮減することにより、結果といたしまして、保険税率の上昇を抑制できるよう努めてまいりたい、このように考えております。

なお、平成21年度の国民健康保険税につきましては、現在の経済情勢や雇用の状況を考慮いたしまして、基金の取り崩しなどによりまして税率を据え置く方針としておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、町道唐沢線の活用計画に関する1点目、生活交通バスの冬期間運行計画についてのおたただしでしたが、8番議員ご承知のとおり、町道唐沢線は福島県の代行工事として昭和57年より事業着手して以来、平成14年からはトンネル工事、そして平成19年からは橋梁工事を実施し、本年中の開通を目指し現在工事が進められております。本線の完成により館岩地域の生活利便性の向上を初め、木賊温泉、湯ノ花温泉を結ぶ観光ルートとしての活用、田代山登山のシャトルバス運行等による経済効果が期待されておるところであります。生活交通バスの運行につきましては、現在運行計画の認可申請中ではありますが、その計画の中では町道唐沢線を通るルートは想定しておりません。

しかしながら、川衣方面から公共施設や診療所への時間短縮効果等も期待できますことから、今後、本年度の運行実績を検証しながら地域住民の方々のご意見を踏まえ検討してまいりたい、

このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に2点目、ひとり暮らしの方の意向調査結果を踏まえた住民の利便性向上等運行経費削減策についてのおただしがございました。

昨年度南会津町地域公共交通会議では、交通弱者である高齢者のみの世帯の方を対象に、地域公共交通に対する意識やニーズ等に関する住民移動ニーズ調査を実施いたしました。調査結果では、高齢者の外出機会は少ないとの結果になっておりますが、外出目的は通院、買い物が主であります。特に館岩地域においては通院の割合が高い結果となっております。こうした住民ニーズや住民懇談会の移行を踏まえまして、館岩地域の生活交通計画においては診療所へ通院する際の乗りかえをなくし、また、診療日に合わせた運行日を設定するなど、住民の利便性向上に配慮するとともに、使用車両をジャンボタクシーへ転換するなど、環境対策や運行経費削減にも配慮した計画をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 収納が前年度2%減少という、75歳以上の離脱等々があったため、それからレセプト点検等の結果、これなどは1,700万の調整交付金の中身なのかなというふうに感じておりますが、加入世帯の中で、後期高齢者医療制度に移行されたために減った方が先日3,201というふうに確認できました。被保者数は3,009人の減少ということですが、失業等々で、リストラ等々です。被用者から国保の被保険者になった方はふえているのかなというふうに思います。全体では大きな制度改正により減少しておりますか、そこはどうでしょうか、ふえているんでしょうか。

それともう一点は、医療給付費の状況は74歳以下であるとのようになっておりますか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

ただいまの3,201という世帯数をおっしゃいましたが、これはいわゆる国保の3月末現在の世帯数ということでご理解をお願いしたいと思います。

それで、手元にあります資料で申し上げますと、3月の場合、社保の離脱が90世帯ございまして、反面社保の加入が51ございまして、差し引き41社保の離脱が減っていると、この程度の数字で推移はしております。全体的な数については今ほど若干用意しておりませんが、3月期においてはこのような数字になっております。

それから、後期高齢者の関係につきましては、いわゆる世帯数でなくて個人加入ということで整理をしておりますが、3月末現在で申し上げますと3,842人という数字になっております。それから、医療費の関係ですが、いわゆる2%ほど削減になったということですが、いわゆる後期高齢者が国保を離脱しまして高齢者医療に行ったときに、一番お金のかかる方が離脱するので医療費も削減するのではないかというような国の見通しがありましたが、実際のところはさほど移動は行われなかったというような、今のところの実績は出ておるようでございます。

したがいまして、74歳以下につきましても同じような経緯で移動をしているというような見込みをつかんでおります。

それと、一番医療費の増加の大きな原因としては、南会津町の場合、いわゆる専門医が2つほどふえております。その専門医にも調剤がいわゆる院外処方という形で出ておりますので、調剤のその伸びも若干加味されてきたということで、医療費の削減についてはなかなか容易ではないというような認識を今のところ持っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 90世帯が抜け51世帯が加入というような話がありましたけれども、実際は余り医療給付費の移動はなかったということでありましてけれども、やはり医療機関がふえたり、舘岩にも特設の眼科医ができたわけですがけれども、やはり住民の暮らしが守られる、安心できる、医療の利便性が図られると、どうしても医療費は上がってしまうのかなというふうに私も思っております。

ここで抑制、先ほど町長が言われましたけれども、医療費の抑制でありますけれども、抑制には私が考えるには赤ちゃんがおなかにいるときから、二、三日前の「いのち輝く」という新聞報道にもありましたけれども、妊娠中にきちんとした栄養をとらないと赤ちゃんが貧血になって、その人は長くそれが続くと産まれてから脳に障害が出ると。あと、昨年度であります、その「いのち輝く」のところに出たものでありますけれども、前の委員会の中で私申し上げましたけれども、低体重児の子供が最近は多くなっている、ということでありまして、低体重児というのは2,000グラム以下で産まれる、そういうことがあります、おなかの中で子供が十分な栄養がない、これが入ってこないために、エネルギーが入ってこないためにインスリンの分泌をやめてしまう、こういうことも出ておりました。そうすると小児糖尿病になるそうです。ですから、母親に保健指導なりも今もされているとは思いますが、母親、そして乳児、幼児、小学生、中学生と。中学生は間もなく、もしかすると国保の被保険者になる可能性もあります。ですから、教育分野の中でも国保の仕組み、案外健康増進とかそういう

ものにチラシ、町の広報紙とかそういうものにされておりますけれども、先日も総合健診の会場で胸のレントゲンだけで帰るんだという我々世代の人がかなり大勢いらっしゃいました。それで受診率が上がると特別調整交付金という国からの交付される制度があるんだよと、総合健診を通してするべきでないかという話をしたら、やっぱり意識が低いとかよく知らないとか、何でもないから結核だけ検診すると。体に症状が出てからでは遅いというようなことも小さなうちから、我々世代になってメタボの検診をすることも、これもすごく重要だと思います。ですけれども、小さいうちからそういう教育も一つ重要な長期的な政策の一つではないかなというふうに感じております。それが医療費の抑制にはやがて大きな効果になってくるのではないかなというふうに考えておりますけれども、どうでしょうか。

あと、学校ではそういう教育を、例えば小学校で1回、中学校で1回とか、そういう生活の時間とか総合学習とかそういうことができるかどうか、それは仕組みも含めて、以上、お聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

結論を申し上げさせていただきますれば、いわゆる言ってみれば、議員が今お話のあったのは全く同感であります。私たちはともすると、私たちの目の前にあらわれた事象、現象というものにどうしてもとらわれて、その事象、現象が生まれた根本は一体どこにあるのかというところに、なかなか意識を向けていないところがあります。ここは反省をしなければならないところではありますが、私は今、この後も質問にあるかと思いますが、大人の学校というものを何とか南会津町におけるさまざまな行政課題の解決の拠点になればというふうに思っております。

その一つとして、やはり母親になる前、もっといえば未婚の段階から、いわゆる将来に責任を持つ体である、そういうことをぜひご理解をいただきながら子育て、あるいはまたスポーツ、健康の取り組みを進めていただく、こういうようなものに組み立てをしていきたいというふうに思っております。

したがって、当面对応しなければならない医療制度の問題ももちろんありますが、私は議員おただしのように、その根っ子の部分、根本の部分に南会津町としては独自の仕組みをつくりながら取り組みを進めたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

学校でのいわゆる健康安全の教育ということでございますが、現在行っているのは性教育を

含めた健康安全、そういったことは行っております。

なお、それと一緒にやはり今議員さんからあったような、いわゆるどのようにすれば健康に生きられるかと、将来に向けたそういった考え方を養っていく教育は今後も続けてほしいと、これをやってもらうように努力したいと思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 21年度のヘルスアップ事業、この中に先駆的モデル事業というのがありましたけれども、未受診者への受診勧奨事業と早期勧誘保健事業、この制度について内容をちょっと説明していただけますか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

国保ヘルスアップ事業につきましては、いわゆる特定健診を受けた後に再受診といいますか、要再検というふうにされた方が、病院にそのまま行かない状態の方がいらっしゃいます。その方についてはいわゆるレセプトが点検できますので、そういう方に保健指導員、保健師なりがお宅を訪問しまして受診を勧めるという制度でございます。受診を勧めることによって初期の医療費は余計にふえるわけでございますが、病気が大きくなるといいますか、その前の予防の意味の事業でございます。これはもう昨年度も実施をしております、いわゆる対象者につきましては30代、40代の男女約30名程度を想定をしておる事業でございます。事業経費については86万8,000円程度でございますが、ほとんどこれは保健指導員の人件費というふうにご理解をいただければと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 先ほど申し上げましたことは、その先駆的モデル事業、これに赤ちゃんから妊娠しているお母さん方から小学校、中学校、こういうことで、こういうきちっとした国保に対する考え方、そういうものを養うことといいますのは、この先駆的なモデル事業とはならないのでしょうか。先駆的モデル事業というのは、今言われたのは未受診者への受診勧奨の部分だと思うんですけれども、先駆的モデル事業というのは、国でも示されたこういう形というのがあるのでしょうか、お聞きします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 特別調整交付金の対象事業として、本年度南会津町でも実施をいたしますが、いわゆる先天的ということではないかもしれませんが、エイズの予防事業というこ

とで、これも見ております。これは先ほど教育長のほうから答弁いたしました学校における性教育の一つのあり方ということで、今年度についてはエイズ予防教育ということで推進をしたいというふうな考え方をっております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 後期高齢者医療制度に移行された方の部分でちょっと聞き逃した部分がございますけれども、20年度に7割から8.5割、8.5割から9割への年度途中での改正というんですか、あったわけですが、所得割がなくて賦課されなくても世帯4万円の負担で、9割軽減でも当然4,000円の負担が出るわけですけれども、この方は年金天引きはできないんですよ。納付書が発布になっても前の例というふうに考えて捨ててしまったとかという話を聞いたことがあります、その辺はどうでしょうか、周知の部分ですけれども、相談とかそういうものはありましたでしょうか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 年金の天引きの方がいわゆる途中から軽減世帯になった場合については、一度年金から差し引くのを取りやめまして、普通徴収に変えるということで、そういう対象の方につきましては途中で納付書を送付いたしました。その軽減の割合等についても経緯は説明しておりますが、ただどうしても年金から引かれるものというような意識がありまして、確かに普通徴収をされなくて納付書が領収書ではないかというような考え方のもとに、捨ててしまったという方がおりましたので、そういう方につきましては年度末に再度通知を送付いたしまして、丁寧にご説明をして納付の勧奨をしております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

通告外ではあるんですけれども、先ほど19番議員のときに、所得割を減免という答弁があったと思うんですけれども、応能割の減免は交付対象というか、応益割の部分の減免に対しては国のほうからというのがあると思うんですけれども、先ほど所得割の減免と失業者のはありましたけれども、それは対象になるのでしょうか。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

離職された方の減免の関係ですね。あくまでも所得割を減免をしていくという考え方でございます。

それから応能割合、いわゆる均等割、平等割の関係につきましては、その所得に応じまして

基本的には法定減免、7割・5割・2割ということでされておりますので、そういうことでご了承いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 それでは、2番の町道唐沢線の活用のほうに移りますけれども、大変私の聞こうとしていたことはすべて網羅された答弁であったと思います。1点だけ、長年待ち望まれていた冬期間の通行、これができるのかどうか、まだ検討中かどうかわかりませんが、その辺をお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

これまでも公共交通の体制の整備につきましては、私の口から何回となく申し上げておりますが、実態に合うように住民の方々が利活用ができる、そういうものに仕上げたいというのがありまして、当面今回生活バスを運行いたします。その運行を見ながら町道唐沢線の運行についても考えていくと。当面今年中に開通するだろうということで予定をしておりますが、その時期がまだ明示されておられませんので、その時期を見きわめながら考えていく。いずれ住民の方々と意見を交換する中で、冬期間の運行についても議論にのるだろうと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 戻って申しわけありませんけれども、先ほど答弁がありましたけれども、基準外繰り入れはどのくらいできるのか、基準外の基準といいますか、それがいいのかどうか、一般会計から際限なくといいますか、そういうことができるのであれば、それは全くないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

国保会計に対する基準外の繰り出しというお話でしたが、基準外にするかしないかは、それはそのときの政策判断でございまして、ただしそれぞれ基準があるということは、それぞれの会計が独立してきちんとした会計運営ができる、これを保証するための基準内ということでございますので、ある面で基準外を乱発することによって、逆な意味で一般会計の負担という形にもあらわれてきますので、その辺は十分に考慮しながら、そのときの判断でやっていきたいと、こんなふうに考えております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 まことにそのとおりだと、私も思います。国保の住民だけではありませんから、町民は。ぜひとも適切でやはりきちんとした運営ができる体制、大幅なアップとかが単年度にならないような施策を一つお願いして、提案させていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○渡部康吉議長 以上で、8番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 信 作 議 員

○渡部康吉議長 次に、4番、馬場信作君の登壇を許します。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 議席番号4番、馬場信作です。

本日最後の一般質問ですが、町が元気になるような質問ですので、通告しました内容に従い質問いたします。

初めの質問は、集落が元気になるため、あるいは集落支援事業の充実のため、総務省の事業である集落支援員制度を活用できないかということであります。

農村の集落は生活や生産活動の拠点であり、伝統文化を維持したり農地や森林を管理し自然環境や水源地を守るなど、大きな公共的役割を持っています。しかし、現状は共同生活機能の低下や生活交通手段の不足、森林の荒廃や耕作放棄地の増加など深刻な状況にあります。そこで、国の集落対策事業である集落支援員制度の活用で集落の機能や役割を回復できないか。

この制度は、支援員が集落内を点検して課題を調査して、その課題解決のために必要な事業や施策をも行うことができます。そして、支援員の報酬、旅費、活動経費などは特別交付税で措置される。つまり、経費は国が面倒を見てくれるという事業でございます。町の集落対策の必要性を認識され、各種事業が実施されていますが、事業の選択肢が多くなれば、より集落の実情に合った施策が展開できるのではと考えますが、集落支援員制度の活用について伺いたします。

次に、一般企業の農業進出について伺いたします。

現在の農地法では、農業生産法人以外の一般企業や法人が、直接農地の権利、権利といいますが農地の売買、貸し借りあるいは転用などの権利ですが、それを取得することはできません。現在企業が農業に進出できる方法は、町が農家と貸借契約をして、その農地を企業に貸し出す

という町が仲介する農地リース方式があります。この方式は特定法人貸付事業という制度であり、町が農家と企業の間に入ることにより、安心と信頼が得られる事業になります。この制度化には、遊休農地解消のため企業が進出する区域を設定するとか、あるいは農地利用計画や協定書の締結などの条件がありますが、この制度を活用すれば、地元企業や法人あるいは第三セクター会社の多角経営やあるいは遊休農地の減少、雇用の増加になると考えますが、企業が農業進出しやすくするため、農地リース方式の制度化についてお伺いいたします。

最後に3点目、職員の自己啓発休業制度、つまり役場に就職したが、その後もっと勉強したり体験を積んで、今後の業務に生かしたいという場合の制度でございます。

19年8月に地方公務員法の改正により、自己啓発休業制度の条例制定ができるようになりました。これは3年間を上限に大学での勉強や国際貢献、国際交流活動などが身分を保障されたまま休業できるという改正であり、町は条例を制定して人材育成、自己啓発のため門戸を開いておくべきと考えますが、職員の自己啓発休業制度の創設についてお伺いします。

以上、演壇より質問いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、集落支援員制度の活用についてのおただしがございましたが、過疎化や少子高齢化等の問題については、共助活動や伝統文化の継承など、地域の力の維持発展を考える上で重要な課題であり、集落の実情に合った施策の展開が不可欠と考えております。町としましては、現在やまなみ泊覧会を通じた集落のさまざまな取り組みへの支援や総合支援センターでの除雪支援サービス、高齢者見守り隊など住民と行政のパイプ役を強化し、地域の実情に沿った住民サービスの充実に取り組んでいるところであります。また、これまで実施をしまして地域活性化発展支援事業や地域助け合いモデル事業、集落維持発展支援事業などの支援策も引き続き活用し、集落への支援をしましてまいりたいと考えております。

おただしにございました総務省の集落支援員制度の活用についても、支援員に係る経費が特別交付税に措置されるなど、新たな雇用の確保にもつながるため、必要に応じ今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、農地リース方式の制度化についてのおただしがございました。

本年6月17日に農地を借りる際の規制を大幅に緩和した改正農地法が成立をいたしました。この改正においては農地の権利移動規制が見直しをされまして、議員がご質問された農地リース方式、正式には特定法人貸付事業を廃止することとされたところであります。法改正による

取り扱いの詳細については、これから整備されるものと思いますが、今後農地の利用促進に向けて一般企業やNPO法人など、農業生産法人以外の法人なども借地方式で農業への参入が可能となります。

本町においては、農地所有者の意向や地域事情に配慮しつつ、第三セクターや民間企業、さらには加工業者等が農業分野への参入によって新たな企業創造へ取り組みを強め、農商工連携の推進による遊休農地の解消と雇用の場の創出につなげたい、このように考えております。

次に、職員の自己啓発休業制度の創設に関するおたがございましたが、本町では台東区等への派遣を初め、福島県自治研修センターや市町村職員中央研修所、総務省自治大学校へ積極的に職員を派遣をし、職員の自己啓発や人材育成に努めております。

議員おたがの職員自己啓発休業制度につきましては、一連の公務員制度改革の流れの中で導入された制度であります。まずは日々の業務の中で自己啓発の意識の醸成を図りながら、現状の人材育成のための職員研修を充実させ、その効果等を見きわめながら制度の創設について検討してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 集落支援員制度についてでございますが、本当に町はいろいろな集落支援の事業をやっていることは十分存じております。その中でも独自の総合支援センター事業というものは本当に地域にとって、例えば合併によって周辺が寂れるのではないかと、本当に大きな不安とかありましたが、それに対しての一つの明快な答えかなという感じで、私は今までの事業も評価しております。そのほか発展支援事業等々あります。

ただその中で、私はあえて今回さらに選択肢を多くしたらいいんじゃないかといっていますのは、この総務省の制度は、まずは極めて自由裁量の大きい事業です。結構国の事業となりますと、集落に関してはこういう集落しか利用しませんとか、あるいはその支援員の人材に関しても、こういう枠にはまる、あるいは経費に関しても、もちろんすべて見ないでこういう部分を見るという、その何と申しますか、制限が大きいという、よく一般的な話です。この事業はその点、集落の例えば65歳以上が何%とかそういう決めもないし、あるいは行政区に限った集落ということじゃなくて、地域という大きな集落というとらえ方もできるという柔軟性があります。あるいは支援員としての人材も、これも見てみますと、本当に行政のOBの方からそれこそ自治会長とかそういう地元の人から、あるいはさらに町外のそれこそ一般の人、全国募集でもいい

とか、そういうふうに入材に関しても極めて広い、制限がありません。経費に関しても、これは人件費はもとより、集落を調査した結果、そこでこういう事業が必要だとなった場合、その事業に対する経費でさえも今検討中、明快な答えはないですが、そこまでも見てくれる可能性もあります。

そういう意味で、私はこの事業のそういう特徴が、極めて有利な特徴がありますので、検討中ということなので、そういうものを踏まえて、この事業のすごい有効性があるとは思いますが、その辺をもう一度お聞きいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

ただいま議員からお話がありましたが、理念あるいは地域に見合った柔軟な対応性というのについては全く同感であります。ただ私が一つこれから検証を、あるいはその検討課題にのせなければならないというのは、その支援員というのは教育の現場でもあります。それらについて採用をしていくことは可能だと思いますが、採用した後のいわゆるさらなる研修と申しますか、あるいは実際に支援員が活動した後の活動内容の検証、こういうことを重ねながら、やはり実態が住民の方々にしっかりと手ごたえのあるものにしていかなければならない。ただ、置いてそれで終わりではない、こういうことになるかと思うんです。

国の政策としてさまざまな支援員制度もありますが、そこは私たちがしっかり現場の声として国に上げていって、さらなるその内容の充実あるいは改善、これらを図っていかなければならないだろうと、こういう考え方でおりますので、少し時間をいただきながら進めたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 時間を置きながら検討するということですが、その中でぜひ検討の中に一つ提案したいことは、この支援員は先ほど申しあげましたように、県の普及員のOBとか行政のOBとかもありますし、あるいは区長、自治会長でもいいです。その場合、まず町内からもしも採用ということになれば、私は東部の人西部の集落支援員になれないかどうか、そういう交流、やはりそういう風土といいますか地域差といいますか、そういうものをお互いこういう支援員によって実感するといいますか、そして私は峠を越えた交流という言い方をしていますが、そしてぜひ心の峠をなくしたいと、私、そういう意味合いでお互いに支援員が東部、西部を交流的な支援員に、そうすると、お互いの地域実情がより理解できるんじゃないかという一つの方向と、もう一点。

これはある意味では全国公募もできます、いわゆる町外からです。そうするとぜひ若い人をこういう集落に興味を持つといいますか、地域おこしのいろいろ今全国的な傾向でそういう興味を持っている大学生を含めて若い人もいます。ぜひそういう人が必要な集落にはそういう人を配置して、それによってあわよくば定住化といいますか、その若い人が、現在町にもそういう流れの中で定住化しつつある人もいます。それによって少子高齢化といいますか、そういうものに少しでも役に立てるような、そういう支援員制度の活用の仕方もあるんじゃないかという、2つほどのことを提案しまして、この検討をされる際にはそういう内容も加えてほしいと思います、それに対してのちょっとご意見を伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

いろんな考え方があると思います。その中で、やはり地域事情がよくわかっていたほうがいいという場合と、余り地域事情がわかり過ぎて先入観が働いてしまうとか、そういう問題もあるとは思えます。ですから、先ほど申し上げたように支援員を仮に置くということになれば、人格あるいは人徳、そういう、ただ知識だけではなくて言葉の力というのもありますから、いろんな方と接する機会が要ると、得られるように、そういう場所がふえることになりますから、そうした場合にやはり一たんは受け入れて、いわゆる最初から入り口で何ていうんですか、道をふさいでしまうというような方ではない、一たんは受け入れてあげられるという度量、そういう裁量を備えた人が支援員に私は適するんだろうと思うんです。

ですから、これもそうはいいながら、どういう選択をするか、あるいは基準を設けるかということも一応はつくることになるとと思いますが、それでもなかなか思うような結果が出せないということもあると思います。したがって、先ほど申し上げたようにやってみて、実態の中から検証、改善を図っていく。そしてまた検証を重ねていく、こういうところまでしていく必要があるんだろうと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 本当、そのとおり同感です。採用に関しても、あるいはどんな仕事をさせるかといいますか、業務内容にしても、これは町のたしか自由裁量です。こうなさいという今のところは決めはないんですから、そこはぜひその自由裁量を理解して、ぜひもしもこういうのが制度化されるならば、十分町の意向が反映できる制度ですので、その点を考慮して先ほどの提案も含めまして、もちろん採用となればいい制度にしてください。

次に、農地リース方式に関してですが、6月の改正農地法でこの制度はなくなります。年内

に施行はされるということですから、まだ今現在は生きているわけですが、ただ私はこの制度をあえて持ち出したのは、改正農地法になりまして、これも別に企業が自由、野放しで貸し借りできるわけではありません。いろいろな農業委員会の報告義務もありますし、あるいは町もまた農業委員会に意見を言ったりとか、それなりにまるきり自由になるような改正ではないと思っております。

その中でちょっと聞きたいのは、企業の農業進出に対する考えというものをここで、ちょっと一般論であれですが、町長の考えを聞きたいです。つまり、中央のほうでも農地法改正につきましてはもう長年議論してきました。農地が荒れたり担い手不足にするのはやっぱり企業が進出してそれを補うべきじゃないか。片や、いや、企業というものは利益優先、株主優先だから地域貢献にならない。それこそ倒産したりあるいは合併とか子会社化したりして、最初の契約の会社がいつの間にかどこかの外国企業が入ってくるかもしれない。そういう意味合いで、企業進出に対してはメリット、デメリット、これはもう前々から議論されていたところですが、ここに来て、いわゆる耕作放棄地、遊休農地の増加に歯どめもかからない、それで担い手不足にも歯どめがかからないということで、私は改正農地法で緩和されて、より進出しやすくなったと考えております。

そこで、町においていわゆる企業の農業進出についてはどういう考えを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、農業の推進振興については、基本的に既存の農協を核として進めるべきだろうと、私はそう思っております。過日の農協の幹部の職員方と町長との懇談会を持った席でも、そういう話をさせていただきましたが、ただご存じのように、農協は郡内一つの組織になっています。しかし、町村は郡内に4つの町村がございます。そうしますと、なかなかいわゆるそれぞれの町村と農協が歯車をかみ合わせながら一緒にやっていくということができにくいところがあります。そういう分野、町の特徴を生かしながら、そういう分野でのいわゆる企業の方々の希望等を取り入れながら農業に進出し、そのときにどんな支援ができるのか、あるいは第三セクター等々についても町出資をしておりますので、ここの中でどういう役割を担えるのか、こういうことを考えていくべきだろうと、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それなりに進出するには農業振興に貢献することだと思います。

いずれにしろ、また企業は企業の論理というものがありますから、農業団体とは違った無断転用とか、あるいはいつの間にか農地が産業廃棄物の置き場になったとか、そういうのは時々報道されますが、そういう意味合いで、そういうものにある意味じゃ慎重になるケースもあると思います。

そこで私は、次の改正農地法が施行されれば、今度は直接こんなリースなんていう方式をとらなくても、企業と農家の間で契約は結ばれることも可能になると思います。その場合、やはり農家と企業という契約関係になりますと、私はできればそこに町という仲介があったほうが恐らく双方にとって安心と信頼が生まれるんじゃないかということで、リース方式じゃなくてもいいですけども、そこにやはり町が目を行き届かす、その農地に関してです、そういう意味合いで、私は何らかの町の仲介ですか、その間を取り持つといいますか、そういうことが必要じゃないかと思いますが、それについて伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、いわゆる農業政策の特に生産の部門においては農協が主体的にこれまでやってきております。そういうことですので、いわゆる企業と農家の方々の貸し借りの中に直接的に町が介入するというのは、やはりまだ今の段階では十分な協議検討が必要だろうと、こう考えております。それはまず、これも実現できるかどうかわかりませんが、仮にそれぞれの町村が非常に農政そのものを町の村の重点政策にしているとすれば、いわゆる広域市町村圏の中のテーマとしてとらえることができないのかと、こういう今、実は働きかけと伺いますか、ご提案を申し上げますので、それらを見きわめながら、確かに企業と農家で心配な部分がないわけではありませんけれども、その役割を逆に農協さんが担うと、こういうことも一つの選択としてあるのだらうと思いますので、今後さらに実態を見きわめながら検討していくと、こういうことになるかと思えます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうですね。まだ改正農地法も施行していませんし、実態を見ながらということで、ぜひとも農業振興になり、かつ農地が安全に保全されるという、そういう農業行政になるような、ぜひいい企業進出になるような方式をこれからも検討していただきたいと思えます。

それでは、3番目の自己啓発休業制度についてお伺いします。

そういう制度を検討するというところでございますが、私は、こういう地方公務員法の法令改

正になった背景には、それだけやはり職員の能力が以前よりはすごい必要といたしますか、期待されている状況になったと思います。古くいえば、機関委任事務の廃止、ということはイコール自治体の自己決定権といたしますか、能力が今度は拡大したわけですね。今までは簡単に言いますと、町のわからないことは県に聞く、あるいは国に聞くと。そうすると上意下達で指示があったりいろいろなことで、そういう意味では、何ていいますか、自己決定権というのも上からの指示でしたよね。そういう意味で、その辺から自治体の職員、住民も実はそうなんです、大きく変わってきました。

その中で、今の町のいろいろ提案型事業というの、恐らくそういう流れの中で出てきたわけですが、そういう意味合いでお聞きしたいのは、私は自己啓発の必要性、あるいは職員の自己能力の開発といたしますか、それはますますこれからも必要になってくると感じていますが、町長のお考えをお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

全く私も議員がお考えのように大変いわゆる重要な分野であるというふうに認識をしております。特にこれまでもたくさんの議員の方々からご指摘をいただきましたが、一人一人職員が経営感覚を持ち、その感覚とあわせて経営の知識です。基礎的な知識、これをやっぱり備えていくということは当然必要なことでありまして、どこの部署に行っても、やはりそういう視点から物事をとらえて、行政の事務に業務に当たると、こういうことになるかと思っておりますので、この件については特に必要性を強く感じております。

あわせまして、経済対策を中心とする県の政策がどんどん地方のほうの提案という形で求められてきますので、これの企画提案の能力もこれから職員には求めてこられるだろうと、そのときに職員が生き生きとやりがいを持ってその業務に当たられる、そういう環境づくりをするためには、やはりこの自己啓発を含めた教育環境というのを整えなければならないと、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 人はだれでもそうですが、高校なり大学卒業時に自分の職場あるいは職業を決めます、一般的に。そしてその後やはり迷いなりあるいはもっと、ああこんな制度があったのか、こういうところで勉強したかったとか、そういう自己啓発のまた機会を知る、情報を知る機会もあると思っております。そういう意味合いで、私はこういう制度をやはり創設しておいて、それがどれだけ利用があるかどうかの実際的な、それは私ももちろんわかりませんが、

しかし、特に若い人を含めまして、そうやって職場に入ってからもっと勉強したかったと、簡単にいえば、そういう職員に対しての私は門戸を開いておく必要があると思ってお伺いしているわけですが、その中で、これは総務課長さんのほうですか、これ休業ということですから、休暇とは違います。休業という場合、例えば給料とか例えば勤続年数とか、あるいは昇給関係は、この制度は町にできていませんから一般論でいいですが、そういう場合、どういう取り扱いになるかわかればお伺いいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

休暇と休業と大きく分けますと2つございますが、一般的に休業となりますと、基本的には給与の保障がないということございまして、例えば育児休業、さらには本制度、まだつくってはおられませんけれども、今回のご提案のありました自己啓発休業制度、これにつきましても休業ということの整理でございますので、給与の保障がないということございまして、一般的に休暇というような名称での休暇になりますと、当然のことながら一定の限度がございますけれども、給与の保障の対象になると、一般的にはそのような区分でよろしいかと思えます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 一部答弁漏れましたが、例えば復職した場合の取り扱いというようなことだったと思いますが、それらにつきましては、今回の提案のありました自己啓発の休業についての休業した期間の一定割合について、在職年数から省かれるというような退職手当の制度上の規定になっているようでございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうですから、もしもこの制度ができて、この制度を利用する職員にとっても、ある意味じゃ勉強とはいえ覚悟がとといいますか、決意が本当に必要です。ただ、その中で復帰後、勤続年数とか、あとは昇給とかの配慮は、これは条例の中でもまた私は恐らく規定できると思うんです、その優遇といいますか。だからそういうのをぜひいろいろな配慮を加えた上で、私はこの制度を何とか、検討中ということございまして、実現する方向で検討してほしいわけですが、この制度に関して一番の障害といいますか、検討する上での課題といいますか、そういうものはどういふところになりますか、お伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、要は一番は本人がどれだけモチベーションを高

めるかということなんです。したがって、休業ということになると、先ほど総務課長がおっしゃったように給与等の保障がないということですから、家族の理解とかそういったものが得られないとなかなかいけない。じゃ、どういうものがあるのかというと、恐らく海外のものとか、あるいは長期研修といっても、一たん自宅に戻れるという、そういうものもございますから、私の中では、この休業までして自己啓発をするという前に、大人の学校を通して職員に必要な研修をしっかりとしてもらおう。ただこれは義務ではなくて、これもある意味では個人の自由な選択の中で、いわゆる休暇も含めまして対応することはできるだろうと、こういうふうには思っております。

今、年休の取得率が非常に低い、こういう状態にあります。そういう中で職員が、また休暇をとって自己啓発をするかということになると、どうも厳しいので、私は今の実態を見きわめると、まずは必要な研修、必要な知識、必要な啓発はまず先ほど申し上げたように、日常業務の中と、あるいは今後予定をする大人の学校の中でやっていくと、これがまず優先する事項だと、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そういうことで理解しました。ぜひとも門戸を開くという意味で一つ提案しまして、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問を終わります。

上着の着用をお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明25日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日はご苦勞さまでした。

散会 午後 4時33分

平成21年第2回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成21年6月25日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1番 湯田 哲 議員
- 18番 菅家 幸弘 議員
- 6番 渡部 優 議員
- 7番 星 光久 議員
- 17番 芳賀沼 順一 議員
- 5番 山内 政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 湯田 哲 | 議員 | 2番 | 渡部 俊夫 | 議員 |
| 3番 | 高野 精一 | 議員 | 4番 | 馬場 信作 | 議員 |
| 5番 | 山内 政 | 議員 | 6番 | 渡部 優 | 議員 |
| 7番 | 星 光久 | 議員 | 8番 | 楠 正次 | 議員 |
| 9番 | 大宅 宗吉 | 議員 | 10番 | 渡部 忠雄 | 議員 |
| 11番 | 湯田 秀春 | 議員 | 12番 | 星 登志一 | 議員 |
| 13番 | 星 和男 | 議員 | 14番 | 平野 昌盛 | 議員 |
| 15番 | 阿久津 梅夫 | 議員 | 17番 | 芳賀沼 順一 | 議員 |
| 18番 | 菅家 幸弘 | 議員 | 19番 | 大竹 幸一 | 議員 |
| 20番 | 児山 寿明 | 議員 | 21番 | 五十嵐 司 | 議員 |
| 22番 | 渡部 康吉 | 議員 | | | |

欠席議員 (1名)

16番 渡部 東 議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長 補佐
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会 事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所 振興課長
森秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。都合により欠席届のあった議員は、16番、渡部東君であります。遅刻する旨届けのあった議員は、11番、湯田秀春君、17番、芳賀沼順一君であります。

直ちに本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

-----◇-----

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

大変暑くなるようでございますので、上衣の脱衣を許可いたします。

-----◇-----

◇ 湯 田 哲 議員

○渡部康吉議長 それでは、1番、湯田哲君の登壇を許します。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 おはようございます。

緊張していますが、1番、始めたいと思います。

質問に先立ちまして、前回の3月議会で駒止湿原の駐車場の問題ということで、対策ということで質問させていただきましたが、先週20日の土曜日の日、「ひめさゆり」のオープニングセレモニーの後、5番議員と現地を見に、帰り寄って見てきました。

そのときに、駒止湿原、大型が3台、乗用車が駐車場は満杯で、路上に多分その倍ぐらい、多分30台ぐらいはもちろんありました。路上駐車でした。そのときの報告だけさせていただきます。

整理をしたときに、本当に人員整理というか、係員が無線で上と下でやりとりをしまして、それをスムーズにいていたことには本当に驚きました。既に動き始めていて、車の台数は倍に来ていて、大型は旧駒止茶屋があった場所に2台が待機しているような形で、まるで本当にどこかの観光地に指定されているような形で、交通整理をしていたことに本当に感謝します。その後商工観光課のほうの、何でしょうか、政策というか、主導だったみたいですが、地元の人がやっていました。

その後に商工観光課じゃなくて、生涯学習課のほうですか、そちらのほうで今度借り受けのほうに駐車場の土地の関係で打ち合わせにきたこともありましたので、さまざまな町の対応に感謝しています。

前置きが長くなって申しわけありません。

それでは質問に入ります。

1、生きがいあるまちづくりについて。

先日、町の回覧板で「第1弾、おとなの学校『林業技術員講座』を開校します」というタイトルで、参加者募集の通知がありました。その募集の前文には「町では農林業を初め、環境・趣味などについて学び、町民の皆様が生き生きと人生を歩んでいくため、『おとなの学校』を開校します」と書かれていました。いよいよ始まったなと感じました。それは期待を込めて始まったなという意味で、長年続けてきた趣味や、こだわり続け、やり続けてきたことを人生のよきアクセントとして生活している人がたくさんいます。人生80年の時代を迎えた今、子育てが終わった人や退職し、第二の人生を歩み始めた人が新しいものに挑戦しようとする人もたくさんいます。

幾つになっても新しいことに挑戦することは、生きる喜びであると同時に、それが生きがいに通じます。今後の「おとなの学校」の予定を含め、この事業に対する町長のお考えを伺いま

す。

2番、カードの活用について。

このたび、南会津町と泉崎村との「結」協定締結を記念し、それぞれの町村の公共施設割引など、各種サービスが受けられる「結カード」が発行されました。産業、商業、文化の交流が活発に行われるためにも重要な事業であり、大いに期待しています。そこで、次のことを伺います。

①結カードが発案、決定、実行されるまでの経緯は。

②現時点でのそれぞれの町村の登録者数及び利用状況は。

③昨年、ちょうど1年前、この6月議会ですが、私は図書カード（バーコード）を生涯学習のさまざまな活動の中で、参加確認の自動集計に利用し、個人個人の参加回数をポイント化したり、参加した行事名の履歴を残すことで参加意識を高めたりすることができないかと質問をしました。議事録を見てもわかりますように、そのとき教育長も町長もかなり前向きな答弁であったが、この1年で調査・研究をしたか、これまでの経過を伺います。

④再びの提案ですが、時代は進化しまして、今はICカード、かざすだけでもICカードですが、つまり住基台帳カード、地下鉄のパスモ、コンビニのナナコ、お財布携帯などの携帯電話などで利用されているかさずだけで本人が自動的に確認されるもの、それを利用した生涯学習の参加確認を学習の中に導入を提案したい。町長の考えを伺います。

3、OA化について。

OA化の検証といってもいいでしょうか、OA化について質問します。

このたび本町の臨時雇用でコンピューターの専門職の人材を数名募集しているがと実は書いたのですが、僕のちょっと勘違いで、その通知の中には来春の平成22年、そのときの本採用の中の募集の中で、行政、建築、情報それぞれ若干名という募集要項がありました。その中の情報というところを、私がコンピューターの専門職という表現をして、正しいかどうかわかりませんが、そのことについて質問します。

OA化による事務処理の必要性がますます高まっている今、募集は当然であり時代の要求であると考えます。そこで、次のことを伺います。

その仕事、つまり情報部門ですね、この場合には、情報部門での具体的内容とその効果と期待を伺いたい。役場で働く職員の環境づくりが重要であることは、だれもが主張するところがあります。その環境の一つであるOA化が、ストレスの原因であるとも聞きます。OA化を苦手とする人々にプレッシャーを与え、ストレスになっているのであれば問題である。それは、

まだ役場内のOA化の環境づくりやその教育の仕方、OA化が未完成なのではないかと考えます。だれにでも簡単に操作できるOA化の構築や検討会、そのしやすいソフト（プログラム）の研究、苦手の人を目線での勉強会や操作しやすいプログラム、ソフトの研究がされていないのではと考えます。

以前、手作業的なもので、現在OA化した作業を幾つかの例を伺いたい。

③現在、手作業や以前のままの事務処理をOA化する予定、現在OA化を検討している具体的項目を伺います。

以上。再問につきましては、自席よりさせていただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 1番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、生きがいあるまちづくりに関する「おとなの学校」についてのおたがしがございました。

おとなの学校は、さまざまな社会問題、行政課題の解決を図る糸口の一つとして、旧上郷小学校跡地を活用し、住民の皆さんに学びの場を提供するものであります。プログラムは、大きく分けまして心のプログラムとわざのプログラムの2つの柱で構成し、今に生きる私たちが失いつつある人間力の向上を目指してまいりたいと、このように考えております。講師は、政策顧問である大石和久氏、廣野穰氏を初め、これまでさまざまな分野でかかわりを持っていただいた方々とのつながりを大切にしながらご依頼をしていきたいと、このように考えております。

まず初めに、7月6日からの林業技術員講座の開講に向け、準備を進めています。この講座では、林業に携わる心構えや環境分野の知識の修得から、実践に即した研修を実施をしまして、最終的には受講者の方々が林業分野への就業につながるようなものにしていきたいと、このように考えております。

今後は、わざのプログラムといたしまして起業——業を起こす起業であります。これらや就農、就労に関する講座、子育てや食育などさまざまなライフステージに即した講座を開催し、さらに心のプログラムとしまして、私たちの人生をより豊かにするための言葉の力に着目をいたしましたプログラムや自己啓発プログラムなどを計画し、人間力の向上に努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

おとなの学校の本格的な開校までは多少の時間を要するものと思いますが、できるところから実施していく予定でありますので、今後の事業の推進にご理解、ご協力をいただきたいと思います。

次に、カードの活用に関する1点目、「結カード」が発案、決定、実行されるまでの経緯についておたがございましたが、ご承知のように昨年9月24日、南会津町と泉崎村が「結」協定を締結をいたしました。そこで、お互いの地域資源を活用いたしまして、地域住民の交流が図られるようサポーターを募集し、登録された方へ優待制度のついた結カードを発行することとして、4月1日から募集を開始したところであります。

優待制度の内容につきましては、南会津町では手始めに公共施設及び第三セクター等の施設を料金割引の対象といたしましたが、泉崎村では公共施設が少ないため、一般商店も料金の割引対象としております。

次に、2点目、現時点でのそれぞれの町村の登録者数及び利用状況についてのおたがでございますが、南会津町での登録者数は、6月22日現在で86名、泉崎村の登録者は138名となっております。利用状況につきましては、制度がスタートして間もないことから、泉崎村民の利用は6月22日現在で祇園会館で5名、奥会津博物館で2名、また南会津町民の対象施設利用につきましては現在のところございませんが、今後、さらなるPRに努め、地域間交流を深めていきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、OA化に関する1点目、コンピューター専門職員の採用についてのおたがございましたが、来年度採用予定の情報系専門職員につきましては、複雑多様化する情報化の中で、既存システムの検証とさらなる活用はもちろんのことでありますが、IT技術を駆使した業務の効率化や情報発信のレベルアップを担うこととしており、財政負担の軽減や情報発信の強化につながるものと考えております。

また、おたがの中にありました勉強会やソフトの研究につきましては、福島県自治研修センターや基幹システム提供事業者で実施をしております研修会等に職員を積極的に派遣しておりますが、まだまだ不十分な面がございますので、こうした面の強化もこれから考えているところでございます。

次に、2点目、以前手作業で行っていたもので、現在はOA化した作業例を伺いたい、このようにおたがございました。パソコンでの文書作成、財務会計システム、医療費助成システム、そして戸籍事務の電算化に代表されます電子データ化など、現在職員が日常的に処理している作業のほとんどがOA化されております。

次に、3点目、現在手作業での事務処理をOA化する予定やOA化を検討している作業についてのおたがございましたが、現在、緊急雇用採用した臨時職員等の雇用管理についてOA化を検討しておりますが、今後さらに事務の効率化や経費節減などの効果を検証しながら、

導入について総合的に検討していきたいと、このように考えております。

以上、お答えを申し上げましたが、質問事項の2番、カードの活用についてのほかの項目につきましては、教育長より答弁させますので、よろしく申し上げます。

なお、私の答弁に係る再質問について、具体的事項につきましても担当課長等より答弁させますので、ご了承をお願いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、カードの活用についてに関してお答えいたします。

初めに、カードの活用に関する3点目、図書館利用カードを生涯学習のさまざまな活動の中で利用することにより、参加意識を高められないか。その調査、研究の経過についてのおたただしであります。これまで検討してきた中で、図書館利用カードに生涯学習参加磁気カード等を付加できるかという技術的な問題のほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の保有の制限や利用及び提供の制限など、個人情報の取り扱いに関する問題も出てまいりましたので、これらの課題を整理しながら、今後は別な角度から生涯学習の参加意識が高まるような方策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目、ICカードを利用した生涯学習での参加確認システムの導入はできないかのおたただしであります。生涯学習参加確認システムは、生涯学習活動に参加された履歴を残し、参加意識を高める手法の一つと認識しておりますが、ICカードを利用したシステムの導入につきましては、個人情報の管理に関する現実的な問題があることから、現時点での運用は難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 まずは、おとなの学校について町長から答弁ありました。それについて再問させていただきます。

本当にいよいよ始まったなというような形で、私も質問させていただきました。すごく期待しています。今までの議会の中でも人間一生勉強で、町長のスタイルでも、方針でも、きのうの質問でもかなりおとなの学校が出されました。

なぜ期待するかというと、我々趣味とか技術を、きのう自己啓発なんていう言葉もいっぱい出てきましたけれども、ぜひそういう意味でこのおとなの学校、先ほどいろんな例を具体的に予定しているということで答弁ありましたが、ぜひ一つ、今回林業関係の技術員ということで

進みましたけれども、年に一、二度じゃなく毎月のように行われて、人的交流もそうですが、先生の選定等も含めていろんな人材、もちろん地元にもいらっしゃいますし、廣野穰氏、数度僕もお会いしたぐらいで、いろいろな講演会で感動した記憶ありますけれども、その先生のお話でも、1年たっても我々まだ2度面識あった人、そんなに多くないんじゃないかと僕は思います。そういう意味では、そういう人がいるならその人をぜひ講演会なり、あるいは下敷きみたいなそういうものでもっとために、本当に大学みたいな今週はどここの先生の話聞きに行くよとか、こういう技術の勉強会があるんだから行くよというような、日常的な会話に町民がなるようにぜひやってほしいんですが、町長の今言った例がありましたけれども、もうちょっと具体的な町長の思いを実際聞きたいんです。もう一度お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、この「おとなの学校」という言い方について、非常にわかりにくいと、こういうお話がございましたが、子供たちはやはり厳しい就職環境といますか、あるいは受験競争の中で、学校を中心に学習をしております。しかし、一方で雇用の問題を考えたり、あるいはまた虐待の問題を考えたり、親子のきずなの問題を考えたりしたときに、いわゆる成人したと言われていた人たちが、本当に学びを続けていくだろうか、生涯の学習を通して責任を持てるような人格形成をしているだろうか、こういう疑問にぶつかりました。

そんな中で、先ほども申し上げましたが、私たちは生き生きと生きる、あるいは豊かに生きる、その権利を有しているんですが、しかし、その役割を、あるいは使命を果たすためには、町民の方々を中心としてみてもう一度公民館事業等で培ったそういう知識やそういうものをもう一歩進めて深めていく学びの場が必要だと、このように考えます。

そういうことを考えていくうちに、社会の様相は大きく変わってきております。それは、これまでどちらかというと環境というと自然という話題が多かったんですが、環境というのはごみ問題一つとっても環境に直結しているということになりましたので、環境問題についても身近なところから学んでいく、あるいは健康という課題も保健師さんだけの領域に任せないで、私たちの日常生活の中でいかに健康が大事なのか、健康を阻害したときにどれだけ多くの方々のお世話になるのか、こういう分野からも学んでいく必要があると。そうして、いわゆる医療費の削減にもつながるような仕組み、あるいは願いがかなえられないだろうかということでも福祉の面、あるいは現実に雇用を抱えている農業分野の品質の面、あるいは林業分野にも、そういったさまざまな社会問題に対応するために希望する者が希望するときに学んでいける、そう

いう学校にしようということで考えております。

したがいまして、今ここですべてのカリキュラムができ上がっているということではなくて、講師の方々をこれからご依頼を申し上げるわけですが、その中で、また新たに学びの分野が加わると、こういうことにもなってくるかと思しますので、今後ともご指導いただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 先ほども、そうですね、言葉の力、自己啓発でよくつかわれる啓発、人間力という言葉を使って町長は表現していましたけれども、本当は僕も同じような言葉を使って、前も何か一般質問のところで多分同じようなやりとりをした経緯、全くデジャブじゃないですが、本当に同じようなことをやりとりしたこともあります。

でも、考えてみると、言葉の力という言葉も本当に重要で、オバマ氏の今回のいろんな言葉とかああいうスピーチの中でかなり話題になって、本が売れたりという話題になっていましてけれども、ぜひおとなの学校でお父さんお母さんが勉強に行くことで、「ずるいよ、お父さんたち大人ばかり勉強して」というぐあいには、子供も勉強するような、背中を見てよく育つと言いますが、本当僕らも含めて勉強していませんよね、社会人になってから。

だから、そういう意味では、この町が空き店舗の問題でもたびたび話したこともあるんですが、空き店舗を一つの教室みたいな形で、ここに行くと踊りがあったり、ここに行くと歴史の研究所だったりする空き店舗を、商売で物を売る時代じゃなかったら、南会津町全体が、伊南も館岩も南郷もそうですけれども、空き店舗の中でそういうカルチャーを常設しながら、先生が、火曜日に行くと、病院と同じように、 じゃなくてあそこに行ったら歴史が学べるよみたいな町のカレッジタウンというのかな、これ全体が大学というようなイメージで、言ってないかもしれませんが、そういう意味で本当空き店舗もとても問題だと思います。そんなに簡単じゃないと思いますけれども、そういう意味で空き店舗の利用とか、今ヒップホップの若い子たちが踊って、かなりブレイクダンスというのかよくわかりませんが、格好よく踊っていますよね。ああいうのも交流館に行くと、交流館の空きスペースで踊っている子供たちがラジカセもって、多分アポイントとってなくて自由にやっているんですよね、夕方。夕方練習していたりする姿見ますけれども、ガラスがあるんですね。だから、そういう意味ではあそこに行ったらできるんじゃないかと、この町内できるような、これは今回町主体でおとなの学校という形で進んでいますけれども、本当にみんな何かにつなごうと思いませんかと思うんですよね。教室に入っていれば、そこの一人であり、文化協会もそうですね。僕も文化協会のあるサ

ークルのメンバーですけれども、あのサークルへ行くと何かほっとする、10人しかいない形でも、何か毎月会えるのがうれしかったりするし、さまざまなサークルいっぱいありますけれども、そういうのが一つ一つの教室になると、あるいは励みになると思うので。ぜひ、この後のカードの参加システムと本当イコールなんですね、これは実は。

もうちょっと最後、答弁の前に言いたいのは、それが自動的にただ単に受付で「はい、来ましたね」じゃないんですね。それで大学生って必ず単位がありますよね。その授業を受けて、その林業の技術を受けてというのは、かざす形態、こういう。結カードのほうでこの後で質問しますけれども、これが「ナナコ」、セブンイレブンでのICカードですね。これをかざすと、これICカードの読み取り機ですね。これパソコンでPCでやっております。けれども、これだけで受付に持っていけば、これでかざすと、「湯田哲、おはようございます」とかいろいろできるんですが、そういう簡単なことです。これも本当に数万円しかしない部分で、これはパソコンですからね、単に。

だから、そういう意味ではこのカードの部分に、後でまたもう一回この点は質問しますが、これは連動するんです。ただ単に生涯学習でやっているのではなくて、今回林業を館岩でやりますけれども、受付で「だれだれさん来ましたね」じゃなくて、行くとかざし、何か自分の名前と自動的に時間と単位ですね、そうすると割引になっているんですけれども、そういう意味ではすごく今これが安価な値段になったということで、僕は今回再問しているんですね。

そういう意味では、もう少しもっと常設について、町の店舗も利用したもう一步進んだ部分について町長のお考えをもう一度お聞きしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、カードの活用との関連性、これは将来ちょっと考えていきたいなと思っているんです。それは、地元のいわゆる住民の方々が受講するということがまず優先的に考えてきましたが、これから南会津を訪れる方、あるいは南会津に思いを傾けてくれる方、あるいはまたこの大自然で、あるいは人情味豊かなこの地域で資格の取得をしたい、こういう方々も出てきておりますので、それらの方々の利便性を考えながら検討していくということになるかと思えます。

その上で、これはあくまでもスタートが統合によって空いた校舎を有効活用しようということから、この議論が始まりました。しかし、南会津町は御存じのように広大な地域でありますので、当然田島地域の中心市街地の空き店舗での、ある意味では「学び」という拠点づくりもこれから考えていかなければならない。しかし、そのときに学びの場と、それからもう一つ

は、私どもが意識的にこれから考えていこうとするのは、若者が語り合う場所、こういう場所も町の中にできたらいいなど、こう思っておりますので、絶えず議員がおっしゃるように町の全体がいわゆる「学び」の拠点になり得る、そういう構想を実は考えております。しかし、できるところから始めようというのがスタンスでございますので、館岩からスタートしたと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 町全体が学びの場ということで町長が答弁しましたがけれども、本当同感です。若者たちが集まって、孤立しているという若者たちもいっぱいいます。ですから、その意味の、彼らが集まる拠点としては、先ほど言った同じような価値観、同じような趣味を持つ、同じようなダンスをする仲間とかいうような形がその教室になるわけですから、歴史好きな少年もいますし、大人の知識の、この南会津の歴史をもう隅々までさかのぼって、何の原稿もノー原稿で、本当にあふれんばかりの言葉を使って話せる方がいっぱいいますよ。

ですから、そういう意味ではそういう人たちの世代を超えた教室が、今言ったおとなの学校であり、大人の能力の人たちのパワー、力を発揮する、能力を発揮する場が先生になってその教室に行って子供たちに教えたり、学校じゃなくて、町全体がとちょっと言いましたけれども、そういう意味で、そういう構想はもう既にお持ちですので、それをできることからクリアしていくということで答弁がありましたので、本当に期待していますので、ぜひ、あの町に行ったらもう本当に大学に行くのと同じぐらいかなり、一、二年あそこで住んでいると、カルチャーショックとか教養も身につけて、いろんな言葉の力も身につけていけるよみたいなうわさが全国にできるぐらいの、これは可能だと思います。今の時代だからこそできると思います。ぜひその部分について、さらに進んでいってほしいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次のカードについてなんですが、なぜ結カード、早速僕も質問することもありましたけれども、泉崎村と議員の方も半分ぐらい、ちょうど先週のとくに行かせていただきました、今回つくっていただきました。66番、うれしかったですね。

この結カード、なぜこれを質問したかということ、多分町の姿勢としては交流人口、もちろんお金の経済的なもの、泉崎のほうの方が融合してこちらに来て、自然が豊かですので、来ているみたいですがけれども、このカード、これも本当はここにバーコードあります。これアドレスで、その中の詳細のページにジャンプするためのバーコードをつけるわけです、小さいものですがけれどもね。これも一つのちょっとしたハイテクのカードではあるんですが、ここに先ほど言ったICカードを、本当は一飛びに行くのは難しかったと思うんですが、こういう形にして、こ

これは実は、先ほどなぜ僕、このカードについても一つ言わせてもらおうと、これは実はあるコンビニのセンスです、会計処理で使うカードですが、これは実は、このままイコールでこれにできるんですね。これは個人情報入っていないんですね。ただのコードですね、1003456、世の中に1枚しかないんですね。このカードは湯田哲じゃなくて、湯田芳博じゃなくて、コードでしか情報はありませんね。その人がかざすだけでデータベースに行って湯田哲と確認して、「ようこそいらっしゃいました」と。学校なんかでも今使っています、大学でも使っているんですね。こういうのを改めてつくると2,000円ぐらいかかりますけれども、これただですね。ただというか、既に使っています。これを使うということです。

僕はなぜ、個人情報ということなんですね。個人情報ということは教育長が先ほどから慎重に、必ず個人情報、個人情報と言いますが、我々の個人情報がデータベースに残っているのはこれは当たり前で、町のベースにも残っていますね。その情報からアクセスするわけですから、その分でそこから盗む盗まないの話は、今のこの状況での盗む盗まない話なので、これからこれが盗難した後どうなるかは関係ない話、これ何も入っていませんから。

だから、僕は個人情報という言葉は逃げでしかなくて、今すごく話題になっているからその言葉をやっていますけれども、この意味で現実的な話、学校でも今やっています。このことを言わせてもらおうと、これを子供たちに持たせて校舎のあそこでやると、「花子さん、いらっしゃいませ。おはよう」とかという形で、ここでメールが送られるんですね。自動、多分ニュースで見た方いらっしゃいますね、お母さんとか。母子家庭、父子家庭の場合だとやっぱり心配ですよ、自分の子供が学校か幼稚園に行っているとかが。それがこれでできまもの。

このシステムは、お金のことを言っちゃおかしいですが、あるメーカーでは2万9,800円です。これを多分業者のどこかのソフトにやったら、これはもう200万円ぐらいくださいよと言われますけれども、いろんな活用の仕方があるんですね。今回、議会中継、800万円近い予算でこうやって動いていますけれども、本当にいいことです。

ですから、僕がここで強調しているのは、まだ調べていないんじゃないかと僕は思うわけですね。なぜ、これに対しては慎重だったり、個人情報という一つの言いわけをつくって、これは難しいからそれはどうだとか、僕はこうやって実験して無料ダウンロードでここで40日間利用して298で買えば製品版は買えるんですが、これで500人対応されますけれども、1万9,000人やることはすぐできるわけです。たったこの1台で1万9,000人のカードできますよね。

だから、そういう意味で、すごく現実な技術、今の技術力が進んだということを僕は強調し

たい。昨年の6月にはこれ、僕出会っていませんから、これに関して言えなかったんで、ちょっと少し5歩か6歩下がって、図書カードのバーコードを使って言ったんですが、今回かざすこと。

かざすことにしてもう一つ言わせてもらおうと、昔みたいに旧田島町であった の生涯学習での博士号、先月この間の答弁でもありました。あれをやっていたんじゃ、時間のロスですね。今、後ろのコンサートで80人、150人、800人が並んでいるところで、受付なんかこれは無理なんです。僕は前座の質問で、映画を見てもそれは一つのポイントというか、「人間になりたかった猫」を見たときに、そこでかざすと、その人の履歴は「人間になりたかった猫」を見た少年Aとか、僕かだれかわかりませんが、これが残っていくということを言っているんですね。

ですから、ぜひその分だけ教育長に聞きたい。これに関して、どれぐらい詳しく調べたのでしょうか。個人情報に関してもうちちょっと具体的な、心配することというのは何なんですか、教育長、あるいは担当課でいいです。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

カードにつきましては、議員おただしにございました図書館利用カード、その部分について検討させていただいたところでは、議員ご承知のとおり、図書館利用カードは磁気カードではございませんで、プラスチックによるバーコード管理のみとなっております。その点で、バーコードで現時点で読み取れますのは、氏名、生年月日、住所、電話番号ということになっております。

個人情報という意味で、現在の図書館カードでは、図書の返却があった時点で自動的にどういふ本をお借りになったかということが消却するようなシステムになってございます。まだまだ技術が進歩しておりますので、その上での新しいシステムについての検討ははっきり申し上げて検討していない状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 先ほど氏名とかいうと、まさにこのバーコードなんか情報が入っているような、よく一般の方は中に入っているんじゃないかと思うけれども、先ほど言ったことと同じですが、これはただコードしか入っていません。一つのかぎですね、だれだれさんのかぎ、だれだれさんがだれだというのはデータベースにあるので、その管理は行政のほうのマスターコンピューター、その責任ですから、それはセキュリティーは今万全なので、その辺は問題ないと僕は思っています。

ですから、このカードについてはぜひ研究して、僕、なぜ実験したかという、その分は本当にこんなに、これはソニーというメーカーなんですけれども、2,000円、またお金の話して申しわけない。そういうものをメーカーに頼っては、本当に難しかったり、遠かったり、しょせん素人に歯が立たないというか、できないと思っちゃうんですね、先入観を持っていますね。そうじゃなくて、それはぜひ検討する、個人情報心配じゃなくて、その次のステップにぜひ進めてほしいと思います。現実のものにしてほしい。

なぜ、もう一回、先ほど言ったのを繰り返すかもしれませんが、生涯学習の町をつかったり、その今言った1番の中の、町長が言われた全体が学びの場、学びの町という構想の中では、ぜひ単位的な処理ですね、ただ単に5本やったからじゃなくて、その人たちがちゃんとそれを受けたということの自覚というか、それが喜びにつながると町長も言っていましたよ。そういう意味では、その部分では、これがなかったら町の構想は効率が半分だと思います。その人が本当に、廣野穰氏のこの講演を聞きに来て、いろんなことを感動したというものを1年たてば忘れてしまうかもしれないですよ。でも、それが7月7日にあった、去年のあった、「そういえば5年も前に同じ話を聞いたけれども、忘れちゃったね」じゃなくて、それがそれによって反復されますよね。僕は必ず反復か咀嚼しないと人間、僕はテレビなんか何度も何度も見るんですが、見ないと覚えられない人間なので。

そういう意味では、その履歴というものは別に個人情報じゃなくて、それは別に映画を見たから、劇を見たからそれでその個人情報が、その人の人生を阻害するものではないと思うんです。この人は10本も見ているんだということは、その人の一つのプライドにもなるし、自信にもなるし、生きがいにもなると思うんですよ。それについて、町長、もうちょっとこのカードとじゃ結びつけた部分について、もう一段進んだ形で、お話を聞きたいんですが。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、議員がおただしのように、個人情報といういわゆる客観的な文言を持ち出して、やらない理由にしてはならない。ただ、あくまでも個人情報に対しては、やっぱり慎重であるべきだというふうには思っております。ですから、その慎重な中で、いわゆる細部の検証をすると、確かめると、こういうことをやっていく必要があるだろうと。

ところが、技術や、あるいは現状の変化があるにもかかわらず、過去の基準であいまいに処理してしまう、ここにはやはり効率化とか、あるいはまたサービスの向上というものは生まれない。ここは十分反省をしていかなければならないものだと。ただ、しかし効率化だけが、そ

れではいいかという、やはり非常に万能な社会の中で、対面でお互いにお付き合いをするということも、またその役割、あるいは果たす使命というのは大きくあると思いますので、それらのバランスを考えながらカードの採用、活用については検討していきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今、町長が答弁したやらない理由、やれない理由の話はやめなさいというのは口ぐせですけども、本当に今個人情報はその一つに、例えで言いましたけれども、本当に研究していれば、その部分が新しく時代が、技術が進んだということで大いに活用するのが、もちろんスタイルとしては重要ですので、そこで一つ言いたいのは、町長が見きわめるという言葉が今後としての方針の中で言っています。見きわめる、とても僕たちもこっちに行けばいいのかあっちに行けばいいのか見きわめると言いますが、これは本当にことしばかりじゃなく、多分昨年度も見きわめているいろんなやま泊にしても、どんなイベントにしても企画にしても、課長クラスはもちろんそうですが、トップである人間、見きわめて、じゃ、これやろうとゴーサインを出す。その見きわめの部分でこのカードの部分、何度も言いますが、これをこのハイテクの技術、本当にすごく今身近になっています。結構あちこちで使われています。この部分を使って、合理化じゃなく、合理化はただ対面するという重要性、人間的な部分ももちろん損なっちゃいけないということはあるんですけども、ちゃんときれいな子が受付にいますし、そこでかざすのは、ただそこに来た受付の人たちがかざすだけですので、そこで判こ押しじゃなくて、かざして、「あ、だれだれさんですね」と、モニターも出ますからね、名前がね。「山田さん、せんだつても来ましたね」なんて会話は、もっとそっちのほうでできます。データベース出るわけですから。全員の名前が表示することも、もちろんあつという間にそれがすぐにできます、機械で。そういう意味では、すごくこれはいい。

全国でやっていないと僕思います。だれかに「これ、どこかでやっているの」と言われたことはあるんですが、大学とか何かが、学校の受付ではやっていますけれども、生涯学習の中では使っていないと僕は自負しています。もしやっていたとしたって、どうでもいい。この町で、この町のオリジナルの部分で しようという意味では、すごくいい、僕はこの生涯学習の町をつくるための助っ人ですね。この助っ人のテクノロジー、技術をぜひ活用してほしいなと思います。

残りあと15分程度なので、次の最後の部分に行きます。

これも実は絡んでいます。情報なんですね。情報がコンピューターの専門職ということで、

僕はまたOA化の、ちょっと事務課の中の処理の、ちょっとした助っ人みたいな感覚で採用するのかと思ったら、さすがに情報と名のついている建築、行政、情報という形の中の情報なので、情報発信の強化につながり、IT技術の強化をしたいと、こううたっています。先ほど答弁ありました。

これを本当に今はまさに我々右を向いても左を向いてもコンピューターに囲まれながら、ちょっと哀れな姿なんですけど、頼ってかなり力をかりて生きています。その中で、この強化したりIT技術の部分で専門職を今回雇いますので、すごく期待しています。もちろん期待しての見きわめとして、町長が決断して、来年から情報に若干名採用するという結論を出したと思います。

ここで僕はもう一つ言いたいのは、学校にこれが、学校のパソコンの教室のいろいろな問題やサーバーのトラブルを専門にまた依頼して、サポートは契約していないから、修理代は後契約ですから、その都度請求していますというふうに答弁していましたね、前回ね。そういう契約じゃなくて、その都度あったら、トラブルでやるというふうに町では多分答えたど、学校に関してですね。ですから、この人たちもその部分で、多分すごい知識もあるし、自由自在に操れる人たちと期待していますので、そういう学校のほうの啓発というか、先生方に137台ですか、全員の教師に渡すというような予算で今上がって、あした出ますけれども。

その意味では、本当にそのことについても、先生によってあれですよ、そんなこと私ショックという女の先生もいるかもしれない。もう手作業で、今までどおりのカリキュラムで子供たちにうんと好かれた先生がいるのに、パソコンをどんと目の前に置かれて、手書きしながら一生懸命やっていた先生ががっかりするかもしれない。私の授業の何がいけなかったのかしらと思っている先生もいるかもしれない。ただ与えるのじゃなくて、それを最大限に活用する、ここにありましたね、教育とか何かについてはまだまだやっている最中ですけども、まだまだこれで十分だという答弁ありましたけれども、ぜひこの人たちにも、南会津全体のパソコン、1,000台多分超えちゃってますね。全行政もそうですけれども、町、子供たちのコンピューターも含めて、それも含めた意味でIT情報発信の強化じゃなく、先生方に対するトラブルに言ったら、もう次の日飛んでくるような感じで、それはちょっと違うべと言われるかもしれないけれども、それぐらい今重要で、それが3日後、4日後に延ばすようなことはあってはならないと思いますが、OAについて、町長の考えをもう一度。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、いわゆるIT時代が到来をしたということで、自治体のみならず個人の家庭の中でもかなり浸透してきています。そういう中で、やはり光ファイバー等がそれぞれの地域で整備をされ、しかもその整備費は多額な投資をしておりますので、これについてももう少し私たちの暮らしの中に具体的に活用をしていかなければならない、こういう希望がございました。

そんな中で、活用検討をしてみましたが、なかなか知識がないと前に進まないというのがありまして、今回の専門職の採用について、県のほうとも相談をさせていただきました。

それから、広域市町村圏への支援も、それぞれの町村が短期という形でしておりますし、郡内のさまざまな分野での連携をしておりますが、これについてもやはり今までのような経費負担だけでいいのかという疑問がありましたので、これらについての検討もできればしたいということで考えております。

そういう中で、これまで1番議員初め、たくさんの議員の方からいわゆるIT関連の受発注の透明度あるいは合理性についてもご指摘をいただきましたので、これらについてもしっかり対応できる体制をとってこうということがございます。さらには、今後の情勢を見きわめながら、この情報関連の専門職が1年で終わるのではなくて、さらに継続していく、私は可能性は非常に高いと思っております。そういう中で、それぞれ職員への研修といいいますか、対応、それからさらには学校の方々に対しての指導といいいますか、そういうことも出てくる。

したがって、先ほど申し上げましたおとなの学校の役割として、一つのカリキュラムとしてその分野が生まれることもこれから出てくるだろうと、こう思っておりますので、ご理解をお願いします。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 おとなの学校と言われましたけれども、そちらのほうでも町民挙げて、本当に今こういうふうになっているので、パソコン塾ないのかしらとか、若松に行っているんだよとか、いろいろな悩み聞いたりします。そういう意味では、おとなの学校の一つの単位、一つの部分、今までもやってはきているみたいですが、ぜひそういう意味でもそちらのほうに活用してほしいなど、応用してほしいと思います。

この部分のOA化についてももう一つ言わせていただければ、本当に300人の職員がどんどん減らしていく中では、本当にOA化の力をかりざるを得ない。OA化になったから人間味がおくれるのではなくて、僕は十何年前の作文なんかにしたことあるんですが、コンピューターを手に入れた人間は、時間が本当は、今まで半日だった、あるいは3日だったものを15分かもしれないし半日かもしれない、短縮されるはずですよ、それが人間を縛っているのはおかしいと、

それはやっぱり使いこなせていない、不完全だという作文というか、本当は時間があって、彼女とのデートする時間ができるからコンピューターはいいよと、僕は作文に書いたことあるんです。そういう意味では、本当だったら、机に向かってこの処理をすれば、本当に時間は10分、20分あいて、その時間で町民とも対面できる時間もあくし、ほかのもっと現場の部分に行けたりするというのが、僕はOA化の真髄だと思うんですね。

だから、そういう意味では、本当にOA化がまだまだ不完全で使いこなされていない。そのサポートをする、今回の情報の人たちがアドバイザーになったり、今回いろんな有識者たち、いろんな外部のブレンもいらっしゃるでしょうから、そういう人たちの力をかりて、本当に効率のいいものは何なのかということ、町長が言っている「見きわめる」という意味では、本当に今ちょうどその渦の中において、何が何だか本当に、技術が進んでしまうので、本当に我々追いつくのになかなか苦しいところはあると思いますが、ぜひ追いつくような努力をしてほしいなと思いますが、その部分に関して町長はどう思いますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員がおっしゃったように、いわゆるIT化が進むことによって、いわゆる精神文化、心の問題が失われると私は考えております。私たちは絶えず合理性、効率性というある意味では経済的なお金の世界と、それから同時にやはり癒しとか優しさとか思いやりとか、そういう心の世界、この両方を持って生活をしていると思うんですね。そうしますと、先ほどお話にありましたが、便利性の中に埋没してしまうものではなくて、便利性の中で時間の活用を図るという意味では私も同感であります。

ただ、それが適度なバランスを保持することがとても大事だと思いますので、そういう意味では先ほど申し上げましたように、人間の力として、人間力として絶えずそれを検証できる人格者、あるいは人間というようなものを養成していく。同時にそういうことも考えていくべきだろうと。その中であれば、それほど私は支障になるものはない、こう考えております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 人間力、あるいは損なわれることは決してない、僕も同感ですし、本当にそれを知っていれば、そういう悪循環というか悪い方向に行くのは我々も見ていますし、そういう意味では、本当に町長の言っているとおりだと僕も思っています。

今回議会中継になりました。これもITというかハイテクの中の産物ですよ。これで4支所、あるいは50人のパソコンに配信しているみたいですが、その意味ではこの力をかりてその

情報を、今リアルタイムでそれが伝わっているんですね。町長が多分この決断、見きわめる、この議会中継をやるには自分の訓示とか、それが4支所にそのまま同時中継されることも、この延長上にあるということを知りました。それもとても大切なわけで、1月、今夏だからいいかもしれませんが、冬の吹雪あるいは雪崩か何かで閉鎖したときに、情報の中では本当に意思疎通の中では、これの力をかりれば、そのまま伝達したり、リアルタイムで反応、テレビ会議にしてもこれはイコールですから、この部分イコールなので、その意味では本当にITの時代と言いながら、この中で本当活用できますので、ぜひ進めてほしい。

パソコンの、全員にやりましたけれども、今回テレビ会議というのも多分入っていたら、できる技術なんですけれども、ぜひ人間、会議というのはあって目の前でこれが会議だということけれども、確かに3回に1回、5回に1回ぐらいはテレビ会議を使って今の部分の表情と何かで、4支所なりそれぞれの支所との、それをぜひ、やっぱりそれも技術的にもこれで完了していますので、そこまで進めてほしいと思いますが、テレビ会議についての考えをもうちょっとお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまでも繰り返し申し上げてまいりましたように、一つ一つ実行に移しながら、そしてその実行したものを検証しながら、その問題、課題点をしっかりと分析をして次の段階に進みたい、こう思っていますので、テレビ会議についてもそういうスタンスでこれから考えさせていただきたい、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 長くなって、わざと延ばしているわけじゃないので、申しわけない。

おとなの学校から3つ質問させていただきました。本当に町長の見きわめる力、とっても期待しています。今までも本当によく決断し、進んで、いろいろな町の大きな変化につながって活気ある町になりつつある、あるいはなっていると思います。ぜひ見きわめる力を使って今回のこのシステム、あるいはこれからの町をぜひつくっていただきたいと思います。

終わります。

○渡部康吉議長 以上で、1番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◇ 菅 家 幸 弘 議 員

○渡部康吉議長 次に、18番、菅家幸弘君の登壇を許します。

○18番 菅家幸弘議員 先般、6月の田代山の山開き、それと宗次郎さんのコンサート、大変館岩もいろいろやまなみ泊覧会について開催されまして、非常にありがたく思っております。また、副町長さんにはやまなみ泊覧会においでをいただき、大変ありがとうございました。

それで、宗次郎さんのコンサートをちょっと申し上げますと、大変好評でありまして、子供たちが非常に感動したと。まだまだ南会津町には宗次郎さんのファンが多かったという話がございます、400名ぐらいの会場ありまして、本当の盛況でございました。

また、今週の土曜、日曜と尾瀬・田代環境ミーティングが開催されます。それでそれぞれの担当をつくり、川の学校、森の学校、山の学校とそれぞれいろいろな都会の人たちを入れながら、あの事業を盛り上げていこうというような、開催されますので、議員の人たちも一人一人参加させていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議席番号18番、菅家幸弘、質問させていただきます。

2点ほど通告しておきましたものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、人口減少に伴う政策についてであります。

平成18年に町村合併し3年がたち、一つの町として統一され、機能し始めておりますが、合併時に2万人あった人口が、現在1万9,000人を割り、人口の減少がさらに大きくなっております。少子・高齢化や世界的な経済不況による影響も多々あると思っておりますが、人口の減少に歯どめをかける対策が最も必要だと思います。町長就任4年目のことしは、真価が問われる政策が必要と思っておりますが、次の点について質問をいたします。

①3年がたち、政策的にはどのように評価しておられるのか、まずお伺いをいたします。

②高卒などの新卒者の地元の就職率は把握しておられるのか、また昨年度の年間の転出者数はどのくらいおられるのか、まずお伺いをいたします。

③地元企業への就職に対する町の支援はどのように行っておられるのかお伺いをいたします。

④国の臨時交付金事業により、さまざまな事業が計上されておりますが、各地域の地域事業や集落からの要望が反映されておられるのかお伺いをいたします。

⑤現在やまなみ泊覧会が実施されておりますが、来年度以降これにかわる活性化の具体的な政策は考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、広報みなみあいづについてであります。

広報みなみあいづは、毎月発行されておりますが、町の政策やお知らせを住民に伝える最も

重要な機会と考えております。町の政策や地域話題を掘り下げた記事も必要かと思いますが、次の点について質問をいたします。

①広報に掲載される記事はどのようにして決定されるのか。

②町のイベントや話題も必要であります。防災、情報、福祉、環境、教育などの特集記事として住民に知らせる必要があると思いますが、町はどうお考えかお伺いをいたします。

③4地域の住民がそれぞれ関心を持てるような記事づくりが必要と思うが、町の考えをお伺いいたします。

以上、演壇よりよろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 18番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少に伴う政策に関する1点目、町村合併から3年がたち、政策的にはどのように評価しているか、このようなおただしがございましたが、平成21年度の町政施政方針でも述べましたが、私はこれまでの3年間、統合・存在感・響き合いを政策のテーマとして掲げ、南会津町の一体感の醸成や4地域の融和と均衡ある発展を目指した施策の展開を図ってまいりました。私は、まちづくりの基本は住民の方々の積極的な行政参画であり、行政課題の解決策は住民生活の現場にある、このように考えております。

そこで、合併後のこれまでは地域活性化発展支援事業に代表されるように、住民の自発的な提案による事業の支援を行うなど、住民のやる気を引き出し、住民の皆さんがそれぞれ存在感を感じ合い、さらに多くの可能性が生まれるような環境を整えてきたところでございます。あわせて、総合支援センターの設置により、住民の活動を支援しながら、地域の新たな行政ニーズにこたえるための住民との協働のまちづくりを推進していく体制が生まれつつあるのも、成果の一つと考えております。

さらに、やまなみ泊覧会では、潜在資源の掘り起こしや既存資源の活用により、住民の方々が持つ潜在的な能力を発揮していただけるよう支援をしているところであります。現在、国や地方の財政が逼迫し、世界的にも経済状況が非常に厳しい環境にはありますが、こうした人づくりを中心とした政策は、将来へ向けた本町の力強い財産となり得るものと確信をしており、住民の方々が地域に誇りを持ち、生き生きと暮らしていただけるような地域がつくられていくものと確信を深めているところでございます。

次に、2点目、高卒など新卒者の地元への就職率は把握しているか、また昨年度の1年間における転出者数についてはどのくらいかと、このようなおただしがございましたが、新卒者の

地元への就職率については、田島高校と南会津高校の2つの高校について把握をしておりますので、お答えをさせていただきます。

田島高等学校につきましては、平成20年度卒業生における就職者数は47名、うち地元への就職者数が8名であり、就職者における地元への就職率は約17%でございます。南会津高等学校につきましては、平成20年度卒業生における就職者数は7名、うち地元への就職者数が2名であり、就職者における地元への就職率は29%となっております。2つの高等学校の就職の状況を合わせますと、平成20年度卒業生における就職者数は54名、うち地元への就職者数が10名であり、就職者における地元への就職率が約19%となっております。

次に、昨年度の年間の転出者数であります。平成20年度における転出者数は709名となっております。

次に、3点目、地元企業への就職に対する町の支援はどのようなことを行っているかと、このようなおただしがございました。南会津町を含めた会津地域の市町村等で組織をしております会津地域雇用創造推進協議会主催による合同求人面接会や就職相談会を通じて就職支援を行っております。

なお、特に新規高卒者に対しては、福島県が設置をしております県立高等学校就職促進支援員と連携を図り、求人の開拓に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも関係機関と連携を図り、また地元企業と意見交換をしながら、新卒者を初めUターン者を含めた求職者等に求人情報の提供を行うとともに、丁寧な相談体制の充実に努め、地元への定住につながるよう努めてまいります。

次に、4点目、臨時交付金事業において地域事業や集落の要望が反映されているか、このようなおただしがございました。この地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業は、深刻度を増す世界金融危機と戦後最大とも言われる世界同時不況の中、地方公共団体に地域の実情に応じた地域活性化に資する事業の速やかな実施を促すことで、雇用環境や経済の危機的な状況に歯どめをかけることを目的として創設をされた制度でございます。

この交付金事業の選定に当たりましては、常日ごろからの町民や各地域のご意見、ご要望等を踏まえまして、町民の生活環境の向上や地域産業の活性化に関する効果に加え、独自性の高いものや雇用創出に係る効果、そして事業の緊急性など多方面から事業内容を精査し、的確な将来予測をもって事業を選択したところでございます。

また、新町まちづくり計画に掲げた地域事業につきましては、社会情勢や各地域を取り巻く行政課題の変化に伴い、地域協議会の委員の方から見直しについての意見が出ておりますので、

各地域協議会にお諮りをしながら、事業の見直しについて進めてまいります。

次に、5点目、次年度以降の南会津やまなみ泊覧会にかかわる具体的な活性化策についておた
だしがございました。南会津やまなみ泊覧会につきましては、大きな花火を打ち上げて、一時
的な集客効果や経済効果を期待するというものではなくて、この泊覧会を契機に地域の中から
ダイヤの原石とも言える素材を見つけ出して、それらを地域の人々が中心となって磨き上げる
ことにより、景気に左右されることのない本物の自前の資源とすることを目的としております。

したがって、今年度で完結させるのではなく、本年度をスタートの年と位置づけまして、形
は必ずしも同様のものとはならないかもしれませんが、次年度以降も次なる事業展へとつなげ、
地域に活力を呼び起こし、ひいては生きがいづくりや収入を得るといった喜びの成果を導き出
したいと、このように考えております。そして、この地域を愛してくれる方々との出会いを大
切にしながら、いやしのふるさとの創造も目指してまいります。

次に、広報みなみあいづに関する1点目、広報に掲載される記事はどのようにして決定され
るのかとおただしがございましたが、本庁及び総合支所の各担当より寄せられた掲載記事を総
合政策課において紙面スペースや掲載時期などの調整を行い、最終的には副町長との協議を経
て掲載記事の決定をしております。

次に、2点目、防災、情報、福祉、環境、教育などを特集記事として住民に知らせる必要が
あると思うが、町の考えは、このようなおただしがございました。広報みなみあいづでは、毎
月紙面の一、二ページを利用し、その時節ごとに注目されるものや町の抱えている課題を記事
として掲載をし、住民の方に知っていただくとともに、住民みずから考えていただけるような紙
面づくりにも努めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目、4地域の住民がそれぞれ関心を持てるような記事づくりが必要と思うがとい
うおただしがございました。現在の広報紙の編集については、本庁や各総合支所から情報提供
を受けまして取材や記事の収集を行い、広報紙の発行をしております。ご指摘ありました4地
域の住民が関心を持てるような記事づくりをするために、本庁や各総合支所とさらなる連携を
図り、地域のさまざまな情報の収集を行いながら、多くの町民の方に愛される広報紙づくりに
努めているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長より答弁させます
ので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいま答弁いただきました。ありがとうございます。

人口減少について、2点ほどちょっと町長さんにお伺いをいたします。

合併の重要な時期に、町長の政治家としてのポリシーは、まさに現地・現場主義であり、その一貫した行動力は大変私も敬服いたしております。そこで、2点ほどちょっと質問させていただきます。

まず、合併後の地域の均衡ある発展を図る上で総合支援センターが機能しておりますが、毎月行われております暮らしの相談室、また移動町長室については、どのように評価されているか、まずお伺いをいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに申し上げておきますが、私は政治家というものは任期の終了時期に真価が問われるということではなくて、絶えずそのときどきの行動あるいは規範等を含めまして真価が問われていると、こういうふうに申し上げておきたいと思えます。したがって、3年が経過した、あるいは4年を迎えるということが私の気持ちの中には全くございませんので、ご理解をいただきたい。その中で、移動町長室あるいは暮らしの相談室をどう思っているかということではありますが、どのようなご意見があるかはわかりませんが、私は先ほど申し上げましたように、確実に現場の方々と協働の関係が結ばれる、そういう成果があると、こう認識しております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私の言葉が軽率であるのか、町長にご理解いただけなく、ちょっと食い違うところがあるんですけども、それはやはり継続の一環でありますから、大変私も現場主義というものはよくわかります。そういう状況におきまして、やはり地域の要望を把握した上で、特に人口の減少や高齢化の中で地域再生による自立に向けての取り組みが30件、40件と多く、町長さんの姿勢が見られるわけではありますが、今後も住民の目線に立った町政の運営を推進していただくために、モデル的に職員の地域担当制の設置をご提案いたしますが、どのようにお考えかお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

職員の地域担当制については、その業務に応じてこれまで再三とっております。それは、いわゆる固定化したものではなくて、業務の必要性に応じて担当制をとっております。その担当制の名簿もここにあるかどうかわかりませんが、お示しできるというふうに思えます。

これは、いわゆる総合支援センターあるいは移動町長室、暮らしの相談室というのを繰り返

し重ねていくと、そこに行き着くんです。ただ、何回も申し上げるように、合併協議で約束をされました定員管理の中で35%の補充率という、そういう中で固定化するものがいかなものかと、こういうこともございますので、私はその必要性に応じながら既に担当制を配分しておりますものを稼働していきたいと、こう考えております。

それから、人口減少の話ですが、人口減少は憂うべき事実であります。しかし、これはある意味では自然現象という部分もあるんですね。したがって、人口減少が今後の自治体の将来を大きく揺るがすと、こういうところまで一足飛びに行ってはならない。まして高齢化と言いますが、私は人間として命をいただいたならば、限りなく健康で長生きをしたい、これは本人もそうですが、家族にとってもそうだと思うんです。ですから、私は高齢化社会はでき得れば、お金もかかりますが、高齢者万歳と言われるようなまちづくりを進めたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 人口の減少は、これはどうしようもないこととございますが、やはり南会津町の人口の中におきまして、町長は非常に推進される事業というものを自信を持ってやっておられるわけでしょうが、やはり現実が減少はどうしようもないことと思うんです。やはり若者の魅力あるまちづくりというものを推進していかないと、どうしても高齢化した人口になるわけとございますし、やはり若者が魅力あるまちづくりというものを何としても南会津でつくっていかなければ、それぞれの地域の発展の振興というのはなっていないと思うんですけれども、もう一度そこをちょっとお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

若者が魅力あるまちづくり、具体的に若者がどんなものに魅力を感じているか、このところを具体的に示していかないと対応ができないと。じゃ、若者というのはどういうくくりで、年齢的にどこまで言っているのかわかりませんが、その一人一人によって価値観も違えば、あるいは暮らしの求める内容も違くと。そんな中で、私はできる限り若者が町の広報や、あるいは町のさまざまな企画の現場に、場所に機会として与えてあげて、出てこられるようにしよう。そして、その中から若者の意見を聞こうということで、これまで青年会の関係者、あるいは商工会の青年部、あるいは商工会の婦人部の方々、さらには農協関係者、あるいはまた学校の先生方々と十分これまで話をしております。

しかし、その中から見出せるものはまだ形になっていないということとございますので、こ

れからさらにこういうことを重ねながら、形の見出しを行っていきながら、一つできるところから始めたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 やはり地域に育てる私は職員の意向というものが、非常に育っていかなければならないと思うんですけれども、やはり4地域にまたがる上で、町の職員が西部地域のほうに行かれたときに、地域の交流というものがもっともっと地域の課題を図っていかなければならないし、やはり人材育成にも広がっていくと思うんですけれども、その辺の職員の考えはどうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

南会津町の職員、今西部という話が出ましたけれども、いわゆる田島地域の人たちが東部と言われておりますけれども、方々が西部に行く、あるいは西部の方々が東部に来る、この交流は、例えば民生委員会議とか、それからそのほかのさまざまな障害者等会議とか交換をし合いながらこれまでやってきておりますし、そしてうちの職員に限っては親睦会等についても田島地域だけで実施をするのではなくて、それぞれの地域で実施をしようということで持ち回りでやっております。ですから、私はこういう意味では職員間の交流は人事異動も含めまして大変よくできていると、こう思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 例えば区長会からのそれぞれの地域の要望がございますが、その毎年のことでございます。その区長からの要望なんかも、どうしても新年度の予算にかかわる前に順位をつけて出していただきたいという要望がかなり多いわけでございますが、町の回答としてははっきりした明快な回答が出ていかないで、やはり半年間は雪の中、半年間はハード事業にでも次ができるような時期があるわけでございますが、こういったところのやはりソフトとハードの面での事業計画というものを立てられていかれるのかどうかお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

何をもって区長会からの要望が明快に示されていないというのか、私には理解できません。私は、区長会あるいは駐在員会議で明快に示している。ただ単なる要望は受け付けはしません。しかし、その地域でみずからができる取り組みが必ずあるはずで、そういうことに取り組んでいただいて、自分たちの力をまずお示しいただいて、そうしてその中でどうしてもできない

もの、あるいは町のかかわりがあることによって弾みがつく、そういうものについて協働でや
っていきましょうと、こう申し上げているので、不明確と言われるのは心外であります。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私は不明確とは言っておりません。実に、町に対する要望をやはり
しっかりと各地域に反映させていただくのが、やはり町の役割ではないかと思っております。
不明確という言葉は、私は心外であります。

新しい国の政策もございしますが、臨時交付金が出ておりますが、交付金のあり方について1
つご質問をいたします。

臨時交付金により学校のパソコン関係が整備されているようですが、舘岩小学校と舘岩中学
校の情報ネットワークのふぐあいが続いております。大変県の南会津教育事務所、あと学校間
の連携が、先生たち等のメール等子供たちに支障を来しておるんですけれども、この状況は把
握されているのかどうかをお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、不明確については、明確でないと、こうおっしゃったので、私の中で明確の反対は不
明確であると、こういうことで申し上げさせていただきます。

それから、地域の要望を反映するのが町政、当たり前のことです。しかしこれ、すべて反映
できますか。限られた財源、時間、さまざまな問題があって私は議会に提案をし、議会の同意
を得て執行しているんです。私は確実に反映されていると、こう認識しております。

学校のパソコンの件については、教育長より答弁させます。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

インターネット等の接続のふぐあいについては、たびたび起こっていることにつきましては
認識をしております。その原因につきましては関係課と調査をしておりますが、サーバーの中
に問題があるというようなことまでは判明しておりますが、その解決についてはまだ至って
おりません。そのことにつきましては、なるべく早く原因を探って解決していきたいと思っ
ております。

以上です。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ぜひその解決の実態を把握してお願いしたいと思います。

続きましては、広報についてお伺いをいたします。

泉崎との「結」協定が結ばれ、大変泉崎のほうの広報では大きく取り上げられましたが、南会津町は、今度友好都市が多くふえてまいりました。台東区とさいたま市との交流について、もっともっと交流の場を広げるためにも、広報紙でPRすべきではないかお伺いをいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

広報については、現在の形で進めさせていただきます。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 大変私の質問が悪いのか、町長に反しているのか、私ちょっとあれでございますが、現在の広報紙のあり方について私が思う状況でありますと、やはり暮らしの情報、イベント情報が御蔵入交流館の情報が大体主になっていると思うんですけれども、その他の地域の公民館等の文化情報ももう少し取り入れてはどうかかなと思うんですが、教育長のほうでどのようにお考えなのかをお伺いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ただいま、先ほど来、町長がお答えしておるとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私は、広報というのは町からの伝える文章だけでなく、やはり広報マンは地域をつくる大きな役割を担っていると思うんですが、広報マンの人材というのは、私は本当に大切ではないかと思えます。一生懸命取材をして、この広い地域を取材されるわけですから、その取材の中におきまして文章を拾うということは、大変な役割ではないかと思えます。大変敬服しておりますが、やはり各支所におきましても、広報を担当するメンバーをつくられてはどうかお伺いをいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

広報と公聴があるんですね。ですから、私は、現在それなりに認められる資質を有した職員がその任に当たっていると、こう認めますので、そういう考えはございません。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私は、やはり広報マンは地域をつくる人材だと思いますので、地方

分権の時代、行政・住民との協働のまちづくりが大変原点であるのではないかと思います。今定例会より議会中継がされまして、広報・公聴の力が地域を変えと言われておりますので、南会津町が住んでよかったと言えるまちづくりを目指すことを期待して、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、18番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。再開は都合により1時30分とします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時30分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 渡 部 優 議員

○渡部康吉議長 次に、6番、渡部優君の登壇を許します。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 通告に従いまして、一般質問を開始いたします。

議席番号6番、渡部優でございます。

質問に入る前に一言申し上げたいことがありまして、申し上げさせていただきたいというふうに思います。

本町にはここ6カ月の間に、臨時交付金が14億円という大きな金額が配分されることとなります。議員の皆さん御存じのように、この金額は本年度当初予算での地方交付税配分65億円から見ても、どれだけ大きいものかわかるかなというふうに思います。しかも、今回のそれぞれの臨時交付金は大分使い勝手のよい交付金でありまして、それだけ自治体の力が試される、そういう機会だというふうに認識しております。

分権における地方への財源移譲における議論の中に、地方に財源をやっても使う力量がないなどというような議論がありました。今後の分権議論や地方財政審議会における財源移譲が、有意義であるという地方自治体の担保となるチャンスだなというふうにも思う次第であります。

それぞれの交付金は、後世に残る借金だというふうな指摘があります。まさしくそのとおりだというふうに思います。しかしながら、それ以上の効果を出すことによって、国民、町民に十分に理解が得られる、そういうものだというふうに思います。それだけ今回は自治体の首長、職員にとってその責任は重いものであるというふうに思います。もちろん議員もしかりであります。まさにこの交付金が将来の住民の生活に光を差すような、生産性を生む持続的な施策に使う必要があるものと強く思う次第であります。町長の強いリーダーシップを期待すると同時に、職員の行政マンとしての長い経験を今まさに問われていると、そういうふうに考えたいと、大きく期待したい、そのように思います。

さらに、先般の給付金に関しましては住民生活課が中心になり、横断的な仕事をさせていただき、本当にいろいろな異論、議論のある中で職員としての目の前にあるお金、いわゆる給付金を町民に早く早く施行する、そういうことをまさしく履行していただいた。ここで大いに評価をしたいというふうに思います。ご苦労さまでありました。

それでは本題に入ります。

私の今回の質問は3点ございます。

大きく本町の道路行政は、が1点目、2点目、間伐材利用や助け合い事業の次のステップは、3番目、あらかい健康キャンプ村を国立にという3つのことについて町長にただしたいというふうに思います。また、議論をしていきたいなというふうに思います。

1番目の、本町の道路行政はということで、①町道の舗装率が県内では大変低いようであります。その計画はどのようにこれまでできていて、今後どんな計画で進めていくのか。

細かい数字も県の資料としてございますが、ちなみに申し上げます。20年度、実施月日は平成19年4月1日でございますが、南会津町では44.8%の舗装率だということでございます。この数字は残念ながら県内ワースト5番目でございます。これを申し上げておきます。ただ、数値だけが目安ではないというふうに思います。各町村の事情等もありますし、単に比べるものではないというふうに思いますが、これも一つの指標としてとらえていかなければならないというふうに思います。そういうことで、1番目の質問でございました。

②の質問です。国道121号線は、本町にとって縦軸の最重要線だと認識しております。しかしながら、栃木県からずっと車で下ってきますと、トンネルをくぐって抜けてきますと、歩道等が雑草で覆われている、そのような状態でございます。栃木県からの利用度が最も高い道路で、本町観光への導入線でもあります。この道路の管理はもちろん県であるということは承知しておりますが、町からも声をかけながらタイアップして環境整備をしていったらどうかと

いうふうに思います。特に、ことしはやまなみ泊覧会の初年度であります。栃木県からトンネルを抜けたときに美しく環境整備がされていた、そういう状況があった場合、南会津町の印象が大変、その入り口部分でよいものとなるというふうに私は感じます。

先日も私、道路を抜けて栃木県側に行って、さらに栃木県から南会津町のほうへ抜けてみましたけれども、やはり栃木県から抜けても何ら変わらない、同じ町なのかなというふうに思いました。やっぱり違いを見せる観光をしていくためには、その導入部分で印象を与える、こういうことも大事じゃないかなというふうに思いました。

先般は荒海地区のつくしの会というグループがありまして、ボランティアで関本から古今地区の間の道路を一生懸命草刈りをしてやっていたようでございます。これは19日のことです。そういった地元の人たちも頑張ってやってはおりますが、やはり町自体も動いて、県などに問いかけをして、これからの南会津の本当に大切な事業でありますやまなみ泊覧会の成功のためにも、やはりそういった形をつくっていかねばならないんじゃないかなというふうに思ひまして、②の質問をいたしました。

それから、③の質問であります。会津縦貫南道路は、本町にとって大変重要な計画道路であります。町村会や議長会などでもその認識において、その実現に陳情等を行っていることは承知しておりますが、本町にとっては特に重要だというふうに認識しております。横軸の289号線のトンネルなどは整備がもうされておりますが、しかしながら、縦軸があつてこそその横軸だというふうに私は認識を持っています。今後、その整備実現にさらに本町独自に運動を展開していくべきだというふうに考えますが、どうか、今までにない形で陳情などを行ってもいいのではないかというふうに思います。

これは、③の質問におきましては道路そのものの観点からの、私自身の考えではなくて文教厚生委員会で、先日、所管調査ということで病院へ伺ったときに、南会津病院のことでございますが、やはりどう見ても縮小の道をたどっているということであれば、やはりこの121号線、縦貫南道路の整備が、まさに近々の施策にしなければいけないというふうに強く感じてきたわけでありまして。命の道路になりつつ、もちろん今でもそうなのかもわかりませんが、命の道路になりつつあるというふうに強く思ひまして、今回道路ということで③の質問をいたしました。

それから、大きい2番、間伐材利用や助け合い事業の次のステップはということで、本町にある資源、物、人を見直し、それを最大限活用し、足腰の強い産業の育成・定着を目指し、町長は間伐材利用や地域助け合い事業を施策の一つの大きな柱にしているものと認識してござい

す。

次のステップに進むのは、次期の任期からかなとは思いましたが、この本町の雇用情勢などを考えたときに、今この時期が次のステップの考えや最終的な青写真を示していくタイミングだというふうに考えました。このことが今後の雇用に期待する町民の安心へのメッセージになるものとするからであります。今後の事業の考えや具体的に進んでいる計画があれば、伺いたい。

それから、大きな3番の、あらかい健康キャンプ村を国立にという、突拍子もないことを言っているなというふうにおっしゃる方もいらっしゃるかも知れませんが、質問をいたしたいというふうに思います。

国においては、ここ数年の間にハンセン病とかハンセン症や原爆症認定に係る訴訟、それからB型肝炎等の訴訟、エイズ関連のいわゆる命というものが、政治の大きな課題になりつつあるというふうに今認識しております。そういった中で、本町は化学物質過敏症の方々へ、まさに財政が厳しい中にもかかわらず2,000万円以上の投資をして、そういった方々に手を差し伸べたということは、優しいまちづくり、いやしの空間を提供する町として、日本中に誇れる施策だと私は思っております。

しかしながら、医療等の十分な施設等もない、そういった中で十分なサービスを提供できない現状であるのも事実だというふうにも考えます。そこで、本来担うべき国に対し、国立の施設とするよう積極的に働きかけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

先般、化学物質過敏症におきましては、事前通告しました15日の次の日、16日の新聞に、厚生労働省が15日までに医療機関が診療報酬を請求する際の病名として、化学物質過敏症を病名登録したというニュースがございます。正式に病名になりました。私の通告の一番最初に、「まだ病気だと認定されていないが」と書いてありますが、情報不足で申しわけありませんでした。次の日に民友等に載りまして、よかったなというふうにも実感をいたしております。

以上、3点につきまして質問をいたします。壇上からの質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本町の道路行政に関する1点目、町道の舗装率についてのおただしがございましたが、本町の舗装率につきましては、県内の59市町村のうち54番目という低い率になっておりますが、この主な原因は、本町の町道の総延長が県内町村の中で最も長く、また未舗装となっ

ている農道的な町道路線を数多く抱えているなどの地域事情によるものと判断をしております。

現在の整備状況は、本町の総合振興計画に基づき、集落間を結ぶ重要路線や集落内の生活路線を優先的に実施しており、狹隘区間の拡幅とあわせて、未舗装区間の整備を行っているところであります。

今後は、地域協議会の検討結果や地区要望等を踏まえながら、整備路線を計画的に定め、事業の促進等を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2点目、国道121号の環境整備についてのおただしがございました。福島県では、建設業者へ国道の維持管理として草刈り、清掃を発注し、環境美化を推進しております。また、うつくしまの道サポート制度による集落などの合意締結団体は、町内で30団体ございます。これらの団体が国道や河川の清掃、さらには花植え等を美化活動として実施しているところでもあります。

最近では、町内の企業や商工会並びにボランティア団体がみずから環境美化に努めるなど、行政への参加意欲が高まっており、例を挙げますと、本年はボランティア団体により国道289号沿いの清掃活動が実施され、あわせて沿線のアジサイの手入れも行われました。また、伊南ジュニアスキークラブが国道352号沿いのごみ拾いなどを実施し、これらの奉仕活動については報道機関を通して紹介されたところでございます。

今後は、町民全体が町をきれいにしようという意識が高まってきておりますので、福島県及び地域の方々並びにボランティア団体等と連携をしながら、道路沿線の環境美化に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、3点目、会津縦貫南道路の整備実現についてのおただしでございますが、本路線は平成6年度に会津若松市から本町までの区間が候補路線に指定をされました。平成10年度には同区間の約50キロメートルが、計画路線として指定を受けました。さらに、平成14年度には下郷町の一部区間が一般国道改築事業として採択をされ、事業化が図られたところでございます。本年度は、下郷町の小沼崎バイパス及び湯野上バイパスの測量設計や本町区間のもうきんるいモニタリング調査の事業を実施する予定であると、このように福島県のほうからお聞きをしているところでもあります。

現在の会津縦貫南道路の早期実現に向けた取り組みにつきましては、会津若松市及び本町を含む7市町村及び関係機関などで整備促進期成同盟会を結成し、国への要望活動を行っております。

また、本町及び下郷町での取り組みといたしましては、道の駅や田島祇園祭でのチラシの配布などによる啓蒙活動やPR活動を実施しているところがございます。早期完成に向けましては、やはり関係市町村が歩調を合わせ、一体となって要望し続けていくことが重要であると認識しておりますことから、今後も整備促進期成同盟会を中心として町議会のご協力もいただきながら、引き続き要望活動やPR活動を実施してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、間伐材利用や地域助け合い事業の今後の展開に関するおただしがございました。まず、間伐材の利用についてであります。町では、従来林内に放置されていた間伐材を資源として活用するシステムとして、ストックヤードの設置とあわせて木材搬出運搬支援事業等を実施し、林業・木材産業の活性化と森林組合や建設業などの雇用創出につながる取り組みを進めているところであります。

今年度は道路沿線型森林環境整備と林産事業による雇用の創出、さらには「おとなの学校」を開校し、林業技術と環境関連知識の学びを進め、林業の担い手となり得る人材の育成と就労支援を実施してまいります。

今後もこれらの事業を継続するとともに、林業単一ではなくて、他の産業と連結していくことが重要であるとの考えのもとで、間伐材を利用した具体的な事業化を進め、南会津町の森林が有する多様な役割が効果的に発揮されるよう施策を講じてまいりたいと、このように考えております。

また、地域助け合い事業についてであります。町では各地域がそれぞれに抱える課題に当事者として向き合い、課題解決のためのネットワークづくりを支援するための施策の一環として地域助け合いモデル事業を実施してまいりましたが、本制度も平成17年度に旧田島町において立ち上げて以来5年目を迎え、新たな展開を図るべき時期が来ているものと認識しております。

6番議員のおただしにありました具体的な計画については検討段階にありますが、基本的な考え方といたしまして、文字どおりモデル事業として実施をしてまいりました各地域での先進事例などの紹介を通して、当該事業を全地域へ波及させるとともに、5年間の支援期間を経過した地域においても、今までに醸成されてきたネットワークづくりの成果を雇用対策や既存の各種施策と結びつけることができないかどうか模索をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、あらかい健康キャンプ村を国立の施設とするよう国に働きかけるべきではないか、こ

のようなおただしがございましたが、本町では都市部において解決することが困難な化学物質過敏症等で苦しむ方々の体質改善などを目的に、あらかい健康キャンプ村を整備し、豊かな自然環境を活用した転地療養支援を行ってまいりました。

また、私は内閣官房を通し厚生労働省健康局を訪問し、化学物質過敏症等で苦しむ方々の現状や町の支援対策などについて説明を申し上げ、化学物質過敏症を病気として認定されるよう強く働きかけをしてまいりました。厚生労働省では、これまで化学物質過敏症の発症原因は複合的で、病状もさまざまなことから、医学的に統一した見解が確立していないとの理由で、これまで病気の保険対象としてご認定をいただけない状態にございました。

しかしながら、先ほど議員からのお話にもありましたように、新聞報道によれば、10月1日付で化学物質過敏症が病名認定をされ、健康保険の対象として新たに登録されることになり、国が初めて公式に化学物質過敏症の存在を認めた形となりました。私は常々、念ずればかなう、このように申しておりますが、このニュースは、全国で約70万人とも推定される化学物質過敏症に苦しんでおられる方々を救済する、大きな一歩であると考えます。

あらかい健康キャンプ村につきましては、これまでと同様に町の施設として運用をし、化学物質過敏症で苦しんでおられる方々を救う一助としたいと考えておりますが、今後とも国・関係部局に対しましては、転地療養施設の必要性について全国的な課題として認識していただくために、これからも要望を、働きかけを強めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 若干、再質問をさせていただきます。

本町の道路行政はということで、①で町道の舗装率に関して質問したわけですが、この質問を思った機会というのは、実は議会報告会なんですね。それまで町道、自分の身の回り等、もしくは旧田島町内、国道を行ったり来たりする分には、ここの舗装率という認識が余り実はなかったものです。そんなに不便さも感じていなかったものですから。認識を新たにしたいというのは、議会報告会等を何度か傍聴したり説明者に回ったりしている中で、意外と道路に対する要請が強いんだなということ、実は残念ながら、情けないことにそこで気づいたわけでございます。

そこで、改めて今回こういった形で質問したわけでございますけれども、認識を新たにしたい

ということで。その中でいろいろ調べてくると、なかなか非常に舗装率が悪いと。県のデータをずっと調べてくると非常に悪いというようなことがわかりまして、これは一回町のほうに伺いいただきなければいかなというふうに思って、今回質問させていただいているわけですが、

先ほど町長が答弁なさったように、いろいろな地域性があると、それもわかります。一時、こんな言い方失礼かも知れませんが、地方交付税欲しさにほとんど道路という道路を町道にしたという経緯が各町村であったかというふうに思います。台所が厳しいということで、そういった施策をしたという経過があったというふうに、これはどこの町村でも同じかなというふうに思います。

そして、合併した後の南会津町の町道の実延長というのは、非常に長いと。先ほど町長がおっしゃったように、本当に県内では抜群に長いほうであります、まさしく。現在、平成19年4月1日調査で言うと、76万6,625メートルということでございます。そこで舗装済みが34万3,419メートル、舗装率が44.8%というふうなデータが、県の資料に載っておりました。

実態としてもやはり悪いですね。先ほど言いましたようにワースト5番目に悪い。ベストのほうを見ますと、ベスト5で湯川村が90%を超えているんですね、94.5%。同じ会津でも北塩原村でも88.4%と高いほうなんですね、この辺はね。一概にこの数字だけを見て悪いと言うわけにはいかないというふうには言いましたけれども、やはり一つのデータとして同じような村、町が結構舗装率が高いという実態もあるわけですから、やはり先ほど町長が言われたように、総合振興計画の中で検討されながら進めているというお話でありましたけれども、担当課のほうでしっかり舗装の必要な道路、これは政策的に舗装にしないほうがいい道路、そういうふういきちんと仕分けをしていく必要があるというふうに思うんですね。その中で、町民に示していくと。ここは歩道にしなければならない道路だから、町のほうが前に出て、地権者がいる場合は、地権者を説得するのは我々の役目だというふうな形でやっていかないと、やはり政策ですから、政策的に必要な舗装道路、政策的に舗装が必要でない道路、それを明確にしていきながらそれを示して、町が見なければいけない、もしくは政策的に舗装しなくてもいい道路であれば、その道路を陳情等で舗装にしてくれという内容であれば、地元のほうが努力をして環境整備をしてからお願いに来るとか、そういうふういきちんと仕分けをしながら進めていくべきだというふうに強く思うんですね。

ですから、しなければいけないところ、これは農道、本当に昔の赤線道路みたいに道路でないような道路も町道になっているわけですから、そういうところをきちんと仕分けを今されて、

現状としてあるわけですか。それをまずお聞きしたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど答弁を申し上げましたように、集落間を結ぶ幹線道路、それから集落内の生活道路、これが優先すべき道路として位置づけをしております。そのほかは、いわゆる農道的な町道、これについてはどちらかという集落からの要望も低い路線として位置づけをしております。その中間にあるものについては、いわゆる集落からの要望がそれぞれそろっておりますので、その中でいわゆる投資効果、あるいは先ほど議員がおっしゃったように整備をする場合の拡幅の環境条件等ですね、いわゆる環境整備、これがなされているかどうか、これらについて一応私のところでは仕分けをしていると、こういう認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 一応、集落間もしくは生活道路のほかにも仕分けされているというふうなことだろうというふうに、今の答弁の内容だろうというふうに思います。

それで、やはり各地域に行きますと要望等が強い、意外と私たちにはわからないところで要望が強い道路があったりしてびっくりするわけですけども、そういったことに対して、多分町のほうにも来ているなというふうに思うんですよね、相談にね。そういうときに、そういうきちんとした返事をされていないのかなというふうに思うわけですよ、逆に、その後も出てくるということは。だから、きちんと返答すると。きちんとという内容というのは、今ほど言いました仕分け的な説明だと思うんですよね。あなた方の今の陳情されている場所は、こういう今位置づけですよ。私たちのすべきことはここまでやりますよ。もし確実にこれをやろうとすれば、このぐらいの環境整備はしていただきたいなというふうな、実際的な話し合いがなされていれば、目安が立つんですよね、地元の方々にとっても。そうすると、あっ、来年あたりかな、再来年あたりかなとか。そうすると、それに合わせてもしかしたら議会に陳情したり、執行部に陳情したりして確実にしていくという段取りだというふうに思うんです。

ですから、相談に来られたときに、きちっと、あなた方のというか、相談された方の道路の位置づけ、もしくは今回書類は出していませんけれども、そういうような位置づけをしっかりときちんと担当のほうで説明されるという姿勢が大事だというふうに思うんです。そうすれば、やはり無理かなとか、何をしたら大丈夫なのかなと模索できるわけですよ。やっぱり仕分けしているなら示していく、明らかにしていくというか、わかるようにしていく、そういうこと

が大事だなというふうに思うんですね。そうすれば、懐疑的なものにならないし、やはりわからないということは懐疑的になりますから、批判的にもなるし、それを通り過ぎるともっとひどいことになってくるわけですから、それはその人の資質の問題と言われればそうなんだけれども、やはり最初が肝心だと思うんですね。きちんと行政側としてこういう位置づけですよというふうに説明していけば、安心して、それが達成されるかされないかわからないけれども、内容はわかるという形にはなるわけですから、その辺の担当課も大変だと思いますけれども、いかがでしょうかね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、どういう方々が懐疑心を持っておられるのかはよくわかりませんが、まず私どものところに要望として上がったものについては、必ず現地調査をします。現地調査をするときに、区の役員等の立ち会いを求めます。したがって、要望に上がった路線がやるのかやらないのか、あるいはいつどう処理されるかわからないという実態は、私の中ではあり得ないというふうに思っています。

ただ、一つ考えられることは、調査をするという前提に立った場合に、県との兼ね合いがある路線については、県のほうの動き等もございますので、これらで時間がちょっと延びてしまっているのかなど、こうは思います。したがって、町が単独でいわゆる対処できるものについては、限りなく現地の調査をし説明をし立ち会いを求めていますので、私的にはいただいたボールは必ず返していると、こう認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 今の町長の答弁、わかりました。

それで、結局町道にいろんな、さまざまな農道等も町道にしたという経過は先ほど申し上げましたように交付税措置がされると。1人平均の金額もここに書いてありますけれども、相当の交付税が措置されているわけですから、それはもちろん普通交付税ですので、ほかさ回される可能性もありますけれども、とりあえずは道路延長という経費の種類の中で交付税をいただいているわけですから、その中でも、やはり随時調査をしながら、随時ですよ、担当課の中で随時調査をしながら、その中でも調査してある程度整理されている中でも、陳情された中身を再調査という形だろうというふうに思うんですけれども、必要性がどのくらいあるかということとやられるというふうに思うんですけれども、やはりそういうふうに、せっかく交付税も措置されているんですから、その職務の中でやらなければいけないという一つの項目だというふ

うに思いますので、やはりしっかり整理をしておいて、先ほどキャッチボールをして投げ返しているよということでもありますので、再度きちんと投げ返していただきたいなというふうにお願いをします、この点は。

時間がこの点だけになっちゃいますので、次に移ります。

②の国道121号線の縦軸の重要性の認識というところの質問でありますけれども、先ほど289等の清掃、それから各種団体、伊南スキークラブとかいろいろな各種団体が協力して整備してやっているよというふうなお話だったろうというふうに思います。

例えば、私も旧田島の中のいろんな団体もやっていますから、それも十分承知していますけれども、やはりタイムリーな整備というのが必要だとだというふうに思うんですね。今回特にこの質問に当たるからというわけではないですけれども、ずっと車で走ってみて、先ほどの認識をお話ししたわけですが、トンネルを抜けたときにちょっとがっかりしたもんですから、もしあそこにトンネルをぱっと抜けて、栃木県側はトンネルの向こう側は意外と雑ですから、これを言っただけは失礼ですけれども、向こうから抜けてきたときに、違った世界が出たなというふうな感覚があればいいなというふうに強く思ったんですね。これは認識の違いなのか、人によって感覚が違いますから。そこで草でなく花、花があつたらなと最初思うわけですね。そして、その次に食べ物が迎えてくれたらとどまるわけですね。

やっぱり最終的には人だろうというふうに思いますけれども、そうすればやま泊も成功するなというふうな、そこまで頭が行っちゃったものですから、大分遠い話でこの道路から行った話ですけれども、そういうふうな認識があつたものですから。ぜひ今回のやま泊のサイン標示なんかも、今回の明許費ですか、載っていましたが、早目に、道路を抜けたときにぱつとこうわかるようにやってほしいなというふうに思ったものですから、環境整備のほうを早目にとりか、国道ですけれども、町のほうでもできる部分というのはあるんですね。歩道から少しずれたところの草刈りとか、歩道の中だと危ないから、やっぱりそれなりの予算化をしてやらないといけないというふうに思いますけれども、先般も県のほうで中荒井と新町地区を削っていましたね、きれいに歩道をね。本当に気持ちがいいですね、めちゃくちゃ気分が悪かったところがよくなりました。あんなふうに人の心というのは、そんなぐらいで変わってしまうんですね。

ですから、何度も言うようではありますが、トンネルを抜けたときに雪国であつたではないんですけれども、花が迎え、整備されたところへ迎えば、まるっきり印象が違ふと思うんだよね。ぜひその辺のところを再度検討していただいて進めていただきたいなと思うんですけれど

も、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

導入部分の重要性というのは、大変大きなインパクトを与えますので、私も全く同感であります。実は道路沿線型の環境整備林産事業を目指したというのは、道路からそれぞれ見られる森林あるいは原野が非常にきれいに整備されていると、これをねらいとしてやっておりますので、この国道沿いの問題についてもしっかりと対応していきたいと思います。県に働きかけるものは県に働きかけていきますし、また独自に対応できるものについては、緊急雇用対策等のことも含めまして、積極的に取り組みをさせていただくと、こうお約束をさせていただきます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 次の質問へ入ります。

会津縦貫南道路の重要性の認識というのは、同じだろうというふうに思います。全会津もその思いは同じだろうというふうに思います。しかしながら、先ほどの町長の答弁ですと、その組織内で関係町村、足並みをそろえてやりたいと、その中でやっていきたいというふうなお話だったかなというふうに思うんですが、一回確認させてください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員も御存じだと思いますが、道路の場合は、言ってみればつながっていますので、なかなか町が個別にという場合に、今までの受け手側の国としては余り関心を示さなかったというのがございます。したがって、道路でつながる関係市町村が期成同盟会をつくって、期成同盟会の中で重点事項等を掲げながら要望してきたと、こういうことでございます。

ただ、これまでのスタイルでいいかという、そうではないというふうに私も実は感じつつあります。それは道路特定財源が一般財源化されました。そうなりますと、当初から5カ年の中期計画があるというものではないので、ここはやはり地域の必要性を、例えば町長部局と議会側で手を取り合って、あるいはスクラムを組んでその必要度を訴えていくと、こういう形が生まれてきてもいいと、こう思っておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 執行部と議会がスクラムを組む機会があれば、そういうことも考えたというふうな答弁がございました。私もそこを言いたかったんですけども。

やはり本町としては、先ほどこの質問に当たっての経過を説明しましたけれども、私の質問

は病院から入った道路問題であったということでもあります。まさしくこの南会津にとっては、病院関係が会津若松市にまさしく集約されつつあるというふうに私は認識しています。県立医大附属病院化として病院が新しく再構築されると、会津において。その時点で、南会津病院の位置づけはということをお大変心配して、質問をどんなにしても、いや、その位置づけは変わらないよというご返事なんですね。それはそのとおりだというふうに思います。県当局のお話だとね。現場もそういうふうに返答しています。

しかしながら、実態としてはやはり後退していますので、150が100床になったり、産婦人科がいなくなったり非常勤化したり、小児科が非常勤化したり、麻酔科がいなくなったり、実態としてはまさしく後退しているんですよ。一生懸命我々文教厚生委員会でも頑張っているんですけども、なかなか行ったり来たりで少しずつバックしているというふうな状態でありますので。

ならばということで、道路ぐらひは命の道路であるこの道路、1時間を30分で行けないかと、そういうふうな、しかも大内道路、大内が込んでくると2時間もかかると、そんなの道路ではないと。特に子供さんがいる家庭とか高齢者がいらっしゃる家庭とか、そういうのは切実な問題になってくるんじゃないかなというふうに思いまして、特に南会津町としては、やはりこの南道路というのは本当心臓になってくるなというふうに強く思ったものですから、改めてこういうふうに持ち出してきたんです。

ですから、ぜひ議会と執行部、もしくは下郷町と一緒にやってやはり大きな、12番議員ではないんですけども、むしろ旗とずっと前に言ったかなと思うんですけども、そのぐらいの気構えでみんなしてやはり陳情をやると。そのぐらいの機会を設けたほうがいいかなというふうに強く思ったものですから、質問しました。

先ほど町長のほうから、そういうことも選択肢の中にあるんだと、また今までの形ではいいとは思わないというふうにおっしゃいましたので、ぜひその形を実現して、何とか命という観点からぜひ、商売ということじゃなくて命の観点からぜひその実現を一緒にやっていきたいなというふうに思いますが、この点に関してもう一回だけ、すみません、しつこいようですが。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、この会津縦貫南道路につきましては、いわゆる下郷の4工区の区間、今調査が終わりまして整備区間になりまして工事が入りますが、この区間が格上げされたときに、会津若松のほうを調査区間にするか、南会津町のほうを調査区間にするかという選択肢がございました。

そのときに、いわゆる下郷の整備区間の残土をどうするんだという話が出ました。私は、残土はぜひ南会津町でお引き受けをしたいと、こういう話をしましたら、それではということで、残土は路盤材になりますから、そういうことではということで南会津側が調査区間になりました。

つまり、先ほどから話があるように、沿線の町村と言いながら、沿線の町村の中でも駆け引きというかそれぞれの思惑がありまして、なかなかそこは一致をした行動にならない部分があるんですね。ですから、私は当面調査区間になっているわけですから、調査区間についてのいわゆる整備区間の格上げについて、独自の要望活動はあってもいいのではないかなど。いわゆるほかのところに影響しない範囲での独自の活動は出てくるんだろうと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 次の質問に移ります。

間伐材利用や助け合い事業の次のステップはということで質問をしましたがけれども、間伐材における次のステップということで、先ほどおとなの学校等の林業研修等の説明がありましたけれども、具体的に間伐材を利用した施策が、前回の私どもの委員会でも若干説明はあったんですけれども、健康福祉課の中で説明がありましたけれども、若干でしたけれども、そういった、これは農林課としての多分事業だというふうに思いますけれども、計画があるというふうに聞きました。

ぜひその概要を、なぜここで説明をお願いするかということは、障害者等が今回の緊急雇用の中でやはり外されているとか、一般の人たちが仕事がないのが当たり前なんだから、お前たちがいないのは当たり前だのという言い方も、実態としてはあるわけなんですよね。しかしながら、障害者の中には、この流れは障害者だけではないと思いますけれども、障害者の中には家庭崩壊も、もう職がなくて、直前な家庭も実態として町内にあります。

ですから、この施策をしっかりと、今回のこの計画ね、先ほど健康福祉課で若干説明あった計画というのは、割りばしの工場のお話が若干あったんです、若干ですね。まだ形になっていませんので、なかなか詳しい説明はできなかったというふうには認識していますけれども、そういった光を差すような事業があれば、早目に実現するか、しなかったらがっかりするんじゃないかと言われますかもわかりませんが、この時世ですので、ぜひそういう説明をしていただきたいなと思うものですから、ここで質問いたしたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員おただしのように、搬出はある一定の経費を助成することで可能になります。それでは、出てきた材を次にどう活用するのかという問題が当然出てくるわけでありますが、私のところでは、まず出てきた材を、これまでいわゆる私たちが子供のころからやっていたように、身近な暮らしの中で役立てていく。その一つははで木に使う、あるいは加工材として使う。そのときに、子供たちに皮むきの体験もさせよう。これはやはりなぜ皮をむくのか、そういう出てきた材料の有効活用を図る上では、さまざまな材に対する影響がありますので、いわゆる虫よけとして皮をむくとか、そういうことも教えていきたい。つまり、教材として使うこともある。

それから、もう一方では、出材した材は針葉樹だけじゃなくて、広葉樹もかなりあります。館岩に出材したものは、1週間以内にほとんど売れてしまうと。何に売れたかと言いますと、まきストーブ用に実は売れました。それで、今回まき割り機の購入も進めております。しかし、それだけでは出材量に間に合いませんので、量がですね、したがって、大学生協のほうからお話があった割りばしの製造に、ひとつ取り組んでみようと。

しかし、これが実は1ぜん当たり2円70銭という本当に安い単価のものですから、何とも採算割れをしてしまうんじゃないかということで躊躇をしましたが、しかしこれは割りばしの製造だけではなくて、割りばしを製造した後の粉末が出ます。いわゆる木の非常に細かい粉でございますが、これを木粘土に利用できないかということで、実は東京で北星鉛筆という会社がありますが、ここを訪ねていきまして、何とかそこと一緒にその粉も活用できるような方策を今検討しております。そうすると、より歩どまりのいい仕事というか工程になってきますので、ここは考えていきたい。

さらには、先ほど化学物質過敏症の話もしましたが、化学物質過敏症の人たちが入居できる壁材を、そういう粉末を使ってできないだろうかという話をいたしましたら、これも切手に使用するのりを使うので、これまでのものよりは影響が少ないというお話もありましたので、そういう活用も出てきます。それから、チップとしての活用もこれから考えておりまして、それらについては第三セクターの新エネルギーにもなり得るだろうと、こんなふうに思っております。

以上です。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 やはりさまざまな間伐材利用や助け合い事業もそうですけれども、施策というのは最後の青写真があるというふうに思うんですね。それはどういった形の成果に

なるかということだろうというふうに思うんです。一つ一つ結果を出しながら前に進んでいかないと、確実なものにはならないというふうに思いますので。先ほど、例えば——時間なくなっちゃったけれども、地域助け合い事業、5年間補助の期間が大体終わるといふ団体も出てきますね。私どもも週明けで3年目になるのかな。そうすると、その次の場、どういふふうにその場をつくって誘導していくかということだろうというふうに思うんです。なかなか、施策としてやるにはやはり誘導が、ある程度のこういった形に、そういった地域にしたいなという形があるからこの施策を応募したと思いますので、最終的にこういうふうな形になってもらいたいという形があるというふうに思いますので、やはり誘導はしなければいけないというふうに思います。

それで、地域助け合い事業に関しては、何人かの質問もありましたけれども、今ショートステイとかそういったものの需要があつて、なかなか対応できないでいると。十分な日数がとれないというふうな状況があるわけですから、地域助け合い事業の中で地域の中で、助け合つてそういった事業をできないかとか、そういった多分町長はお考えになつていふというふうに思います。けれども、地域の中でも十分にはできないと思いますけれども、100%できないというふうに思います。やはり数時的なものも必要だといふように思いますけれども、ただ地域の中でできる範囲というのは確実にあるといふように思いますので、地域助け合い事業をただ地域融和、地域力の醸成だけで終わらせてはならない。成果として何をするかという形に誘導していく必要があるといふように思うんですよね。

その中で、こういった状態、人口動態等を見る、地域状態等を見ると何が必要かというのは、だれでもわかつてくるわけでありませう。その中で事業の施策の多分立ち上げだつたといふふうに私思つていませうので、ぜひそこら辺の次のステップといふのをしっかりと、コンセプト的にでもいいですから、しっかりと職員の中でつくつて構築しておかないと誘導できませんので、今からそういう次のステップをしっかりとつくつておくべきだといふように思ひますが、再度いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

地域助け合い事業の目指すべき究極の姿といふのは、私の中では集落の改善センター、あるいは集会施設等の活用にあると思ひていませう。つまりは、限りなく移動のロス時間をなくしながら、本当の意味での都会とは違ふ田舎といひませうか、地域の中山間地域のよさを出そうと思ひえらば、やはりそこでお互いに助け合ふ、お互いに支援し合ふ、そういう体制ができてくること

が私は最終的な目標にしております。

これを今、職員のところをしっかり明示していきますと、なかなかその理解に、結果の理解だけできますので、私は一つ一つクリアしながら、そしてその次の姿が見えてきたときに、またそこで共有を図っていくと、こういう形で進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 2番の質問に関しましては、結局私が最終的に申し上げたいのは、次のステップはということで、今の時期のタイミングで示してほしいと言ったのは、何度も言うようですが、こういうご時世でありますので、住民の生活に光を差すような、希望の持てるものを少しでも提供できたらなという考えからでありました。

それから、3番のあらかい健康キャンプ村を国立にということで、突拍子もないというふうにおっしゃった方がいらっしゃいましたけれども、私はとんでもない話だというふうに思っています。やはり、地方が動いて国を動かした事例というのはいっぱいあります。情報公開条例もそうでありますし、さまざまな国を動かしたものはいっぱいありますので、しかも当初申し上げましたように、命というものが政治の課題になりつつある、なっているという状況だろうというふうに思いますので、ぜひ、南会津が本当になく財政の中から拠出して立ち上げたんですから、国立化を目指して、国立化を目指すということは研究所も来るとのこと、医者も来るとのことです。あの辺の環境が一変すると、雇用も生まれるということですので、ぜひ小さくまとまらないで、がちっと要求していくものは要求していく、陳情していくものは陳情していく。それも地域みんなで議会も一緒になって要求していきたいなというふうに思いますが、再度いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、光の差す行政、あるいは施策については、全くそのとおりでありますので、特に介護で疲れている方々を、できるだけ早く負担から解放されるようにしたいと、こう思っております。

それで、今言った化学物質過敏症なんですけど、これは実は国立化というのは意外に感じますが、私も全く同感で、研究所を設置するという線では今協議を進めています。ただ、場所をどこにするかという問題が1つ残っています。これは大学側のほうも非常に、ある意味では取り組みがこのまま続けば、そういう可能性も出てくると、こう思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 最後ですが、余談を若干申し上げます。

パソコンに1日大体2時間ぐらい向かっているわけですが、テレビをつけながらパソコンに向かっております。テレビのほうから聞こえてくる言葉で、2つ、どうしても頭から離れない言葉がこのごろあるんです。一つは、イチロー選手が出てくる「確かな一歩だけが未来を開ける」という言葉が、まさしく現状を、コピーライターがサッカする中身の表現の商業の中では、やはりすばらしいなというふうに思っています、この言葉は。それから、もう一つあります。これは吉永小百合さんが出ている商業です。「生き抜かなくちゃ」という言葉が、このごろ脳裏に非常に残っているわけですが、本当に今確かな一歩だけが未来を開けるのかなというふうにつくづく思います。そして、一般市民には、この「生き抜かなくちゃ」という言葉をはかせたくないなと、言わせたくないなと強く思います。

一般質問を終わります。以上です。

○渡部康吉議長 以上で6番、渡部優君の一般質問を終わります。

◇

◇ 星 光 久 議 員

○渡部康吉議長 次に、7番、星光久君の登壇を許します。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 これより一般質問を行います。

私の一般質問はごく簡単で、3つほどあります。

1つは、今どこにでもみんなが目にするように、うちの周りから畑、それから山から何からどこにでもあるような古タイヤ、この古タイヤが非常に目につくようになっているし、これがバイオマスみたい、何かに利活用できないかと、そういうことでの質問と、それから2つ目には、せっかく多目的競技場、南会津郡では抜群の良さを持っているんですが、郡内では抜群の良さを持っていても、ほかに行くと、余り喜ばれないというか、今ごろ土の中走ってて出せないなんて言われるような状況になっておりますので、これを何とか公認のとれる、普通、県大会や一般の大会ができるような競技場にできないかというような質問でございまして、この公認化を目指すということでございます。

あとは3つ目、町消防団の支給する服装、これから非常に山に入る、救助などに向かうため

の服装が非常に危ないというかそういうことで、何とか、もし事故なんてないように、そういうことで服装、もし救助なんかに向かう場合は、今の服装をころっと変えるなんていうわけにいかないものですから、何か白いものとか、何か引っ張ったりなんかする方法が、即対応としてそういうことも必要ではないかなというような形で出しました。

そういうことで、1つは、1番目の古タイヤの利活用と雇用、2つに分けたいと思います。2つ目の多目的の公認の競技場については、生徒の競技の向上と人間交流というか、やまなみ泊も含めたこういう中に入ってくるのではないかなと思いますので、ぜひこれも実現したいなということでございます。

それから、3番目の消防団の服装については、みんなテレビで見ているか見てないわからないんだけど、やっぱりスズメバチが一番世界のうちでも、おれはスズメバチなんていうのは、ここらではしょっちゅういるから大したことないと思うんだけど、物すごい猛毒もあるし、どこから飛んでくるかわからないし、そういうことで本当に危ない、黒や紺に対する攻撃力がすごいということで出しましたので、よろしく願いいたします。

演壇からは以上でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 7番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、古タイヤを活用した雇用対策計画に関する1点目、古タイヤの活用に係る検討と対策のおただしがございましたが、緑に恵まれた本町においても、山林内や河川敷地等に不法投棄された古タイヤが時として見受けられ、町では不法投棄監視員や町民の方々の情報をもとに、地区の協力を得ながら、少しずつではありますが撤去作業を行っているところであります。

撤去されたものを含め、不要となった古タイヤの処分は、テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル品目と同様に排出者責任を基本として対処すべきと考えております。

また、不要となった古タイヤは、タイヤを扱うすべての事業所で引き取り回収を実施しており、回収されたタイヤは熱源としての燃料や、新たなゴム製品に再生されるなど、貴重な資源の再利用につながっていることから、本町としても排出の仕方の指導や不法投棄監視など、この再生化の流れを強化してまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目、雇用対策としての事業化のおただしがございましたが、近年、地球温暖化問題からグリーンニューディール政策といった言葉も生まれたように、さまざまな環境政策が国際レベルでも検討、実施されております。これらの中には、低迷する地域経済に大きな効果をもたらす可能性が数多く含まれていると思いますので、本町では廃棄物以外にも新エネルギー

や農林業の部門を含め、その可能性を検証しているところであります。

おただしの古タイヤの活用については、再生原料としての付加価値を高め、雇用創出や自然環境保護につなげることが効果として考えられますが、事業化を想定した場合、本町の地域特性や原料としての古タイヤの賦存量、再生製品の納入先、また納入先までの運送費用などの採算面と、何よりも古タイヤ活用の事業化がこの南会津町にとってふさわしい事業であるかどうかの見きわめをしなければならない、このように考えております。

ご提案をいただいた内容につきましては、今後とも再生技術の進展に着目をし、推移を見守りながら判断してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、町消防団に支給する制服についての1点目、現在支給している紺色の制服を着用しての山野活動が、スズメバチ等の被害に遭う事例がありますかと、こういうおただしがございましたが、これまでに消防団が消防等の活動中において、スズメバチ等による被害があったとの事例の報告はございません。

しかしながら、消防団員においては山岳遭難等の搜索活動において、スズメバチ等に遭遇する機会もあるため、それら活動に当たっては十分に注意を促すとともに、ハチの生態や発生情報等の関連情報を提供してまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目、消防団員の制服へのスズメバチ対策等の検討経過と今後の対応についておただしがございました。これまでに被害等がなかったとの事実確認と注意喚起をしたところであり、特段の検討は行っておりません。

なお、現在の消防団員の制服、服装については、平成13年3月30日に消防団員制服の基準の一部の改正が消防庁より告示されており、町といたしましては平成18年の町村合併時において、その基準に基づき町消防団員の制服の統一を図ったところであります。その統一に当たっては、消防庁の基本的な考え方を踏まえ、消防職員と消防団員の統一感を確保するため紺色とする一方で、災害現場等で指示系統等の識別を容易にするため、制服の一部に区別を設けているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えを申し上げましたが、質問事項の2番、全天候型公認陸上競技場整備計画につきましては教育長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。なお、私の答弁に係る再質問等で、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、ご了承をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、多目的競技場の公認陸上競技場整備計画についてに関してお答えをいたします。

初めに、多目的競技場の公認陸上競技場整備計画に関する第1点目、児童・生徒を初め高校生等に早くから全天候型の競技場を体験させ、競技力の向上を図る考えはとのおただしであります。まず全天候型公認陸上競技場の公認をとるには、日本陸上競技連盟に申請し、連盟が施設の規模や内容によって、第1種から第5種の区分で検定し、公認の可否を決定することになります。ちなみに、近隣市町村では会津若松市の会津陸上競技場と白河市の市陸上競技場が公認陸上競技場として認可され、それぞれ公認区分は第3種となっております。

全天候型公認陸上競技場を早い時期から体験させることは、競技力向上の底上げにつながり、大変重要なことと認識しておりますが、スポーツと健康増進の機能を持ち合わせた枇杷のかげ運動公園の今後の総合的なあり方を、財政面を含めて展望する中で、公認陸上競技場の整備についても課題とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解ください。

また、公認陸上競技場を体験する機会としては、現在福島県体育協会の事業を活用した県内の公認施設でトレーニングを行う、うつくしまスポーツキッズへの参加を呼びかけているところですので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、中央、県、会津大会等を開催し、一流選手の競技を見学させ、またボランティアや交流活動に参加させ活性化を図る考えはとのおただしであります。県大会以上の大会の開催には、第2種以上の公認陸上競技場が必要となり、多目的競技場を整備し、公認陸上競技場の認可を受けたとしても、規模の面から現状では第3種の公認となり、招致できる大会は会津大会クラスの開催になります。

しかしながら、一流選手の競技を間近で見ることは競技力の向上に大きく寄与することから、ゴーマン杯ふるさと健康マラソン大会に知名度の高い中距離選手を招聘する計画や、県との共同によって、第一線で活躍された選手から直接指導を受けることのできるトップアスリート派遣指導事業を引き続き活用するとともに、新たな機会づくりも検討してまいりたいと考えております。

また、ボランティア活動や交流活動への参加につきましては、町が主催する各種スポーツ大会などへ高校生ボランティアの参加を呼びかけているところであり、さらにはスポーツ活動を中心に、佐藤栄学園や泉崎村との交流を行っているところでありまして、これらの活動は人材育成や地域経済の活性化にもつながりますことから、今後も発展させていく考えでおりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 今答弁いただいたんですが、1番目の古タイヤの件で再度質問したいと思うんですが、今の古タイヤの件で、どこでも古タイヤいっぱいあんのな。それで、普通タイヤで大体300円から、ホイールついていると大体500円から600円。それから、4トンタイヤだとホイールついて800円ぐらいと。それから、大型になると1,500円ぐらいかかるようなんですが、ここでは処理できないものですから、ここらの業者は大概茨城のほうから来てもらうか、持っていかして処理するんだ。

そういう形で、そのタイヤもあんまり長くなってしまと泥ついたり土ついたり、雨で汚れているものだから、洗わないと持っていかないんだ、業者が。そういうことで、本当にタイヤ欲しいんだったら、きれいにするんだったら、やはり早目でないとだめだよと。おれらも例えば悪いの預かったって、持っていったってまた返されちゃうんだ。そういうことで、非常に困っているというか、そういうことで、町長らは山へなんて今は上がることはないだろうから見つけないだろうけれども、おれらちよいちよい行っていると、まあ100本200本、あるところには1,000本ぐらいあるんだよな。

それで、もとリンゴ園なんかでは霜よけに使ったもんだから、そこへ預けたもんだから、それに便乗してどこにでも見つけてきて投げていっちゃうの。そういうことで、この前はバイク投げていたりいろいろ投げていたりするところを見つけたもんだから、そうやってバイクなんかは引き取らせただけでも、そういう形で、本当にすごいなとか、そういう形で、今は草かぶっちゃってなかなかあるところも見つげづらいんだけど、本当にやっぱり大変な眺めとか、そういう形で、今までだとやっぱり単なる処理だけではいけないのかなと思って。

おれも木材なんか粉碎するのは、もとは何でかんで製材所、工場つくらないと、引っ張るなんかできなかったけども、今は移動、何だ、切った木とか何とかそういうやつ、簡単なやつ自動車で引っ張ってきてあるもんだから、そういうやつでもねえのかなと、簡単にできるやつ、場所もとらないし、短時間で終われば返すとか、そういうことも、最低でもそのぐらいできないのかなと思っているんだけど。

それで、福島県内に処理するところどこにあるんだよと言ったら、いわきぐらいにしかねえんだって。そして、あとはここに一番近いところは仙台とかそのぐらいしかねえんだって言って。今、町長言ったように燃料に切って数多くするしかないということで、そういうことなも

んだから、これ何とかしないと、どこでも早くやらないと、引き取らなくなっちゃうの。そんな20年も30年もやっぱり山積みされているから、そこさ我がやってるとこだけでも、家のぐるわにも二、三十本なんてすぐあるわけよ。そういうみんなもタイヤ持ってっぺから、そういうことで、早く処理するような方法、ちょっとは銭かかけども、しねえとせ大変だなと思うもんだから。そのことで1点、町長どうい、早急に処理しななければならないような今時期に来ているんじゃないかと思うの。そういうことで、ひとつよろしく。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

以前、使用しなくなった車がいわゆる物置として、農地の周辺に放置されたことがございまして、これらについても景観上よろしくないということもあります。あるいはまた廃棄物の有料化といいますか、そういったこともありまして、町で一斉のそれらについての対応策をとったことがございます。料金もいただいてということなんです、そういうこともございますので、ただいま議員からおただしのように、私はどちらかというところリンゴ栽培者あるいはブドウ栽培者等が霜害対策として使っていたという認識は持っておりました。しかし、それ以外にも今のお話ですと身の回りにたくさん放置されているものがあるということでございますので、これについては前向きに調査をさせていただきたいと思っております。

ただ、そういう中でも、まだ所有権が存続するといえますか、いわゆる使用しようと思っっているものもあるかもしれませんので、その辺は慎重に情報を得ながら対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういうことで、ちょっとずつは対応してきたが、撤去したり何かしたけれども、間に合わないということだと思っております。それで、タイヤ、早く言えば川の中さ、山のものはほとんど業者も持っていかないと思うの。そういうことで、もしあれだったら山から出して、山と言ったって畑の根っこだの林の中だのそういうところにあるやつ出して、川の中さ入れて、ちょっと置くと洗われるから、そういうことも1つの考えだし、あとポンプ、可搬式のポンプあたりでも、もし使わないところあったら、そのポンプでも洗って、ボランティアでも呼びかければ、あれは結構、暇だと言えは語弊があるけれども、協力する人いるんじゃないかと思うの。そういうことで、おれもずっとちょこっと見ただけで1,000本や2,000本はすぐあるんでじゃないかと思うの、常に見ているもんだから。

そういう形で、あと大型なんかは、山にあるやつ、動かしようもないの、これ。何か重機で

ないと、クレーン車か何かでないと、動かしようもないもんだから、そういう形で何かしてくれないと、町で何かしてくれないと、何ともは山さ行ったやつ、これ、おまえのもんだから処理しろと言ったって、これはしないと思うから、そういう形で何とかそういう処理に予算できないものか、町長の考え。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、環境上問題があって、やはりそこから古タイヤを取り出していくということ、これはやはりできるだけ緊急にやらなければならないではないかなと。しかもその所有権の存在しないもの、あるいは所有権の存在しているものでも、同意をいただけるものについてはそうだと思います。

その一方で、引き出したものをどう処分するかというところを考えないと、またこれが一つの環境を損ねることにもなりますし、そうした場合に、その引き受け事業者とも、言ってみれば打ち合わせといいますか協議、これらも非常に大事なこれからの課題になってくると思います。

いずれにいたしましても、まだまだこの後ありますが、雇用につけない方々もおります。そういう仕事でいいかどうか確認はとっておりませんが、そういう中で雇用対策と結びつけられるかどうか、あわせて総合的に大至急これは調査を始めたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういうことで、一日も早いと、早ければ早いほど処理もしやすいし、そういうことでぜひこれお願いしたいなという、町長の決断で、念ずればかなうということで、そこらも含めてお願いしたいと思います。

あと、さっき6番議員の中で、木の粉、粉でなくておがくずとか何だろうかって、おがくずだよ。木を削った粉です、おがくず。それも含めて、そういう形でやっぱりいっぱいそういうことあるもんだから、本当に環境、目に余るものがありますので、そういうことも含めてよろしくお願いしたいと思います。

順序に従うべきですが、せっかく町長の答えに3番もありますので、3番について、広域の消防署の中でも質問したんですが、広域と町と、そしたら差別しているのかと言われたもんだから、それじゃ、町でも同じものを出してみるかなと思って、そういうことで、おれらは世界最悪の猛獣とか何だのというとせ、トラとかライオンとかワニとかそう思ってたけれども、実

質テレビでこの前やっていたのは、世界三悪というのはスズメバチ、それから海のちっちゃいよくよくタコいるみたいだけれども、ここら海ないからわからないけれども、あとクラゲにくっついているのが、やっぱり時間で五、六十時間、スズメバチなんか構わないでおけば二、三時間で決まっちゃうし、そういうことで非常に怖いというかそういうことで、ここらではクマだのマムシぐらいしか、おっかねえ動物だなと思っていたんだけど、そうでなくてやっぱりスズメバチが一番おっかねえということで、そういうことで何でスズメバチ黒いもの狙うかとテレビでこの前やっていたけれども、クマだのああいうの黒いの、スズメバチを最も狙うのはタカとか、あとクマとか、ああいう黒いものを狙うもんだから、黒いものに対しては物すごい敏感だと。

そういうことで、ここにもスズメバチをとる服あるけれども、やっぱり黒くなくて白に近いシルバー、そういう色なもんだから、おれも何回も着てみて、なるほどハチ来ねえなど。実験やったの、風船白いのと黒いのと2つやると、黒いのは1秒、2秒でつぶれるんだけど、こっちは一つも、白いのにはたからないというような実験出たもんだから、ああ、なるほどなど言っただけで、そこだと思って。

それで、消防団のはっぴ、今町長言った18年に統一した服装、やっぱりハチが見れば、おれは黒いと思うんだよな。黒い色だな、黒いのと白に分けたら黒のほうに行くんじゃないかなと思うわけ。そういうことで、これから救助に行くには、早く出動命令出るから、素早く飛び出すわけなんだけれども、そこで気つけなんねえなど思うのは、これからそういうことで服装、何か白いものでもひっかけるような対応をしたらいいねんかと。今までの実例ないといえないうで、それでいいけれども、そこら辺、町長どうですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、おがくずの話ですが、私の説明が十分でなかったんですが、おがくずよりさらに微粒にした、いわゆる粉末の状態のことをちょっと説明をしたかったんですが、大変誤解を招いて申しわけなく、お氣遣いに感謝を申し上げたいと思います。

そこで、消防服ですが、私も以前林業を通して山には入っておりました。ハチに刺されたこともこれまで幾度となく経験があります。そういう場合に、今議員からおただしのあったような傾向は間違いなく見られます。ですから、今後検討する、言ってみれば可能性としては、山岳地帯に入るそういう団員、こういう方々から対応の準備を進めていくべきではないかと、こう思います。

ただ、いずれにいたしましても、町の消防団員については私どももある意味では意思決定で方法を見出すことができますが、広域消防については広域市町村圏の中で協議を重ねるということでもありますので、これらについては次回の管理者会の中で、私の中からも意見として出させていただきますというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 そういふことで、事故があつてからじゃ大變なものですから、人命に対しては特に氣を使つてもらいたいといふことで、次の質問に移るわけなんです。

多目的の競技場の公認といふことで、いろいろ教育長からも全会津、県大会以上だと第2種の公認でないといふとだめだと。会津若松は第3種みたいなんです、あれでもいいと思ふといふのは、まずコースが全天候型なもんだから、ほかへ行つてもはめる用具とかはめ方とか、それといふのは変わらないの。ただ、ここは土だから、ほかへ行くとこんな長いスパイクの針くつつけて、何だださいななんて。普通競技に行くと、みんな大会に出るような子は服装もやっぱちよつときれいなもんだから、何だそんなださい靴履いてきてなんて言われるの。

そういふことで、この前、前の前の日曜日か、県内で教育長言つた21うつくしまスポーツキッズ、それさ、2年から5年生までの基礎教育といふか、そういうのを県内6カ所でやつてるの。会津1カ所、それからあといわきだの福島だのそういうことで6カ所分けて、大体午前と午後に分けて1地域200人ぐらいでやつていたんだけど、その中でもやっぱ用具だのあれといふのはきちんとしなさい、整備しなさいといふような、何といふんだ、あやふやな用具だとけがのもとになるから、きちんとしなさいといふような指導も受けてきた。はあ、すごいなと思つたんだけど、ここは跳ねくらなくて、いろいろな、何に向くか、それの、もつとも2年から5年までだから、専門でないから、そういう形で何に向くか区分けしてつてんだけど、そういうことをやつてたもんで、暇だったから見に行つて、はあといつて、あと用具はどうだ、いや、用具だけはきちんと履かせてくださいと。おれも物好きだから、手挙げて係になつたりしてつていたんだけど、「何だべあのじいさま」なんて思われちゃうけども、そういう形で、やっぱ用具だけはきちんとしてくれといふんだ。

そういふことで、公認が何で必要かといふと、やっぱ公認してないグラウンドでは、大会行つても何でも会津大会へ行つただけでも、やっぱそこら違ふもんだから、ましてや福島だの郡山あたりへ行くと、全然まるつきり環境が違ふもんだから、生徒もびっくりするし、ましてやこれ跳ねてみるとまた違ふんだし、競技の指導員に言つと、やっぱスパイクの針も違ふし、跳ね方も違ふし、最初から教えないとなかなか厳しいんだつて。そこでやっぱけがす

るのが非常に多いということで、そういうことで含めて、一日も早くなんていうわけはなかなかいかないと思うんですが、なるべくやっぱり公認のレース、8レースというのか普通、あれだけでも全天候型の、早く言えば、道路で言えば簡易舗装みたいなもんだけども、そういうことできないものかと思って、よろしくお願ひしたいんですが。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

議員おただしのとおり、それは非常にすばらしいことでいいことだというふうに感じております。今後できる限りそういった方向に向けて、できていくように努力をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解ください。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 うれしい答えというか、何というかわかんねえんだけども、一応前向きの、教育長言うだから間違いねえから大丈夫だと思っていますし、これはおれが議員になる前に、平成8年に陸上協議会から陳情として出て、6月の定例、ちょうど11年前か、これ議決したのが平成9年7月10日付で、趣旨採択とって議会のほうで採択してもらっているの。それで何でこれ今まで持ち出さないかのかなと思って、これちょうどあったもんだから、あらら、こういう良いのがあって、何で11年間もうるかしておいたのかなと思うけども、おれらはまだ2期だからわかんねえんだけども、5期あたりの議員の人はわかっていると思うの。

そういう形で、こういう経過もあるもんですから、なるべくこれ早く、なるべくこれよく、公認になると用具というのか、ハードル何十本そろえなんねえとか、そういうのもいろいろあると思うんですが、これからの健康づくりにはやっぱり場所が必要なものですから、そういうことでなお一歩前進した答えをもらったらいいなと思っているわけです。そういうことで教育長、もう一回。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、今ここでどうこう、完全にやりますとはいきませんが、とにかくそういった方向に向かって今後努力していきたいと。これは予算のこともありますから、町部局等とのよく相談をしまして、そしてやっていきたいというふうに思いますので、ご理解ください。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 そういう、また一歩前進したみたいな形でおれは受けておりますが、

そういうことで、おれらもまず、やっぱり人間の体は健康からこないと、何ぼ銭持ってても健康でなければだめだし、そういうことで健康づくりに力を入れていただきたいと思います。

そういうことでおれらも一生懸命、佐藤栄学園もあるし、いろいろな形でやまなみ泊も人間の交流人口の一つだと思っているし、これからもずっとそういう継続した形でいきたいと思えますので、よろしく願いしながら、早いですが、終わります。どうもありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、7番、星光久君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時20分から再開いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時20分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 芳賀沼 順 一 議員

○渡部康吉議長 次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 こんにちは。

議席番号17番、芳賀沼順一、ただいまから一般質問をいたします。

昨日も休んでいるものですから、きょう午前中も皆さんにいろいろとご心配をおかけしまして、皆さんの質問なり町長の答えなりが全然わかりませんので、ダブったり、あるいはいろいろな不都合な点があるかもしれませんが、そのときはご容赦願います。

まず1番目に、緊急雇用対策について。

昨年から続く工場閉鎖や企業倒産が、ことしもなかなかとまりません。9月にも従業員約80名の企業が閉鎖されると聞きます。もしかすると6月いっぱいかもしれないといううわさも聞きますが、町でもいろいろと雇用を進めており、100名以上の臨時雇用をして懸命の努力をしているのですが、失業者はふえるばかりで、私たちもどこへ行っても仕事はないかと、

こういう話でいっぱいです。

ますます町民の不安が増しておりますが、これについては全国的な問題なので、幾ら努力をしても限度があり、すべてをカバーすることは難しいと思います。しかし、町行政として今こういうことをしているんだ、今後の対策はこうだというようなことを町民に示すことが、少しでも不安を解消することになると思いますので、次の点を伺います。

平成20年度に町で臨時雇用に募集した人数、応募者数、雇用した人数。

2つ目に、平成21年度に募集した人数、雇用した人数。

3つ目に、現在の失業者数。

4つ目に、今後町はどんな対策を考えているのか。

5つ目に、雇用の場としての大切な民間企業への支援対策は、どういうものを考えているのか。

次に、スクールニューディール構想について。

これは国が進めている学校施設における構想でございますが、1つは、町でも今度予算化した耐震化、それから2つ目が、CO₂削減のために太陽光発電などの自然エネルギーを利用すること。3つ目に、ICT機器を利用して学校で教育をすると。もちろんコンピューター利用とかそういうものですが、これについて国では地方臨時交付金として6,300億円、国庫補助として4,881億円を用意したと、こう新聞などにも出ておりますが、町の今回の補正予算にも何項か上がっています。そこで何点か伺います。

1つ目に、1年前の20年6月議会で耐震診断の未実施校が小学校4校、中学校4校とありましたが、いつまでに全校を実施するのか。

2つ目に、診断終了後、耐震工事をする場合の優先順位の考えについて。

それから3つ目に、国は5年間で改修予定ということにしていますが、現在の不況対策に対する公共事業の工事ということで、仕事をふやすために2年間前倒して、3年間、22年までに国の補助2分の1だったのを、3分の2まで引き上げて実施をすると言っているようですが、町は22年までに全校できるのかどうかをお聞きしたい。

4つ目に、町立学校の工事については町発注だと思いますが、雇用の場としての町内業者支援のためにも、町内の業者の指名入札にするべきであると、こうと思いますが、町長の考えを伺います。

5つ目に、ICT機器利用についてですが、小・中学校教育補正にパソコン購入費が上がっておりますが、この補正で先生から、あるいは生徒まで町内全校で必要な台数が行き渡るのか

どうか。また、今後電子黒板やデジタルテレビなどを整備する考えは、どういうふうに行っているのか伺います。

6つ目に、国はCO₂削減のための全国の小・中・高校約3万6,000校に太陽光発電システム設置を推進すると、こうありますが、町としては何校か設置する考えはありますか。

次に、大きな3つですが、これは同じことなんですけれども、保育所は所管が教育委員会ではないので、町長に伺います。

現在、永田地区に用地整備をしている統合保育所に、環境教育のため太陽光発電を設置する考えはありますか。この工事も後づけだと設置費用がかなり高くなると聞いております。設計段階から組み入れれば、費用も安く済むのではないかと思います。

私は御蔵入交流館建設のときに、地下に雪室をつくって保健施設の冷房だけでも雪によるクーラーをとこう提案しましたが、室の設置費用が高くなるということでおじゃんになりました。非常に空気もきれいで冷房効果も抜群、維持費も10分の1から20分の1と、雪を入れるのにロータリーでばっとう入れるのに大変ですが、扇風機さえ回せば風が出るわけですし、空気が。故障も少なく、長年の利用には必ず喜ばれたと、こう今でも、何でもっと強く要望しなかったのかと悔やんでいます。そこで太陽光について質問します。

4つ目に、不要入れ歯のリサイクルということで、私は後期高齢者ではないですが、町の中で高齢者と言われる年になりました。皆さんお若いですが。5月の初めに、千葉県市川市で入れ歯リサイクルボックスを設置しているという記事を読みまして、早速私はインターネットでその議員のその場所に電話をして資料をもらいました。そこには入れ歯リサイクル協会というところがあって、そこに直接電話をして聞きました。

入れ歯に含まれる金属部分を資源として、益金の40%を回収の自治体に還元すると。残り40%をユニセフで困った子供にやると。残りの20%でこれを運営しているんだというお話を聞きました。回収ボックスも、必要によって全部こちらへ送ってきますよと。自治体はそこを契約を結ぶだけで、回収もそこでやると。何もお金、一切お金のかからないというものです。

この町内の、何人ものその後高齢者と話したら、ほとんどの人が燃えるごみに出していると。私も今90歳の母親を、抱いてトイレに、そこは聞かないで、入れ歯をやっぱり何となく投げるのに、ぱっと投げようと思ったんですけれども、今はとってあります。

約30%の、当町高齢化率では約6,000人です。この人が、この半部分が5年に1回、例えば入れ歯をつくりかえるとしても約600個。今、県内では調べましたら喜多方と飯野町でやってい

るんです。資料をとりましたら、平均すると1個が2,000円ぐらいになる、これにはびっくりしました。600個だと六二、十二で120万円だと。その40%ですから、非常に収入の少ない高齢者でも、直接金を出さずに世の中のためになる、この運動というのはきっと喜んで、私はボックスに入れ歯を入れてくれると、こう思いますので、この事業に参加する考えはないか伺います。

最後に、インフルエンザの予防接種のことについてですが、現在65歳以上の高齢者に1人1,000円の補助を出しています。少子化が進む当町にとって、いや、国にとっても子供は何よりも大切な宝です。毎年流行時期には学校閉鎖も行われています。ある何人かの子供を持っている母親と話したときに、おらえのじいちゃんとはあちゃんには1,000円来るけども、子供には来ねえと。何でかんでではないけれども、じい、ばあ年金もらっているんだから、おらえではじい、ばあより子供にもらいたい、補助を、どうせならば、という意見を聞きましたので、その大切な子供たちに補助金を出せるかどうかということで、次の点を伺います。

昨年1年間で、小・中学生がインフルエンザで医療を受けた人数、もしわかれば。また、これに対して保険で支払った医療費の総額、これがわかればお聞きします。

以上、壇上での質問を終了いたします。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、緊急雇用対策に関する1点目、平成20年度に町が臨時雇用として募集した人数、応募者数、雇用した人数についておたがございました。緊急雇用対策として募集いたしました人数は24人であります。応募者数が8人、雇用した人数は8人となりました。

次に、2点目でございますが、平成21年度に募集いたしました人数と雇用した人数についてのおたがございましたが、5月末日現在で、町の直接雇用や第三セクターあるいはNPO法人等への委託事業等で109人を募集いたしました。その募集に対しまして166人が応募され、現在109人の雇用をしているところであります。

次に、3点目、現在の失業者数についてのおたがでございますが、町として失業者の人数は正確には把握しておりませんが、最新の情報としてハローワーク南会津が公表している、ことし4月の南会津郡内の新規求職者数は221人となっております。

なお、求職者のニーズに合った雇用の創出など効果的な雇用対策を考えていく上では、町内の失業者数はデータとして不可欠でありますので、各地域の区長さんや民生委員のご協力もいただきながら、地域を担当する職員を配置するなどいたしまして、実態の把握に努めてまいっ

ているところであります。

次に、4点目、今後の町の対策についてのおたがございましたが、町の重要課題でありますこの雇用対策に町と議会が連携をして対応し、総合的に推進するため、議会からも4名の委員をご推薦いただき、南会津町緊急雇用対策協議会を立ち上げ、第1回目の協議会を6月1日に開催したところであります。

今後雇用の創出につきましては、まずは失業者等の実態を把握し、そのニーズを踏まえながら、受け皿となる第三セクターや団体等と協議をし、農商工連携によるさまざまな視点から取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。また、引き続き相談体制の充実とよりきめの細やかな情報の提供にも積極的に取り組みを進めます。

次に、5点目、民間企業への支援策についてのおたがございましたが、国、県、町にそれぞれ企業支援のための制度資金がございます。町独自の支援策といたしましては、本年1月に南会津町信用保証振興資金融資制度を見直しをいたしまして、融資限度額を500万円から1,000万円に、そして融資期間を5年から10年に延長したところでございます。また、南会津町公庫協同組合資金融資利子補給金の助成率を平成20年度に引き続きまして、平成21年度も2分の1から3分の2に引き上げたところでございます。今後も企業訪問等を行いながら、その事情を丁寧に聞き取り、できるだけの支援をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、統合保育所への太陽光発電設備の設置に関するおたがでございますが、新設される統合保育所につきましては、地球環境への負荷軽減や周辺環境にも優しい施設となるよう太陽光発電設備の設置を計画しており、先月、これに係る補助金交付申請を行ったところであります。

太陽光発電システムに身近に触れていただくことにより、子供たちや保護者を初め地域の皆様にも自然エネルギーの活用に対する関心が高まるものと期待をしているところであります。町では、今回の太陽光発電設備を本町における自然エネルギーの公共施設における検証事業と位置づけまして、積雪期間を含めた実証データを収集し、今後の公共施設等への導入検討に反映をさせてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、日本入れ歯リサイクル協会が実施している不要な入れ歯の回収に参加する考えについておたがございました。本協会はNPO法人として発足して3年足らずである中、その活動は着実に全国に広まっている状況であり、県内でも既に取り組んでいる自治体があると聞いております。

本協会のシステムは、リサイクル回収の際に最大の障害となる量的な制約がなく、1個からでも受け付けるシステムであることから、実施に向けた弊害は少ないものと認識できます。現在、本町内においては主に歯科医院で医療廃棄物として扱われておりますが、今後医療機関や保健機関、それに福祉団体等とも協議を行い、調整が整った段階で回収事業に参加してまいりたいと、このように考えております。

次に、インフルエンザ予防接種に関する1点目、昨年小・中学生がインフルエンザで医療を受けた人数についておたがございました。社会保険等加入世帯の小・中学生のインフルエンザ治療者数については把握できておりませんが、当町の国民健康保険加入世帯の小・中学生のうち、昨年11月から本年3月までにインフルエンザと診断され治療を受けた人数は119人となっております。ちなみに、本年1月末日現在の国民健康保険加入世帯の小・中学生の数は346人ですので、約34%の小・中学生がインフルエンザの治療を受けたことになります。

次に、2点目、保険で支払った医療費の総額についてのおたがございましたが、自己負担分を除いた額は、医科、調剤を合わせまして86万5,739円となっております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長より答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、スクールニューディール構想に関してお答えをいたします。

初めに、スクールニューディール構想に関する1点目、耐震診断未実施校の実施時期についてのおたがではありますが、昨年度当初において耐震診断が完全に終了していない学校は、小学校が9校中6校、中学校が6校中4校でございました。その内訳として、小学校6校の中では校舎の診断未実施が1校、校舎と体育館の診断未実施が3校、体育館の診断未実施校が1校、併設施設の診断未実施が1校でございます。また、中学校4校では、いずれも校舎と体育館の両方が診断未実施となっております。

本年度は耐震診断を小学校3校、中学校2校で実施しておるところであり、本年度末で全部または一部の施設で診断が未実施となる学校は、小学校3校、中学校2校となる見込みになっております。

中学校2校につきましては、平成22年度を目途に診断を実施してまいりたいと考えております。また、小学校3校につきましては、統合や全体的な学校のあり方を現在協議中であり、協議の過程の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、耐震工事の優先順位についてのおたがではありますが、耐震診断の結果、耐

震指標である I s 値が0.3未満の建物については危険度が高いため、優先して耐震化を実施することを基本に考えております。その後、学校施設においては I s 値を0.7以上確保することが求められておりますので、I s 値が0.3以上、0.7未満に該当する建物について、危険度合いなどを考慮の上、順次耐震化を進めていく方針でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目、国では改修予定を3年間に前倒しをして補助率を引き上げていますが、本町では3年間で全校の耐震化改修ができるのかとのおたかしであります。国庫補助率のかさ上げは危険度の高い I s 0.3未満の学校施設を対象とし、平成20年度から22年度まで3カ年の時限措置とされています。現時点では、耐震診断結果が出そろっていないため、I s 値0.3未満の施設が確定しておらず、国庫補助率のかさ上げがある平成22年度までに、危険度の高いすべての学校の耐震化を図ることについては厳しい状況ではありますが、この制度をできるだけ利用し耐震化を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目、町内業者の指名入札についてのおたかしであります。基本的には地元の業者を指名することで町部局と協議いたしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、5点目、学校のパソコン機器等の整備についてのおたかしであります。児童生徒用にパソコンについては、パソコン室で授業をするための必要台数は既に整備をしているところであり、今回の補正予算に計上したものについては、学校の公務用パソコンとして教員に1人1台を配備することを考えております。また、電子黒板やデジタルテレビの整備については、今後の課題とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、6点目、学校への太陽光発電システム導入についてのおたかしであります。教育施設への導入については、地球温暖化防止を目的とした環境負荷の低減のみならず、環境教育の教材としてもその設置効果が期待されるものであります。ただし、太陽光や風力といった自然エネルギーは、その設置効果が地域特性によって左右され、太陽光発電は年間の日照量によって将来的な管理コストに反映されてまいります。

学校への太陽光発電システム導入につきましては、今回設置を予定している田島地域の統合保育所の実証データを参考とし、各学校の立地条件等を分析しながら、慎重に導入についての検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 では、何点か再質問をいたします。

1番目の緊急雇用対策についてですが、これだけの、20年度には24人募集して8人と、このときにはいろんな条件がありました。この後は109名に対して166人で109名をやっているという、こういう情報を知らない町民が結構、回覧板には出ているようですが、いるんですね。ですから、こういう面についても回覧板だけではなくて、もう少しやっぱり周知が必要ではないか。全部の仕事を見つけてくださいという声よりも、やっぱり町民としては町がどう努力しているかというのを非常に知りたがっているのではないかと。知らせる必要がある。

仕事についても、私の知っている人が今度、下郷のトンネルを越えて白河方面や泉崎のほう、こちらのほうで仕事を見つけて今行き出したという人もいるんですが、そちらのほうとの連携、泉崎とも非常に友好を結んだので、そちらのほうとの連絡とか連携もしているのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

1つ目、知らない町民が多いということなんですが、これにつきましては周知方法についてはさらに検討してまいりたいと考えております。それから、泉崎、白河方面との関係でございますが、泉崎村にも工業団地がございまして多くの企業が進出してございますが、実態は破綻した企業もございまして厳しい状況にあると聞いております。ただ、町といたしましては相談体制の充実ということで、現在情報の提供の中でハローワーク南会津だけではなくて、議員今ほどおただしのような広域通勤可能と思われる地域、例えば会津若松あるいは白河、そして那須塩原方面の雇用情報もあわせて提供させていただいております。

なお、追加に説明させていただきますが、現在は相談体制、あくまで情報の提供ということだけなんですが、支援センター南郷におきましては無料職業紹介所を開設しております。職業紹介責任者を配置しております。そこで具体的に求人者と求職者の間における雇用関係のあっせんをしております。

今回、緊急雇用相談窓口においては、具体的に支援センター南郷においてトマト農家へのあっせん実績も生まれました。そこであすの議案の中にあります補正でご承認いただければ、町といたしまして各支援センターの職員、それから町の職員とあわせて5名を無料職業紹介責任者の講習に参加させて、無料職業紹介所を開設して求人と求職のマッチングを促進させたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 今、泉崎村や若松、白河方面にも話をしていると、あるいは連携をとっているということを知って安心はいたしました。やっぱり、先ほど6番議員にも町長が答えておりましたが、仕事、これについては議員も一緒になってという面も、私も非常に大事なことだと思っています。議会というのは批判するのが仕事ではございませんので、行政と一致した大事なときには行動すると、そういうことは私たち議会も勉強しながらしっかりやる方向になっておりますので、このことについてはいろいろな面で対応をしていきたいと思っております。

あと、民間企業への支援対策なんですけど、500万円から1,000万円にと。ただ、5年を10年にと、こうあるんですけども、利子補給は2分の1から3分の2とあるんですけど、この図のお金を借りる、あるいは利子補給という面では、どのぐらいの利用者がいたのかお聞きします。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 答えいたします。

町独自の施策であります信用保証振興資金融資制度でございますが、実績といたしましては、合併後初めて、昨年度3件の申請がございました。法改正後につきましては2件がございました。今年度に入りましては、5月現在で2件の申請がありました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 もちろん、少ないということはそれだけ地元企業が内容がいいのか、あるいはちょっと聞くところによるとなかなか条件が難しいという、こういう話も聞くんですが、その辺はどうでしょう。難しいために少ないのか、あるいは借金をすることない企業が多いので、少ないのかという。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 答えいたします。

件数が少ないということでございますが、ご承知のように、昨年度来の国の制度でありますセーフネット保証、この緊急貸し出しが相当ふえていまして、そちらのほうのご利用が多いということにとらえております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 どちらでも非常に借りて地元企業がこの大変な中を残って、最後まで競争に打ち勝ってもらえれば、私たちは言うことはないんですが、やっぱり議会の中で私たちが討論して質疑をしているレベルと、今度は地元へ帰って業者さんなり、あるいは失業者と話しているレベルというか話す内容というか、我々ももう少しよく聞かなければいけないん

ですけれども、多少食い違いがあるような気もいたします。

例えば、前に戻りますが、募集して雇用した緊急雇用対策の109名という人は、年齢としては大体どのぐらいの年齢なのかなということが、もしわかれば、わからなければいいですが。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

109名の年齢についてはそれぞれ年齢幅がございまして、平均年齢は出しておりません。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 もちろん緊急雇用対策ですので、条件としては今回解雇になったとか、あるいは会社がなくなったとかという人が中心ですけれども、いざ募集していっぱい来たところが、60過ぎの年金をもらっている人、こういう人であって応募に来る人が多くて、若い人は3カ月や半年ではだめだから別のものを見つけないかと、こんなような話もちょっと聞きますので、その辺の把握も今後必要ではないかと思っております。その辺の把握のことをもししているのであれば、数はいいですから、その辺の考えを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

年齢というのは非常に大事な要素なんですね、実は。これはなぜかと言いますと、その傾向というのがつかめますから。したがって、私のほうで今確認しているのでは、20代の前半から50代の後半までというふうに認識しております。私の、正確なデータは後で担当のほうからお示しすることになるかと思いますが、大体女性の場合ですと30代、40代が多くございます。男性の場合ですと、どちらかというとなら40代、50代の方が多いのではないかなと、こんな認識を持っているところであります。

以上です。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。その辺のことを、今後しっかりと把握をしていただきたいと、こう要望いたします。

次に、スクールニューディール構想についてなんですけれども、この中で、町長へ行ったり教育長へ行ったりして申しわけないんですけども、指名入札なんですけども、業者さんに聞きますと、耐震工事については建築関係ですね。建築関係では県のランクがありますね、Aランク、Bランク、Cランクと。今度は公共事業はなくて、ずーっとこのランクが下がってきて、田島方部には第Aランクの業者は1社しかないんだと、こういう話も聞きました。そうしますと、

例えば大きな工事が出たときに、指名競争入札でもAランク1社では1社だけしか入札にまざれんではないかというような心配もありますので、この辺、町としての業者に対する、県とは別にあるんであればまたあれですが、対応をお聞きしたい。Aランク以外の業者も参加できるのかどうか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

実際に工事の内容、それから各会社の施工の能力、これらのことを勘案しながら、施工能力のある業者であれば、特別Aランクというものにこだわるものではございませんので、その辺の実態を工事の内容と比較しながら、指名に当たっては地元企業を優先にしながら検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 Aランクではなくともという話がありましたので、安心いたしました。もちろん、例えばこの町内のAランクであっても、耐震工事というのは特殊なものですからね、直接じゃなくてそういう専門業者を使ってやるようになるんでしょうから、私自身はAでもBでもできるんじゃないかなとは思ひていますが、その答えを聞いて安心いたしました。

このスクールニューディール構想についてのもう1点は、学校に対する太陽光、先ほど次の保育所には設備するという話がありました。学校についても今度検討するんであれば、やっぱり、今国でも15%のCO₂削減というのを打ち出してあります。各自治体でも当然大事な目標設定をしなければならぬ時期だと思うんですね。そういう面からすれば、国が進めているときに、この耐震工事と一緒に、例えば1校でも2校でも日当たりのいいところでしょうからやっつけば、後からやるよりは非常に工事が安く上がるんじゃないかと思ひますので、単なる検討じゃなくて1校でもいいから実施するような考えはないかどうかお聞きします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

学校施設の耐震化工事とあわせて、大規模改修ということも検討をしております。その中では、当然太陽光の部分も大規模改修の一部にはなるわけでございますが、今のところ、前の答弁にもございましたように、現在田島統合保育所のケースの中で太陽光の公共施設のモデルというようなことでの検証をする段階でございます。ですので、今後、その結果を見まして考えていきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 はい、わかりました。

私は保育所については所管が町長ですし、こちらの学校については教育委員会ということでしたので、先ほど町長からもありましたが、国としては公共施設に対する設置を、こういうことに今力を入れています。町の、本当であれば町役場の屋上にだっとやるのが一番いいんでしょうけれども、何せ余り新しくありませんので、この庁舎にというわけにはいきませんが、学校も場所によっては、非常に1日中東から西まで太陽の当たっているところ、学校もございませぬ。

そんなことで、学校が非常に多いこの地域にとっては、1校ぐらひはもう少し保育所の結果を見てだと言ってて、いつのことやらわかりませぬので、こういうものの結果というのは、別にここの田島の保育所を見なくても近くの学校でもわかるわけですから、やっぱり南会津町の独自に学校1校ぐらひはぜひやっていただきたいと。特に活性化特別交付金も来た時期に、それを利用してやっていただきたいと、これは要望だけしておきます、教育委員会に。

それから、余りあれですので、入れ歯リサイクルについては、非常にやっていく方向でという、私はもううれしい答えをいただきましたので、資料については、あるいは電話もわかっているでしょうけれども、ぜひ1日も早くと、もう一つは周知ですね、しっかりしていただきたいと、こう思います。本当にこれは楽しみにしております。

それから、インフルエンザの子供たちに予防接種をとということですがけれども、保険で支払った額が86万5,739円と、自己負担を除いてということですので、例えば現在の小・中学生の、南会津町にしますと約1,300人ぐらひいるんだと思うんですね。そこからいきますと、高齢者の数の3分の1か4分の1ぐらひだと思うんです。この間聞きましたら、高齢者の場合はカードを出しても、もちろん利用しない人もたくさんいますという話ですがけれども、これから今後のことを考えれば、1,300人に1,000円ずつ出しても130万円です。そんなに私は高いお金ではないと、こう思うんですね。そういうことを考えれば、学校閉鎖や今後新型インフルエンザもございませぬ。そういうことを考えますと、ぜひ小・中学生だけにでも予防接種の補助をできないか町長に伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまご指摘いただいたように、新型インフルエンザに対する脅威というのは、一たん小休止のように見えますが、本県でも確認されたということで、私たちは時期が過ぎてしまうとどうしても当時の危機感というものを持続できないところがあります。したがって、これ

から秋冬にかけますと、インフルエンザの言ってみれば時期になってきますので、準備というものはなってからするものではなくて、なる前にどうするかということがとても大事でありますから、先ほどご指摘いただきました金額の問題、1,000円がいいのか、あるいはそれよりもふやしていくことが望ましいのか、こういうことも含めてこれは至急前向きに検討させていただきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 本当に前向きの答えをいただきましたので、ありがとうございます。

もしもまだでしたらば、私も例えば妊婦健診の15回、町でやっているものが、今度は国で14回出すようになったんですから、そうするとその浮き分が恐らく400万円近い300万円以上の浮きがあるので、そこからでも出ないかとか言いたかったんですが、町長からの今、特に1月末に346人の国保加入者のうちの119人もインフルエンザにかかっているということは、非常に大きな問題ですよね。そういうことで、最終的に前向きに検討していただくということで、私も非常に気持ちよく再質問、一般質問を終わりますので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。



◇ 山 内 政 議 員

○渡部康吉議長 次に、5番、山内政君の登壇を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 大変眠くなっておりますが、短い時間で終わりたいと思いますので、ご注目をいただきたいと思います。

議席番号5番、山内政でございます。質問通告により、ただいまから一般質問を行います。

質問は大きく分けて2つであります。

まず初めに、1つ目の質問は、おとなの学校についてであります。

朝一番に1番議員より熱くおとなの学校について質問をされておられましたので、その答弁のことでほぼ満たされておりますが、通告をしておりますので、改めて質問をさせていただきます。

まず初めに、日ごろから町長のごあいさつや会話の中で、おとなの学校という言葉をつたえられたり、おとなの学校という言葉をたびたび耳にいたしていたところ、今回の予算書の中で初めて、予算を伴ったおとなの学校という事業計画を目にしたわけであります。今までの話の脈絡から、一つの啓蒙活動を行う一環としての位置づけかなというふうに思っておりましたところ、事業計画が示されました。そこで、次の3つについて質問をいたします。

1つは、単純におとなの学校とはどういう学校なのか。いわゆる教育委員会で実施をされてきた生涯学習の中での成人学級、各種講座などと違いがあるのか、1点目にお伺いをいたします。

2つは、おとなの学校を運営するといいますか、所管される課はどこになるのか伺います。

3つは、今回地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業としておとなの学校事業として、総務費、農林水産費と2つの課に予算が計上されておりますが、今後、おとなの学校の事業計画があればお伺いをしたい、そう思います。

次に、2つ目は、久川城跡の国指定の方策についてであります。

5月11日から22日までの約2週間と6月1日から4日までの約1週間、都合約3週間にわたり、県指定史跡久川城跡の試掘調査を県教育庁文化課専門文化財担当の先生の指導により、財団法人県文化振興事業団遺跡調査課の発掘専門員の手により試掘調査が実施されました。これは、青柳区の稲荷神社改築に伴う現状変更のための試掘調査であります。その結果、稲荷神社の建物の下も含め、14メートル掛ける14メートルの規模にわたる建物跡と想定される礎石が多数出土いたしました。

5月15日、県文化財保護審議会委員で県の史跡関係に造詣が深く、ご指導をいただいている国立歴史民俗博物館名誉教授岡田茂弘先生が現地を確認され、礎石の保存状況のよさ及び礎石の配列の見事さから、しっかり精査するよう現地で指導を受け、当初の試掘調査の日程が延長されるということになったわけであります。このことから、遺跡の重要性はこの時点で折り紙がつけられたというふうに思っております。

私は、過去3度久川城跡の国指定の方策について伺いました。試掘調査の結果を踏まえて、ここで4度目の質問になります。国指定を目指すべきと考えますが、その方策について伺います。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 5番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、おとなの学校に関する1点目、おとなの学校とはどういう学校か、生涯学習の中の成人学級、講座等との違いがあるのかと、こういうおたがございました。事業の概要につきましては、さきに1番議員にお答えしたとおりであります。生涯学習は多様な住民の初期的なニーズに対応する生きがいをづくりを目的としているのに対しまして、おとなの学校は、そこで得た知識や技術をさらに高いレベルに導き、就労や指導者の育成など、具体的な人材育成や地域力の向上につなげることを目的としております。

したがって、今後は生涯学習とおとなの学校の整理を進め、よりわかりやすく、そして効果的に住民ニーズや社会情勢に対応できる学びのシステムの構築を図っていきたく、このように考えております。

次に、2点目、おとなの学校の所管課はどこかとおたがございました。おとなの学校事業は、社会情勢や行政課題を総合的に判断をし事業を計画していくことが重要であります。また、行政の横の連携を図ることが欠かせないことから、総合政策課を所管課とし事業を進めてまいります。なお、講義、体験等の内容によりましては、それぞれ関係する部署が事業の担当課となり得るのでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目、今回2つの課でおとなの学校の予算が計上されているが、今後とも事業計画が予想されるのかというおたがございました。1番議員の質問でお答えをいたしましたように、おとなの学校はさまざまな社会問題、行政課題の解決を図る糸口の一つとして、住民の皆さんに学びの場を提供するものであります。今回、先行させました2つの事業は、本町の切迫した雇用情勢にかんがみ、雇用吸収力の高いものから着手をいたしました。今後もその時々にあられる問題や課題を分析し、学びや人間力の向上がその解決に有効な手段と判断される場合は、積極的に事業計画を立ててまいります。また、庁内及び関係事業者との連携を図りながら、住民の皆さんにとって有意義な事業となるよう、全体的なプログラムづくりも進めてまいります、このように考えております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、久川城跡の国指定の方策はに関してお答えいたします。

久川城跡の国指定の方策についてのおたがござあります。ご承知のとおり地元青柳地区の神社建てかえ工事に伴いまして、本年5月11日から6月4日にかけて県から調査員を派遣していただきまして、試掘調査を実施いたしましたところ、建物跡と思われる基礎石等が出土いた

しました。現在のところはっきりとした年代や建物の用途、構造、また遺構そのものの価値や重要性について明確にはなっておりませんが、久川城跡の歴史を解明する上で重要な遺構であると認識しております。

国指定文化財を目指す場合には、専門調査員を確保し、久川城跡の全体的な発掘調査が必要となってまいりますので、財政的な面も含めながら調査体制の整備について、今後、十分検討してまいりたいと考えております。当面は試掘調査の結果を踏まえ、久川城跡の総合的な保存と活用の方策について、地元の方々を中心に県や関係者と十分な協議を重ねてまいりたいと考えております。

なお、調査の結果がまとめ次第、地元青柳地区を初め、一般の方を対象とした現地説明会を開催する予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 おとなの学校についてお尋ねをしたいと思います。

極めて単純な質問でございますが、町長がこのおとなの学校の構想にたどり着かれた経緯と申しますか、その思いというものが多分おありになるのではないかなというふうに私は感じておるわけですが、そのことについてぜひお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど1番議員の中でも触れましたが、まず統合によってあいた校舎をどう活用するかというところから始まりました。そんな中で、いろいろと調整を進めてまいりますと、第三セクターの運営が非常に気になりました。これは連結が評価を受けるということでもありますので、今まで設置者は町や当時の村でありました。しかし、その後はどうも積極的に経営に責任を持つという動きがないように見えました。

そこで、まず職員の意識改革、あるいは技術のレベルの向上、こういったことも遠くほかに研修に出すことだけで済むものではないだろうと。やはり地元で絶えず繰り返すことができることがあれば、それは大変効率的であると同時に、第三セクターで働く方々の給与が余りにも低い状態がわかったわけです。しかし、さればとって給与だけを上げればいいのかというと、そうではないと。それではしっかりとみずからの職務の責任を果たしていただく。このためには、やはりモチベーションを高く持っていただかなければならない。しかし、これを言葉で何度言っ

でもそうはならない。

したがって、企業経営者あるいは企業にかかわる指導的な存在の方々に触れることによって、そのレベルも上がっていくだろう、高まっていくだろう、こういうことを考えながら、それでは家庭では一体どうなんだろう、子育ての方々はどうか、あるいはお年寄りの方々についても若い人たちと一緒に同居し生活するための心構えというもの、場合によっては必要ではないだろうか。こういうことをつなぎ合わせていって、1番議員に申し上げたような形で何とか行政課題にしっかりと対応する、そんな学びの場の仕組みをつくりたいと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 1番議員も大変感動といいますか、話をされておられましたけれども、私もそういう思いでございます。

先ほど話の中で、小・中学生、高校生ですか、子供たちは学校で勉強して、それなりのものを身につけて世の中に出てくる。果たして我々が一回世の中へ出た後に、しっかりその後の勉強といいますか、身につけているのかという疑問に対して、先ほど話をされていましたが、全くそのとおりだなというふうに思います。

今回、林業技術者ということで非常に雇用に直結した学校というようなことを、ここで私今、チラシ持っているんですが、かつて私も社会教育関係に身を置いた者でありますけれども、やはり講座、それから講演等を主催・企画をしても、どこか物足りなかったというものというのは、やはり生活に直結していなかったんだというふうに今思い返しておりました。今後の展開といいますか、第1弾、第2弾ということ、これから出るとは思いますけれども、私もできるだけ参加をさせていただいて、学びたいというふうに思っております。

それから、久川城跡の国指定の方策について質問をさせていただきます。

4回目ということで、教育長さんもおなれになりまして、出る答え、多分そうだろうという答弁をいただきました。多分そうだと思います。ただ、19年の12月の質問の中で、発掘調査はどうするんだという話を伺ったところ、当分は発掘調査は不可能だという答弁をされたわけです。今回、青柳区の稲荷神社の改修ということで、現状変更ということで非常に幸運な試掘調査の機会が与えられたわけです。逆に言うと、教育長が発掘調査は不可能だと言っていたことが実現したわけですね。わずか3週間でありましたけれども、現場の担当の先生に言わせると、これはやっぱり次年度も全面発掘をしないとわからないと、その価値があるというふうに申されておりました。

これは、来年の話で恐縮なんですけれども、次年度以降正式な発掘調査、できれば名目ができたわけでありますので、多分今回は調査員の体制が整わないなんていうことはなくて、次年度につきましては振興事業団から派遣されると、当然要請をすればですね。来られるというふうに考えるわけです。そこで、教育長に町部局としっかりと説明、わたり合いをしていただいて、数々のことをクリアする決断をされて体制を整えるというようなことを、少しその辺のところをもう一度教育長にお尋ねをしたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたけれども、やはり大きな財政的な面とかいろいろなことがございますが、まず今、その時期でもあるだろうということは私は感じております。つまり、今田島で言いますと鳴山城の跡と、それから久川城の跡と。このことについては、やはりテレビ等の関係もありまして非常にやっぱり今一つの時期であるかなということは考えております。

そんなことですから、今議員がおただしのおり町部局のほうとよく連携を図りながら、できる限りそういった方向で進めていく努力をしていきたいということで、お願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ありがとうございます。

先ほど光久議員にも非常に前向きなご回答ということで、久川城跡のときも来るんじゃないかというふうに予想しておりましたが、本当に内心ほっとしております。

それで、これは少し指定から外れるんですが、現在久川城跡の現況を見ますと、これは昭和62年度に南郷地区で行われた環境保全林整備、今の高清水ですが、その事業の一部をいっしょにやらさせていただいて、久川城も環境保全林整備をしたわけですが、そのときに前残のスギとか雑木林は切ったわけですが、それで改めて植え直したわけです。ところが、20年も過ぎますと非常に遺構を壊すような、大きくなってしまったわけです。

それで、これは農林課長さんか生涯学習課長さん、どちらにもお尋ねをしたいわけですが、環境保全林というと、多分保安林になるのかなというふうに思うわけです。そこで、環境保全林の中の伐採は可能なのか、これは農林課長さんにお聞きします。それで、県の文化財でございますので、生涯学習課長さんには、どういった手続が必要なのかお尋ねをしたいと思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 久川城跡のところにつきましては、保安林の指定の網をかぶっております。

す。土砂の流出防備の保安林指定と、あと健康保安林の指定ということになっております。そんな中で、今ほどおただしの伐採につきましては、保安林の中でも3割未満の伐採については認められておりますので、県のほうに届け出等する中で可能ということになります。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 答えいたします。

県指定史跡内の立木の伐採は可能かということでございますが、枝払いは、日常管理の範囲内で手続の必要はございません。幹を伐採する場合でございますが、県指定時に植林してあったもの、していないものに限らず、県への現状変更申請が必要となってまいります。

それから、伐採後の根元でございますが、遺構に損傷を与えるということで、掘り起こさずに腐らせるということになっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 どうもありがとうございました。

最後の質問させていただきます。

先ほど教育長が、地元とよく協議したいということでございます。お話を申されました。これは策定書をつくるために協議をしていくんだというふうに理解をしてよろしいか、それについて伺いたいと思います。

それから、これは町長にお尋ねをするわけですが、ぜひ教育長のほうからそういう体制のための予算の要求が上がりましたらば、しっかりと精査されて、前向きというのは失礼な言い方ですけども、しっかり予算づけを図っていただきたいというふうに思うわけです。それについて答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えいたします。

教育長にもお答えを求められているようでありますが、私に求められた範囲でお答えをさせていただきますが、まず結論から言いますと、私は歴史とか文化というものは、これから大きな観光資源になり得ると、こう思っています。しかもそこに存在するだけではなくて、そこに存在するものを核として歴史的な物語をしっかりと後世に伝える、その中に気づきや学びがあると、こういうものでなければならないというふうに思っています。

したがって、これらのものについてはビジョンを大きく設定をして、先ほど6番議員からもありましたが、実践行動は確実な一歩、堅実な一歩でいくと、こういうことになろうかと

思います。

そんな中で予算づけの話がございましたが、全天候型の陸上競技場の整備が先になるのか、あるいは今回の久川城の国指定が先なのか、今ここではわかりませんが、いずれにいたしましても財政の実態の中で現実の中で、その効果を十分検証させていただくと、こういうことになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

そこに書いてございますとおり、先ほど申し上げましたとおり、総合的に判断しながらということで、その策定をするときに地元の方々と、あるいは県やその関係者と十分協議して進めていきたいということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 7月18日に久川城跡で試掘調査の現地説明会を実施するというような話を伺いました。この議場にいらっしゃる皆様は、ぜひ足を運んでいただきたいということをお願いして、一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、5番、山内政君の一般質問を終わります。

ここでお知らせいたします。

17番、芳賀沼順一君が都合により早退しましたので、ご了承願います。

上着の着衣をお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 これにて本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明26日は午前10時より開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時41分

平成 2 1 年 第 2 回 南 会 津 町 議 会 定 例 会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 1 年 6 月 2 6 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 報告第 4 号 専決処分の報告について
専決第 1 9 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第 2 0 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 2 議案第 6 9 号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 7 0 号 南会津町町民体育館条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 7 1 号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7 2 号 工事請負契約について
- 日程第 6 議案第 7 3 号 物品購入契約について
- 日程第 7 議案第 7 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 報告第 5 号 平成 2 0 年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 6 号 平成 2 0 年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 平成 2 1 年度南会津町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 平成 2 1 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 平成 2 1 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 1 5 平成 2 1 年陳情第 1 号 生活道路及び水路の改修に関する陳情書
(産業建設委員会)
- 日程第 1 6 議員派遣の件について
- 日程第 1 7 閉会中の継続審査について
- 日程第 1 8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	4番	馬場信作	議員
5番	山内政	議員	6番	渡部優	議員
7番	星光久	議員	8番	楠正次	議員
9番	大宅宗吉	議員	10番	渡部忠雄	議員
11番	湯田秀春	議員	12番	星登志一	議員
13番	星和男	議員	14番	平野昌盛	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	渡部東	議員
17番	芳賀沼順一	議員	18番	菅家幸弘	議員
19番	大竹幸一	議員	20番	児山寿明	議員
21番	五十嵐司	議員	22番	渡部康吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長

森 秀 一 南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫 事 務 局 長 馬 場 秀 成 事 務 局 長 補 佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、17番、芳賀沼順一君より発言したい旨の申し入れがされておりますので、これを許可します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 おはようございます。

昨日の演壇からの一般質問の中で、入れ歯リサイクルの部分で、私も今、90歳の母親を、

というような発言をいたしました。ふだん

冗談であっても、神聖である演壇の上での発言としては不穏当であるということでこの部分を取り消させていただきます。よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおり、発言の取り消しについてご了承願います。

大変暑くなりますので、上衣の脱衣を許可いたします。



◎報告第4号の質疑

○渡部康吉議長 日程第1、報告第4号 専決処分の報告について、専決第19号 損害賠償の

額の決定並びに和解について、専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 別にこれ、事故なんて起こしたくないと思ってみないんですが、つい最近ずっと、議会たびにこの専決処分がこういう形で出ているので、やっぱりこれ、本人も含めてなんですが、十分行政側としても気をつけなければならない今の時期ですので、気をつけなければならない部分があるのではないかと思いますので、心を改めて業務に、いろんなことに頑張ってもらいたいと思います。反対とかあれでなくて。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

全くご指摘のとおりであります。合併をいたしましてこの3年間、職員については、職務規律を初め事故防止について再三再四、副町長を筆頭にその徹底を図ってきたところでありますが、なかなかその履行がされていない。私も議会に提出するたびに、実は胸を痛めておりました。ご指摘のありましたことをさらに一步踏み込みながら、事故のないよう、これからしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第69号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第69号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第70号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第70号 南会津町町民体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第71号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第72号 工事請負契約についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 賛成反対とかではないんですが、15社からの入札があったという、金額的にも大きいものですから、議会によっては入札結果一覧表を附属資料として提出する議会もあるものですから、できれば、後からでもいいですから、どこの会社が入札して、金額幾らでと、その結果として、この久米工業さんが落札したという一覧表でわかるような資料を提出

できるかどうかお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

今ほど議員さんのほうからお話しありました内容につきましては、今後検討をさせていただきますと、こんなふうに思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第73号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第73号 物品購入契約についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 減圧乾燥機ですね、具体的にどのようなマシンなのか、もう少し詳しくお示し願いたいということと、故障なんかあった場合に、メンテナンス契約がどうなっているのか。実際にこれ故障の場合なんかは、どこから駆けつけて修理するのか。まさかこれ、岐阜県的美濃から来るんだかどうかわかりませんが、その辺もう少し詳しくお示し願いたいと思うので。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 ただいまのおただしにお答え申し上げます。

減圧乾燥法ということでございますが、1つ、乾燥機内を気圧あるいは温度、さらにはその湿度を一定の状態にコントロールして、温度が低くても減圧によってその水分の吸収力を高めるといふものでございます。この低い温度で乾燥させることによりまして、そのものの品質、あるいはその栄養価、色素を損なわずに早く乾燥ができると、こういう特徴を持っております。

そのメンテナンスの件ですが、これについては、この契約の相手方が岐阜県ということになりますから、万が一故障というようなことがございますれば、大きなものについてはそちらのほうから来ていただくということになります。過去導入をされている地域について、少し、こちらとしましても情報収集をいたしました。その中で千葉県にある施設については、導入後、およそ16年ほどたっておりますけれども、大きな、直接発注元から来ていただくような故障は現在発生をしていないというふうな状況がございますので、現在のところ、万が一故障等が発生するケースが出た場合については岐阜から来てもらう形になりますが、そういった状況がございますので、当面、その大きなメンテナンスということは想定をしておりません。そういう状況でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まず、契約の物件の中で減圧乾燥機、それからオゾン発生装置、何だこれ、セイサイキ……。

〔「粉砕機」と言う者あり〕

○11番 湯田秀春議員 あ、粉砕機、ごめん。それから真空包装機、それぞれ金額が幾らなのか教えていただきたいなと思います。

それから、これは具体的にはどこで使うって言ってたかな。何か1つの、恐らくモデルケースとして使うんでしょから、その辺の意図的なやつ、もう少し詳しく教えていただければありがたいなと。どこで、どういう団体が、何を目的に、どういう効果を目指してやっているのかというようなことを教えていただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、各、それぞれの機械装置ごとの価格については、担当のほうからお答えをさせていただきますが、この減圧乾燥機を導入するに至った経緯でありますけれども、実は議員もある程

度の情報は収集されていると思いますが、これまで社会福祉法人南会津会等が厨房を民間に委託をしてきました。民間に委託をするときの条件としましては、極力地元の食材を使うことと
いうことでやってきたそうでありますが、私が南会津会の理事長になって現状を調べてみま
したら、地元の食材を使っているのは15%以下、その状態を何とかしなければならないと思
まして業者のほうに確認しましたら、いわゆる食材が安定的に供給されないと、こういうこと
がございましたので、それでは、生ものだけではなかなか難しいので、雪室による貯蔵、それ
から乾燥による貯蔵によって安定供給できないだろうか、こういうことから、どちらかとい
うと農協出荷とか系統利用、系統出荷をしていない農家の方々の食材を集めさせていただ
いてできないだろうか。こういうことから減圧乾燥機の導入につながったわけですが、しか
しそれは言っても、食材、使う側からすると組織が破壊されてしまつては、これはやはりな
かなか使えないということでいろいろ調査をした結果、その組織を余り破壊しないで乾燥
するものが岐阜にあるということで、実は、既に使っている関係町村のほうにも行って
いただいて、何とか行けそうだということでこの導入に踏み切ったわけがあります。

したがいまして、1台の設置ですから、当然乾燥する食材の量も限られます。当面は、
できるだけ無農薬という栽培に関しての方々の材料を集めて乾燥していこうということ
ですので、毎日稼働するという状況には、現在のところはないだろうと、こんなふう
に思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 金額的なご質問ということでお答えをいたします。

4台ございますが、一体的な設備として会社のほうからは金額提示をいただ
いておりますので、こちらの側での予算の積み上げの中での金額ということでお
答えをさせていただきたいというふうに思います。

減圧乾燥機ですが、1,000円未満については割愛させていただきます。590万
ほどになります。オゾン発生装置について48万と、粉碎機につきましては90万、
真空包装機については71万ほどの金額としてこちらの積み上げをしているところ
であります。ですから、トータルの金額は若干、端数、今回の部分とは違つて
おりますが、傾向としてこのようなことになっております。

以上です。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 よくわかりました。

そうすると、主に南会津会というわけですから特別養護老人ホーム、南会津郡にある特別養護老人ホームの主に食材の原料というのか、そういう形に使うということによろしいですか。それとあと、これどこ置くのかな、置き場所。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

そういう南会津会の実態から乾燥あるいは貯蔵の問題をしっかりと考えようということになりましたので、ただ今回はいきなり、南会津会は外注している会社ですから量がどのくらいになるかはわかりませんので、いきなりそこに提供するというわけにはいきませんので、当面、第三セクターのホテル等の料理に使えないかと。そこで安定的に量が確保された時点で南会津会のほうと協議をすると。南会津会のほうは、一応1年単位で委託をしておりますから、そういうことの契約、委託契約の切りかえのときをもって相談をしていくと、このようにしたいというふうに思っています。

したがって、第三セクターを考えた場合には、現在、観光公社と夢開発と両方を兼ねている第三セクターのほうに、これらのいわゆる使用を任せてもいいのではないだろうか。

それで場所については、いろいろ検討してまいりましたが、今現在、関本地区とも交渉をしておりますが、関本にある、あれは改善センター……、農村改善センター、その、いわゆる厨房が余り活用されていない、あるいはその隣に空き室があるということで、加工と保存という意味ではそこが一番いいだろうと、こういう話になっております。ただ、しかし地元からはまだ正式に了解は得られておりませんので、今後、若干流動的な部分があると、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 どの団体というおただしの件もございました。これにつきましては、設備の稼働・運営について、株式会社夢開発のほうに委託によりお願いをしまして運営をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○11番 湯田秀春議員 はい、了解しました。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第74号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川の学習体験交流センター・南会津町山の学習体験交流センター）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第5号の質疑

○渡部康吉議長 次に、日程第8、報告第5号 平成20年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますのでご了承願います。

以上で、報告第5号 平成20年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。



◎報告第6号の質疑

○渡部康吉議長 次に、日程第9、報告第6号 平成20年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますのでご了承願います。

以上で、報告第6号 平成20年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。



◎議案第75号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第75号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 委員会のほうで説明がなかった分について質問いたしますが、まず一般補正の15ページの一番下のほうのミニトマトまちづくり事業補助金、それから生産コスト削減支援対策事業補助金の内容について、どういう内容か伺いたいと思います。

それからあと、2つ目が、16ページにきまして、真ん中辺の繰出金で農業集落排水特別会計繰出金ですか、これの、どういう内容か伺いたいと思います。

それからあと、19ページにきまして、区画整理事業で22の補償、補填及び賠償金1,026万6,000円の建物等移転補償費の内容ですね。

それからあと、その下の負担金、補助及び交付金の中の、この生活資金のすまいる交付金というのはどういう内容か。

それからその下の5,000万円の……

[発言する者あり]

○19番 大竹幸一議員 20ページですか、20ページにきて、環境共生型地域モデル実証コミュニティ整備工事請負費というのはどういうのかということですね。

あと最後に、21ページにきまして、パソコンが今度、小・中学校の教員の方に購入ということなんですが、ここら辺は、大変いいことだと思いますけれども、この737万円ですか、小学校費のほうで……

○渡部康吉議長 マイクよく使ってください。

○19番 大竹幸一議員 小学校費のほうで737万円なんですが、これ、教員の数でちょっと割ると5万8,000円くらいになるのかなと思うんですが、随分安いものですかからどういうことかなと思って。平成19年の教員数が、小学校の場合127人かと思うんですが、それ、ちょっと人数変わっているかもしれませんが、随分安いというふうなことで、ちょっと内容を伺いたいと。

それからあと、中学校のほうでは、備品購入費で770万円ほど上がっていますが、これも中学校の教員数で割ると86人ですか、これで割ると8万9,000円というふうなことで、これはちょっと値段が高いですけども、それにしも随分安いというふうなことでその内容を伺いたいと思います。

以上、6点ほどありますけれども、お願いします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 一般補正の15ページ、19節のミニトマトまちづくり事業補助金について

ご説明を申し上げます。

歳入の補正の11ページのほうに、地域共創ビジネス支援事業助成金、諸収入の雑入になりますが——失礼いたしました、10ページになります——こちらのほうに歳入としまして、地域共創ビジネス支援事業助成金300万という事業費が計上されておりますが、この事業につきましては、地域総合整備財団のほうで、地域資源を活用しながら地域に密着した地域協力型のコミュニティビジネスをさらに発展させること、これを目的に、21年度新規事業として募集をされておりました。それに応募をいたしまして、この300万の助成をいただく、補助率が3分の2でございますので、それに一般財源をつけまして424万の補正ということになっております。

内容につきましては、南会津町町内の、特に高齢者の方々の生きがいがづくり、これを主眼としまして、ミニトマト栽培、これを1つの基金にしまして生きがいがづくりを進めることと、新たな農産物づくりに取り組んでいく、こういう内容でございます。

その下の生産コスト削減支援対策事業補助でございますが、これにつきましては、南郷地域の木伏地区の水稻直播組合に対する補助ということで、一定面積の団地化を直播栽培でした場合に、県から10分の10で定額補助が来るものでございます。この金額が、今回補正に計上されております8万5,000円ということになります。

なお、その面積につきましては、3.7ヘクタールの直播栽培を実施するということになっております。

以上です。

○渡部康吉議長 環境水道課長補佐。

○長沼 豊環境水道課長補佐 お答えいたします。

16ページ、農地費の28番繰出金、これでございますが、農業集落排水事業の地域内におけますマンホールにつきましては、除雪対応型マンホールに改良しようということで予定しております。地区につきましては、田島地域の針生地区を予定しております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

ページ19に係る土地区画整理事業の補償、補填関係でございますが、この補償関係につきましては、駅舎裏にございます建物についての補償ということで、補助対象にならない物件等によるもの、それと地権者と町当局との交渉内容において予算措置がされていなくて、今回地権者において補償をしていただきながら、造成ですか、そういう部分をやっていきたいというよ

うなことがあるものですから、今回、その分の額を計上をさせていただいております。ただ、補助該当になる場合においては、補助との歳入歳出について、今後検討をしながらやっていくという内容でございます。要するに、歳出予算が不足という部分があるので、追加でなるので、今回この分を計上させていただきたいということで予算の措置の提案を申し上げました。

次に、同じく19ページの下段のほうですが、住宅管理費で生活支援すまいる交付金についてお答えをいたします。

このたび、経済不況ということがあって、会社等の都合によりまして離退職をされました、雇用調整ですか——を受けた世帯に対しまして、民間賃貸住宅入居者の方、それと家を新築して取得なさっていた方に対して支援をすることを目的としましたすまいる交付金事業ということでございます。

詳しく説明申し上げますと、前段の民間賃貸住宅入居者につきましては、住宅費基準額、月額ですが、1万5,000円以上に収入が減じた世帯及び公営住宅の入居基準でございますが、月額15万8,000円以下の世帯、ここの対象者に対しまして、月額家賃の3分の1、または給料等の減額の3分の1のいずれか低いほうを対象にして交付をしたいと。交付期間につきましては、最長で12カ月、交付金の上限は月額2万というふうにしてございます。

もう一点でございますが、持ち家の新築した方の安定対策ということでございますが、新築後、固定資産の価格の減免ですか、住宅取得控除を3年間受けております。4年目になりますとその軽減がなくなりますので、軽減が終了いたしました4年目の方を対象にいたします。先ほどの住宅の賃貸のと同じく、要件については、住宅費ですか、住居費の1万5,000円という部分と公営住宅の入居基準に該当する世帯と、同じく世帯ということでございまして、交付額につきましては、床面積が120平米までが固定資産の減額の対象というふうになってございますので、固定資産税額の2分の1を対象というふうを考えてございます。平均でございますが、床面積120までの平均値は7万6,000円となっておりますので、平均値で7万6,000円の2分の1、3万8,000円を、例でございますが、交付額というふうと考えてございます。

以上がすまいる交付金の交付要綱でございます。

次に、19ページから20ページにわたります環境共生型地域モデル実証コミュニティ整備工事請負費についてご説明を申し上げます。

地域活性という活性化対策といたしまして、地球温暖化というタイトルの対策ということを目標にしてございます。南会津環境基本計画でうたわれてございます、地域の新エネルギーを活用して地場産材を活用した実証モデル事業を建設いたしまして、新エネルギーのモニタリン

グを行うと。自然エネルギーの普及啓蒙・啓発を推進するという大きな目標にしてください。

内容的には、考えてございますのは住居棟3棟、まだ具体的に計画検証してございませんが、3棟をつくります。住宅もしくは店舗等を想定した住居ですか——をつくりまして、それに供給するエネルギーを家庭用の太陽光、風力発電と、あと小規模の水力発電、あと地下エネルギーですか、地熱利用ということですね。あと、ここは木関係でございますので、まきボイラーの実証実験をしたいというふうに考えてございます。もう一点は、雪関係でございます。雪室等の部分についての検証もやっていきたいということでございます。

ここにかかわる内容でございますが、こういう今申し上げました新エネルギー関係でございますので、教育関係、大学、高校等、大学の教授等ですか——の方々、大学の生徒等の方にも参画をしていただきますし、当然、家を建てますので、建築業者から農林業等の方、地元の方にこの計画に参画をしていただきまして、どのような実証実験をすべきかという観点からも入っていくと。まだ、具体的な部分にはなってございませんが、先ほど申し上げました環境基本計画の新エネルギーの分野の検証、新しい住宅の暖房の検証という部分を計画してございます。それに係る分で、今回、金額想定が予算上は5,000万と。予算の範囲内での検証を計画しながら実施をしていきたいということでございます。場所的には、滝原地内を考えてございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 答えいたします。

校務用パソコンの補正内容ということでございますが、校務パソコンの対象者につきましては、校長、教頭、教諭、養護教諭、常勤講師、支援講師を対象といたしまして必要台数を定めております。

小学校につきましては、必要台数を119台としまして、整備済みの台数が52台でございます。不足台数としまして67台を小学校に配置すると、整備するという内容でございます。単価といたしましては、1台当たり11万円としまして737万円をお願いするものでございます。

中学校でございますが、必要台数を103台としておりまして、整備済み台数32台でございます。不足台数としまして70台でございますので、単価11万、合計で770万円を補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 大体わかりましたが、再質問いたしますと、まず1つは、これちょっと説明があったかもしれませんが、16ページのマンホールの針生地区に設ける分ね。これ、この繰出金が1,120万とありますが、そのうちの幾らでしたっけ、これ、全部でないでしょうから、もし金額が、ちょっと説明聞いたかもしれませんが、もし金額がわかればもう一回、再度伺います。その針生分についてですね。

それから、区画整理の話で、駅舎裏の話ということで補助対象にならない分というご説明あったんですが、その補助対象にならないというのはどういうことかなと思って、その理由をちょっと伺いたいと思います。

また、建物等移転補償費ということで、建物については何棟くらいこれに関係するのか伺いたいと。

それから、パソコンについては1台11万でも、これ大量に買うので安いだろうと思いますが、大変いろいろ、情報漏えいの問題からいろんな問題から関連して、個人のパソコンでなくなるのも大変いいことなんですが、その管理といいますか、どんなふうになるのか。当然、個人に貸すんでしょうから、もちろん転勤なんかあった場合には、もちろん当然置いていくんでしょうし、あるいは、いわゆる自宅への持ち帰りの関連ですね、その辺なんか、そういうその管理についてはどんなふうになるのか。さらに、これ実際問題はいつごろから個人に配られるのか、その辺の状況をちょっと伺います。

○渡部康吉議長 環境水道課長補佐。

○長沼 豊環境水道課長補佐 お答えいたします。

今回、繰出金としまして1,120万計上させていただきました分につきましては、全額を工事請負費として充当する予定をしております。

工事内容につきましては、既設の道路内に設けてありますマンホール、これが現在の車両走行の際の路面の高さとマンホールの高さに段差を生じている箇所がございます。針生地区内では、今現在、すべてのマンホールとなりますと173カ所ございますが、どうしても交通量の多い箇所、そういったところにつきましては段差が生じております。これは冬期間の除雪の際に重機がブレードをひっかけると。それに伴いましての事故等が発生している現状がございます。それにつきまして、現状では、大体1カ所当たり20万程度、マンホールのさらに外周を大き目にカットしまして、その部分にすりつけ的に強化コンクリートを流し込むというような形でその段差解消を図っていきたいと考えております。大体、1カ所当たり20万という想定の中で、修繕箇所数としましては56カ所程度あるのかなと、そのようにとらえておるところでございます。

す。

以上でございます。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 答えいたします。

補助とならないものですが、補助とならないものにつきましては、補償物件で配水管の布設、いわゆる水道関係の本管ですね、その分について耐用年数等の計算上、繰り出して補助という部分もございますが、大半が単費対応ということになります。そういう部分が主なものがございます。

あと、建物につきましては、何棟といいますか、小屋的な部分で物が多うございますし、あとブロック塀とか、補助とはちょっとなかなか得ないものというふうに先ほど説明を申し上げましたが、大半については補助対象要件でございますので、先ほど説明申し上げました後段で、今支出はするんでございますが、補助等、これから要望等を進めていきたいという部分がございますので、そういう分でちょっとご理解いただけなかったのかなと思ってございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 答えいたします。

管理についてのおただしでございますが、11番議員の一般質問の中で答弁もいたしましたけれども、学校の情報、いわゆるセキュリティーの対策でございますけれども、教育事務所、それから郡内の教育委員会、校長会におきまして指針をつくっております。それに基づきまして学校では内規を定めております。一例も申し上げましたけれども、パソコンの持ち帰りについては禁止というふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、整備の時期でございますが、この予算が議決されたならば、早急に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〔「これは転勤した場合は」と言う者あり〕

○斎藤友一学校教育課長 転勤した場合ということでございますが、あくまでも貸与でございますので、個人のものではございません。ですので、その配置された学校で管理することになります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 私からは2点ほど質問したいと思うんですが、先ほどの質問とダブリ

ますけれども、これは20ページですね、環境共生型地域モデル実証コミュニティー整備工事請負費ということなんですが、私も若干、話を聞いて非常に構想自体はユニークな事業でおもしろいなというふうには思うんですが、実際の場所の問題が果たしてどうなのかなと。

つい最近ですけれども、私も、会社の名前で言いますと京セラソーラーコーポレーションなんていうセールスマンから、詳しくこの太陽光システムの勉強をする機会に得たものですから、あえてご披露するような形になるかとは思いますが、5月の、例えば晴れた日の1日の電力の推移ということになると、大体朝7時から上昇して、お昼ごろ、12時にピークを迎えて夕方5時ごろまで下降をします。あとは、下降をすればそのまま推移するわけですがけれども、実際は朝10時を過ぎないと日当たりがよくないなんていうような場所には不向きなんです。あるいは、夕方、午後3時を過ぎるとおてんとうさまとさよならするような山合いの場所では、非常に効率がよくないと。それから、あとこれ角度もありまして、南側に面してちょうど30度の角度ですね、このくらいが一番効率がいいと。それがもう少し下がって20度くらいになってしまうと、大体10%くらい効率が落ちると。あるいは、今度東側と西側、これですとその屋根の構造にもよりますけれども、東西に関しては20%以上効率が落ちると。ましてや北側についてはほとんど効率がよくないという代物らしいんですね。

そういう意味では、今回当局で考えておる滝原地内というところが、私が思う限りにおいては、ちょっと山合いで、この太陽光の選定には果たしてどうなのかなと。風力とか水力とかについてはちょっと私もわかりませんが、もしも可能であるならば、またこういった条件も加味しながら検討なされてはどうなのかなというふうに思いますので、検討の余地はあるのかどうなのか。

あともう一点。

それから、22ページ。ここに鳴山城のことが書いてありますが、節で15工事請負費として916万円ほど上がっているわけですが、この鳴山城の整備工事請負費、具体的にあの鳴山城のどの部分をどんな工事をするのか概要をお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、環境共生型の地域モデル事業に関する件でありますがおただしのおりであります。きのうの一般質問でもお答えしましたように、統合の保育所の中で検証をします。こういうことで、そのデータをとりながら、いわゆるより効率のいい太陽光発電というのを、当

町ならではのやっぱり状態をつくり出す必要があるだろうと、こう思ってきのうお答えしました。

したがいまして、今回の滝原地区というのは、一般的に見て太陽光には余り適さない、むしろ効率が落ちる地域だろう。ただ、環境型の共生ということですので、一応、その検討の1つに加えると、こういうことで提案を出しております。あくまでも、先ほどの説明ありましたが、この当地方で供給できる資源をもってその熱源とできないかということですので、あそこは非常に水が豊富ですので、いわゆる小水力発電、あるいは先ほど申し上げましたように木質バイオマス等の利活用の熱源、こういうことで考えているというのが実態であります。いずれも、大学の教授あるいは専門の方々がここに入ってくる、ぜひ参加をさせてほしいと、こういう願いもありましたので、この中で、議員がおただしのように精査をされていくんであろうと。あくまでも太陽光ということになれば、もちろん今度は場所を変えると、こういうことにもなりますが、ただこのモデルは、一応はやっぱり化学物質過敏症の人たちが療養して体質改善を図った後、どう社会的に交流、あるいは生活の場に戻れるかということですので、その中間的な位置づけというのがありますので、鉄塔があつたり、電磁波とかそういう環境はなかなか厳しいので、地元の理解を得ている滝原地区で、まず滝原の人たちと住民と交流を図りながら、次のまたステップに行ければいいのかなと、こういう願いも込めて場所を一応そこに選定をしたものであります。

それから、2つ目の鳴山城の整備であります。これも御存じのように、実は観光協会のほうが「天地人」のぼり旗を立てて、実はどのくらいその鳴山城に入山しているのかと、こういうことを聞きましたら、去年の3倍くらい、これまでの3倍くらいの人が入っていると。連休にはもう3倍どころではない人が入っていて、非常に危険な場所があると。私も実はその後ずっと歩いてみましたが、非常に階段が崩落をしたり、あるいはつまずきやすいようになっていたり、手すりが壊れていたり、あるいは看板が古い、旧田島町の看板が立っていたりするので、全体的には大変お金がかかるので、今回、一般的に皆さんが歩いておられるその領域があるということですので、大体、山から行きますと中腹から下の部分なんです。この部分の歩道整備と看板の立てかえ、これらを中心に整備していこうと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 私からは地デジ関連と、あとやまなみ関連で2カ所ほど質問させていただきます。

地デジ関連は、これは12ページですか、今回、ようやく共聴施設地上デジタル放送の改修工事が上がってきましたけれども、これも臨時交付金で、本当によかったと思うんです。このいわゆる共聴、共同アンテナについては、報告会でも各地域で非常にこの地デジに伴いまして不安といいますか、どうなるんだという話が出てきました。ここで予算が上がったということは、恐らくその方針ですか、これから町内にある、各そういう、俗に言う共同アンテナの改修工事といいますか、これからどのようにやっていくのかということと、あとこの予算に上がっている内容ですね、この場所と内容について、まず1点目お聞きしたいと思います。

あとさらに、地デジに関して、これからの予定は西部地区のほうは昨年度只見まで設備が来ました。今年度、宮床地区の南郷地域に来ますと。最終年度、いよいよ地デジの最終年度は伊南地区、あるいは円角山とか鬼丸山と2カ所あるんですが、そこに来るという話は聞いているわけですが、この辺の、一応確認を含めまして地デジのその設備の状況を教えてください。

次に、やまなみ関連でございますが、今回もまた交付金で補正が2,000万ほど増額ということで、本当に私も、このやまなみを期待している者にとっては、この補正はいいと思うんですが、当初の、前の議会では予算に対して提案件数が非常に多く、もちろん金額も多くて困ったといいますか、うれしい悲鳴といいますか。それで、事業をどうしよう、あるいは統合、あるいは合併したりとか、これからそういうことで何とかやりますということだったんですが、その後も様子聞いても、なかなか事業が決まらなくて私もやきもきしていたんですが、ここで増額ということで、恐らく、ほぼ提案件数、それぞれ事業が実施できるのかなということで期待しているわけですが、ただ、もう既にオープニングセレモニーも始まりまして、もう既にある意味では開催中でございますよね。

ところが、いまだにその事業の全容、これ、やまなみ泊覧会で、1年間ですが、じゃ、どこで何をやるのかって、今、こうやって補正予算決まればまだまださらにはっきりしてくると思いますが、いつその事業の全容、協力するにも見に行くにも、まだまだ全体像がわからないわけですね。オープニングセレモニー終わって、最初のイベントでありますうえんで一の桜の第1号としてのイベントも始まりまして。その中で、ぜひ早く、補正予算終われば公表されると思いますが、早くその全容ですね、事業の、やまなみ泊覧会のイベントの全容をぜひともお示しいただきたいと思いますが、それはいつごろ、どのような形になるのかお伺いいたします。

それと、これは冬の事業、まだまだ先の事業あるんです。そうすると、この発展支援事業の特別枠でこの事業をやっているわけですが、これからもまだ、提案の受け付けといいますか、やるんですが、これから3月までの事業あります。もうそれでも終わっているんですか、その

辺もお聞きいたします。

以上です。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○穴戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

まず1点目、地上デジタル放送に関してのご質問にお答えします。

現在、地上デジタル放送につきましては、旧田島町の一部地域、それから旧南郷村の一部地域について放送が開始されております。今回の補正予算の計上につきましては、その放送が開始されている地域で共同の受信施設を持っている地区、団体を対象に考えております。

共聴施設につきましては2種類ございまして、NHKとともに共同でその施設を管理している分、それから地域が自主的に組合をつくりまして自主的な管理をしている分とございます。その中でNHKの共聴施設につきましては今回4組合、地区名で申しますと高野、水無、丹藤、田部の4組合、それから自主的な組合を組織しております横町、観音寺、永田、帯沢、金井沢、針生、地区によっては2組合あるところもございますので、全体で7つの組合、合計で11の組合に対して地上デジタル放送を受信可能とするための施設の設備の改修費用について、全額を町が助成するというものでございます。

今後の計画につきましてはですが、はっきりといつごろどの地域が受信可能になるということは、全体的な計画がまだ示されておりませんが、受信可能となる時期を見計らいながら、これ以外の共聴施設の改修についても、町が全面的に事業費を支援して改修をしてまいりたいという予定でおります。

それ以外にも、現在、例えば伊南地域の耻風地区ですか、ああいったところで、今後どういった形態で電波を引き込むか、あるいは有線を使うかといったことで、随時、NHKあるいは関係するテレビ局との現場での調査並びに検討を随時行っておりますので、そういったことがはっきりすれば、予算に計上して共聴できるような仕組みづくりをつくっていきたいと考えております。

それから、2点目のやまなみ泊覧会の件でございますが、議員ご承知のとおり、昨年度の一次申請で73件の発展支援の事業申請がございました。そのうち6月4日までに49件の本申請が出されております。この本申請の事業、補助金の合計額が3,490万3,000円ということで、当初想定しました予算3,500万に限りなく近くなっております。今後の残りの24件の申請を受けるに当たって、今回の2,000万の追加補正をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今後、新たに事業申請が出てくるものについては、あくまでも昨年度の一次申請に上がったもののみを対象とさせていただきまして、途中からの参入ということは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます……失礼しました。答弁漏れがございました。

事業の全体的な中身についていつごろ決まるのかということでございますが、今ほど申しましたように、これから上がってくる事業もまだ数多くございますので、事業が確定していく段階において、やまなみ泊覧会のホームページがございましたので、そちらのほうに随時、ニュースとして上げて宣伝を図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ホームページで周知というのは、今の時代柄当然でございますが、ホームページ見られない人もいますので、ぜひとも周知徹底の方法をさらに工夫して、よろしく、全体像が町民にわかるようにお願いします。

つい最近、バスの時間表も大きな紙で配布されましたので、またあれによって気分といいですか、雰囲気もまたやまなみという感じがすごく高まってきました。ぜひそういう機会を、時期を見計らって早目をお願いしたいと思います。

再質問ですが、田島地区も、基本的にもう工事が終わって映ったという、一般論としてね。ところがこうやって、いわゆる共同アンテナでまだ見られない地区があったと。それも、工事終わったのは昨年でしたか。こうやって1年以上も経過して、ようやく全域と思いますが、広く見ると。その間に格差というものが、同じ田島町民に私あったと思うんですよ。だから、それをやっぱり時間的な情報の格差ですね、これが、今回こうやって1年間とはいえなくなるということは本当にうれしいわけですが、そこで、今度、ことしがこうやって南郷地区、そして最終年度が伊南地区に来ると聞いていますが、その場合、また同じようなタイムの時間差がありますと、もうそれこそアナログは見られない、それこそ今度本当に片方のアナログがだめなんですからね。だから、最終年度は、特に国の工事が終わるとともに、こういう共同アンテナも即工事が入るのかなと、1年後とか半年後じゃなくね。その辺の体制はどうなっているかお聞きしたいと思います。

それからあと、前のアナログ時代で1つ苦い思いをしたのは、NHKはもうどんどん入ってくるんですね。そして民放、今で言う4社ですか、4社は結構、10年とは言わないんですけども、正確にわからないんですが、結構遅くですね。デジタル放送ではそういうことはない

と思いますが、その辺の確認。つまり、今福島県で映る6社ですか、あの教育も受けて。それが一緒にすべてどんと入ってくると。そういうのがちょっと確認をお願いしたいと思います。

以上の点、よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 答えいたします。

地上デジタル放送が完全に移行する2011年7月までには、すべての共聴施設の改修が終わるような形で町の支援を考えてまいりたいと思います。ただ、地域によっては、どうしてもその時期に間に合わないというような地区も想定されますので、可能性が全くないということではありませんので、その際の対応方法も、現在、テレビ局等と検討をしております、一時的に衛星放送を利用してデジタル放送を受信するような策も一部あるというふうに聞いております。衛星放送が開始されるまで、タイムラグが生じないような拘束を努めてまいりたいと思います。

それから、すべての放送、テレビ局の番組が見られるようにということでございますが、現在、伊南地域の一部において民放1社、恐らくTUFだったかと思うんですが、映らない地区がございます。その地区についてまだ問題が解決しておりませんので、それらは今後の課題として、すべて映るような形に向けて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私も2番議員と同じく、環境共生型地域モデル実証コミュニティー整備事業ということで、前に風力発電なんてどうかなんてというようなことで、あるいはグリーンニューディール政策なんて言った関係上、若干お聞きしたいなど、こんなふうに思います。

1つは、これ住宅建設となって5,000万と、こうなっています。そうすると、この環境共生型地域モデル実証コミュニティーで、先ほどこういったものが大分あるんですが、太陽光から風力発電から小規模水力から、何かこう欲張っているような感じはするんですが、これ、全部やって5,000万ということなのか、今回は建物だけやって、一部ちょこっとやって、これからこうずっとふやしていくのか、そのあれがいまいわからないので、ひとつその辺ご説明をお願いしたいなど、こんなふうに思います。5,000万で全部入れるにすれば、何だか風力発電なんか大した大きいものでなく小さいやつなのかなんて考えたりしているものですから、その辺をお願いしたいなどこんなふうに思います。

それから、大学でも非常に興味を示している、私も示しているんですけども、そういった形で協議会を組織するというんですけども、いつころそういう組織を立ち上げてやっていくのか。

それから、私が考えるにはいろいろ、あそこに行けば、滝原に建てるというんですけども、滝原へ行ったらいろいろな自然エネルギーのことは何でもあそこへ行くとわかりますよと。どうぞあそこへ行っていろいろ聞いてきてくださいと。例えば、おれが太陽光をやりたいと言ったら、そこへ行けば、情報が全部出ていて、ああそうかと。こういう雪国だと、大体年間通してこのくらいの太陽光で売れてというようなことがわかって、ああそうか、そういうデータがあるんだったら、じゃ、導入してみようかと、こういうふうな考えるわけですけども、私が考えているそういうイメージに合ったような建物なのか、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 答えいたします。

第1点目でございますが、5,000万という金額で先ほど答弁申し上げました内容についてできるのかというおただしというふうに思っております。

一応、3棟を計画するというふうなことでございましたので、建物については3棟を基本にして、3棟すべてをやるべきかということも協議会で検討をしながらやっていくという内容になってございますし、あと新エネルギーの部分、先ほど話題になりましたが、太陽光については日照時間等の問題等ございますし、風力並びに1熱棟ですか、そういう部分についても実際にその場所がタイムリーなのかどうなのかという部分も検証の課題というふうにすると。そういう部分を検証しながら、今、今回5,000万の予算でございますので、予算の範囲内でどのような検証ができるかというふうに思っております。ただ、考える分については、中途半端ではなくて、5,000万の中で、小さいながらも検証を成果としてでき、つくり上げて、データとして町民の方に出すということを基本というふうに考えてございます。

2点目でございますが、大学等の各関係者との協議会ということでございますが、この予算をご議決、決定をいただく後に早急にやっていきたいというふうには考えてございます。ただ、今までも予算計上する過程において、大学の教授等との連絡と、あと建築関係、あとさまざまな関係者とはお話をしておりますが、議会の決定がなされないと公表できない分もございませぬので、そういう関係者にはまだ未周知という部分がございます。要するに、滝原という地名を先ほど申し上げましたが、関係者、役員の方すべての方にはまだお知らせをしている状況に

はございませんので、場所等の選定も、そういう観点から総合的な判断をしたいというふうに考えて、先ほど、私ご説明を申し上げました。ですから、協議会は早急にやっていきたいと考えてございます。

3点目の分のご提案ということであろうかなというふうに思っておりますが、結果として、そういうような部分になれば、最高の部分であろうというふうに思います。新エネルギーに関してその地区に行けば、すべてがわかるという部分も必要なかなと。それプラス、先ほど滝原地区というふうに申し上げましたので、地区の方にプラスになる、地区の方と一緒に、そのエリアが最大限有効利用というふうになればという観点は重要なことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうすると、主に今回の5,000万はその3棟の建物が中心だと。あと、だんだん少しずついろんなエネルギーのやつを加えていくというふうに理解してよろしいですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答え申し上げます。

ちょっと建物に私強調してしまったかというふうに思いますが、建物とその新エネルギーの分について協議会の中で十二分に検証をしてやりたいという内容でございますので、ご理解をお願いいたします。

○11番 湯田秀春議員 はい、了解。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 それでは、17ページの商工費の11節、12節、13節についておたざしいたします。

地域活性化・経済危機対策実施計画書のほうの仕様を見ますと、ワンコインで、新物流システムですけれども、これは宅配ができるというシステムなのかなというふうに思います。それで、これは差額、お客様からは500円いただいた差額、残りを町で負担するという考え方でいいのかわか。

あと、送料の発生は、縦掛ける横掛ける高さという合計が決まっていると思うんですけれども、その制限はあるのかわか。

あと、システムを利用できるのは、町外者、来訪者のみとするのか。

あと、取り扱いできる店は限定されるのか。

以上、聞きたいと思います。

あと、13節のほうの部分では、実施計画のほうの説明では400万の実施設計、これが計上されていますけれども、基本的にその広場の駐車場はどのようなイメージになるのか、今わかっている範囲でお知らせいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

1点目の新物流システム構築事業についてご説明を申し上げます。

まず、1点目の予算の支援の内容でございますが、おただしのおり、お客様が物を送ると、通常、縦、横、高さの合計が100センチ程度の箱を送ると、10キロ未満ですが、1,200円ほどの送料がかかります。そういったものを500円、ワンコインで送れるようにするというので、その差額の700円を町が支援するという内容のものでございます。この箱の大きさにつきましては、町が新たに、その専用の段ボール箱を作製いたしまして、これ、大きさ的には3種類ほど現在考えておりますが、大体、通常配送業者さんのほうで取り扱える範囲の中で、大、中、小といった3種類ほどを考えております。そのいずれを送っても500円で送れるようなシステムを現在考えております。

送る方につきましては、観光客の方であったり町民の方、それはいずれも問いません。

それから、取り扱うお店でございますが、これは町内、大きなところで4つの配送業者さんが営業店舗を設けて活動をされておりますが、そういった配送業者さんの取扱店となっているお店で買われたものについては、すべて対象にするという形で考えておりまして、このシステムを希望するかどうかは別問題ですが、そういうすべての取扱店に声をかけてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

13委託料の会津田島駅前広場整備工事实施設計の関係でございますが、駐車場のイメージはということでございますが、現在のところ、さまざまな、あそこに課題がございまして、それを解消するために再整備をするということなので、これまで庁内である程度検討はしておりますが、今後、さらに関係機関と、それから利用されている方々も含めて、これから具体的に検

討して設計をしていくという段階でございます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 今の13節のほうの部分、先にですけれども、入り口と出口、狭いところですけれども、ぜひともロータリー式というんですかね、今のような形だと利用するのに非常にしにくいと思うので、そういうところを考慮して計画されればいいかなというふうに見ていますが、その辺どう思われますか。

あと、すみません、物流システムのほうですけれども、大変すばらしいアイデアだなというふうに私思います。ただ、心配な点は、それをある程度のマニュアルというかかなり厳しいものがないと悪用される可能性はないのかなというふうな心配をしております。これは本当に、今言われた3種類、先ほどの金額の提示もされましたけれども、本当に150万ケースという経済効果が発生する。そこにまた、中のものは地元で購入していただく。その金額も入れると、本当に億以上の経済効果になると思うんですよ。本当期待したいものなんですけれども。こういうシステムを障害者のメールの部分で、厚生省の部分、ありましたね、報道が。やはりそういうようなことがないシステムづくりとかお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、田島駅前の整備に関してですが、これまで議会でも田島駅前の整備については、17番議員から段差の解消、こういうことから始まって、タイル敷きになっていて、駐車場を開放するときもタイル敷きだから車を上げることはできないということでしたが、最近、観光公社があそこにてきて、非常に人の流れ、車の流れが多くなったんですね。さらには、クラブツーリズム等々の旅行会社が大型の観光バスで乗り入れる。こういうことになると路上駐車場が非常に多くなってきた。これはやはり交通安全よろしくない。そういう、これまでも議論のあったことを総合的に検証を改めてやりながら、先ほどもお話がありましたが、ロータリー式にするのか、あるいはまた別なスタイルがいいのか、これが今回の委託になります。ただ、私のほうから条件は当然、委託する際に当たっての幾つかの条件は、当然出させていただくということになります。

いずれにいたしましても、やはり、ある種の観光を推進する場合に、町の顔でなければならぬ。モニュメントも実はあるんですね。モニュメントをとってくださいという意見と、モニュメントを設置した人は、やはり残しておいてほしいというこういう意見もありますね。ですから、そういうことも今回の委託の中でしっかりと、こういう場合にするとモニュメントはち

よっと邪魔になるのではないのでしょうか。こういう状態だとあってもいいのではないかと。そういうことも検証していくと、こういうことになるかと思います。

それから、ワンコインの物流システムですが、これは、もともとは農業者、それからいわゆる商工、物産販売の方々が、お客さんが来てくれるんだけど、どうも購買になかなかつながらない。いわゆる重いものを持って、どちらかという加工品が余り少ないので、重いものを持って帰るといのが抵抗があるらしくて、どうもこれが伸びないというのがあります。特に電車で来られた方ですね。こういう方々がワンコインで気軽に欲しいものを、あるいはお土産にしたいものが自宅に届く、あるいは会社のほうに届くというスタイルが何とかできないだろうかということ考えたときに、その高値感がどうしても、送料がかかってきますから出るので、そうではないシステムを考えようということ考えたんですね。

ですから、これ、先ほど政策課長のほうから説明ありましたが、いろんなことが想定されますが、とりあえず先ほど説明した内容で一たんやってみて、それで不都合な部分があれば、その都度改善していこうと。そうでないとこれずっとこう、いつまでもできないということにもなりますので、やま泊に合わせて、ぜひ今回の地域活性化の臨時交付金を使わせていただいて試行してみようと、こういうことをございますので、若干心配される部分あるかもしれませんが、そのところはきっちりこれから精査をして、精査といいますか実証の中で検証をしていくと、こういうことになるかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 1点だけ。その中身の金額的な指定は、先ほど聞いた話しですと、町で負担は300円、700円、3種類ですと800円とか負担、1ケースにつき出るような形に、はっきりではないですけども、あるかと思うんですけども、幾らの品物であってもその負担はするという考え方でよろしいですか。というのは、中身は何百円以下のものであっても、その大きさがあれば、それだけ負担をするということ考えてよろしいでしょうか。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

その中に入れるものの金額については、特段、指定はございませんが、先ほど申しましたように箱の大きさを3種類あらかじめつくりますので、その中に入るものであれば、すべて500円で送れるようなシステムとしたいということをございます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 19番議員と重なると思うんですが、1つは、この16ページの針生地

区のマンホールの修理なんだけれども、除雪に、道路を除雪するのにマンホールの水道がひっかかってしまう。そういう形でこれ56カ所するのか、冬期間で針生というのは、特にほれ、田島地区でも多いほうな地区のわけだ。それで、これ設計ミスとか工事ミスではないのかと思うの。というのは、出ている分、56カ所も道路さ面している分、すべて除雪にひっかかるなんていう、ここらの、我々のほうの考えでは考えられないような中身なのね。普通一般の家庭だったら、こんなこと、それこそ工事ミスだろう。大変な騒ぎだと思うの。そういう形で、それま
ず1点。

それから、19ページの滝原のCO₂で住宅の場所がまだ決まっていないという形で、これから滝原地区に交渉するみたいな感じなんですけど、もし滝原地区ができない場合、川島でも十分、町の土地2反歩ぐらい余っていますので、事業も十分可能ですので、そんな、これから土地見つけなければならぬなんてやっていないで、最初からこれ、川島一番、ちょうどいい場所に2反歩、町の場合、土地があると思いますので、そこらも検討課題の1つでねえかななんて、こう思うわけなんです。その辺、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 環境水道課長補佐。

○長沼 豊環境水道課長補佐 お答えいたします。

ただいまありました針生地区のマンホールという形でございますけれども、当然、各農業集落排水地域及び下水道地域、当然同じ形でマンホール、あるいは排水管渠埋設されております。その中でも針生地区につきましては、平成の始まりから、大体平成7年、8年ぐらいまで管の埋設工事が実施されております。

当時、管の埋設工事を実施している中でも、特に針生地区は土質的な面含めまして非常に工事が難儀したと。それは我々も記憶しております。特に少し深い箇所ですね、そういったところでは人身事故も起きた経緯もございます。同じ時期に、例えば田島地域ですと田部地域も工事を実施しては、逆に田部地域のほうに行きますと非常に土質が礫質になると。礫層になりまして、逆に非常に水位が深くなっていると。通常で言う、掘ったときの水がえ工事とか、そういうものがほとんど必要がなかったのが田部地域と。それだけやはりその土質、地盤地持力を含めまして非常に安定していると。そういった地域的な特性は、当然、各現場現場でございます。やはり針生地区につきましては、管埋設が終えましてもう十四、五年たっておりますけれども、その中で、特に旧駒止に行きます町道部分ですけれども、そこは今現在でも大型バス、そういったものがどんどん通行しております。そういったところにつきましては、やはりどうしてもその沈下部分、段差発生部分が多くなるのかなと、そのように感じておりま

す。

なお、また除雪のときの対応になりますけれども、通常、除雪であれば、今、町道の除雪につきましては、大体、その現場になれたオペレーターの方が日常的には実施していただいております。その中で、大雪の場合とかそういうときには町の直営除雪部隊が応援に行くとか、そういう行為も当然ありますけれども、どうしてもやっぱりそういうときに、そのマンホール位置がわからない、オペレーターが、やはりかかる事例があるということがございます。

非常に除雪の際、こちらの除雪ですと路面を出すぐらいまで非常にエッジを立ててやります。極端なことを言うと、数ミリ程度の段差があっても通常はかかりが発生します。これらに対応するために、今回その段差を解消しまして、この工事をすることによって、通常、夏期、夏場におきましても一般車両の走行性上も非常に良好になると、そういったことに期待をしているところでございます。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

環境共生型のモデルコミュニティに関してであります。実は、これはもう少し先に行ってからお話をすべきかなというふうに思ったのですが、チップボイラーというものを、今前提に町では取り組んでいるんですが、そのチップボイラーよりもはるかに火力が強くて、そして燃えかすが出ない。これを、実は共同研究できないでしょうかと、こういう話があります。詳しい話ではできませんが、チップボイラーを、きのうお話したように、より微細に、いわゆる粉末にしてそれを噴霧する。いわゆる爆発行為を起こすという研究があるそうなんですが、それをする、南会津のいわゆる森林資源を有効に活用した、あるいは製材工場が出たそういう廃材、あるいはおがくず等についての有効活用ができるかどうかというご提案もありましたので、川島地区については、これまで滝原地区の人たちが化学物質過敏症の人たちといろいろと協議を重ねて理解を深めてきたという経過もございますので、そこから一歩発展した段階で、ひとつ検討材料にさせていただきたい。そんなふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 さっきの水道課の話の中で、地域が、それまで地域地盤悪いとか何とかという理由づけ言ったけれども、おれはこれ、まだ一応これいいとか悪いかじゃなくて、今後の問題も含めて、まだ平成になってからの仕事のやつで、地盤が弱かっただの、かたかっただの、コンクリの湿度が弱かっただの、薄かっただのなんていう中身は、工事としては、おれ

は成り立たないと思うの。

というのは、そういうためにはこれ、みんな地盤・地質検査やったり何かして、そういう形で水道工事でも何でもそうだけれども、請負させて、それ以上のミスがあった場合は、我がほうのペナルティーというか、そういう形で我がほうのミスなんだよな。そういう形で、役場でそのこと強調するほど、いや地盤ミスだったの、あそこのあれとしては、と比べっとし弱かったのだという、おれは中身ではないと思うな。ただ、ここは特別なやつで、それはしようがないんだけど、今後の問題も含めて、そんなやっぱり理由づけしないで、そういうふうこれから工事も、すべて下水道なんか自動車通らないところないわけだから、そういうことで、そういうことできちんとした工事を完成するような中身にこれからもしてもらいたいと思います。

あと、さっき言った町長の粉の話だと思うんだけど、そういう部分も川島、もっとそれで足りなかったら、別なところいっぱいあるから、そこへでも持ってきて、本当に展示でもできますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず最初に、マンホール是件であります、実は私もこのマンホールについての予算査定をするときに、そういう同じような実は疑義といいますか、気持ちを持ちました。もう一つ南郷でリフトの鉄柱が傾いているという、数日で何とかその修復をしたいという話をずっとしてきたんですが、これについても設計ミスあるいは工事ミスではないかと、こういうことで時間をかけて精査をしてきました。そうしましたら、マンホールとスキー場の鉄柱の設置については時間差がありますけれども、標準土質というんですか、そういうことでも土質調査も何もしないで発注しているんですね。結局、調査をすると調査費用がかかるということもあるだろうと思うんですが、これほどこの、南郷だけではなくて、それ以外のスキー場についても同じやり方でやると。

ただ、私が1つそこで納得できなかったのは、それでも、例えば工事を施工中に現場監督を行って、そこで一たん設計の変更の必要があるのかないのか、これを本来やるべきだったのではないかと。このマンホールについても、そういうことを、いわゆる工事を発注して仕上がるまでお預けではなくて、やはりきちんと工事の成果をつくり上げるプロセスの中で、過程の中でしっかりと監督をして、あるいは将来に負担をかけない、そういう工事の完成をすべきだと。こういうことで確認をとったところであります。

したがいまして、今後は、そういう体制で、そういう決意で工事に臨みたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 21ページ、同じ所管のことなんですが、先ほどの答えの中でパソコンの部分ですね、1 台単価は我々聞いていましたけれども、これはこの予算が決まり次第早急に実施したい、渡したいというか教員の方々にということですが、3 月で決まった伊南中学校のたった17台が、いまだ入札もあるいは進展がなく、子供たちが待っているからうわさは多分に耳に届いていて、本当に楽しみにしているかもしれません。それにもかかわらず、こちらの137台があつという間に決まったり、そうなるかどうか、追い越すかもしれませんけれども、ぜひその辺は、3 月のものが、僕は4 月に入札でも、5 月の連休かそのころには、もう子供たちが新しい、既に置いているのかと思ったら、まだまだだということで、まだ進んでいないんだという話だったのですが、そのことがまず1 つ。

結局、伊南中は追い越されるのかでなくて、なるべく早くやるなら、その辺の答弁をお願いしたい。

もう一つは、こちらのほうは11万という単価が中心になって掛け算して137台になっていますけれども、片方の中学校のほうは見積もりが先で金額が600万、ほぼ4 倍ぐらいの比率で、ネットワーク組むと違うのはもちろんこちらも承知なんです、その分で、この値段単価がこの後に、また入札が今度は学校のほうの17台に対してなると思うんですが、この単価計算が影響するかということちょっと聞きたいです。つまり、これがまた1 つの基準で、物が違うからというものもあると思うんですが、その辺の影響するかないか。

もう一つ、3 つ目に、それがもし、これ187万ですね、単純に言えばね、昔の古いやつを、あつ17台をね、11万で計算すると、そうするとそれでおさまってしまつて、ネットワークは既にケーブルがつながっているんで、オーケーにはならないでしょう。イコールにはならないけれども、なるかもしれない。そしたら、600じゃなくなるので、例えば館岩小学校、98という、またさらにX Pより前、伊南中よりもっと古い、今ではクラシックと言えようなんでしょうけれども、そういうので動いている学校もあるのだから、それはまた途中の議会の議決も必要でしょうが、もし予算が187万じゃなく、200、400わかりませんが、なつた段階で、ぜひこの11万という単価をフルに、1 つの基準か何か知りませんが、そうしてもらつて、ぜひそれを同時に、600という枠、3 月にもらつていますので、そういうことができるかできないかそ

の3点ですね、聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 答えいたします。

その前に、19番議員の質問で、1番議員も申されたわけですが、今回の校務用パソコンの時期、予算成立したら速やかにというような答弁をしたわけですが、この校務用パソコンにつきましては、国庫補助金を財源としております。その国の内示が7月の中旬の予定であるということございまして、内示申請決定という事務手続が必要でございますので、その後速やかに対応するというところで訂正をさせていただきたいと思います。

それから、確かに伊南中学校のパソコンの、いわゆる整備のおくれでございます。現実的には学校教育課の担当、それから本庁の担当ということで、現地を出向いて参っております。それで今現在、仕様書を今手続といいますか、検討をしているというところでございますので、それが決まりましたら至急対応したいということでございます。

それから、単価の件でございますが、もし伊南中学校の整備する単価の受け差が出た場合に、館岩小学校のウィンドウズ98の、いわゆる古いパソコンに充てられないかと、更新に充てられないかというふうなことでございますが、これはあくまでも予算でございまして使用目的が決まっております。ですので、それは議決が必要でございますので、これはご理解いただきたいと思います。

単価の影響でございますが、当然、目的が達せられれば最少な経費で契約するのが常識でございますので、そういった方向で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 ぜひ、今言ったとおりに、3月のなら、今でなくて、3年生はもう卒業しちゃいますので、そういう意味では、なるべく一日も早く、いつかいつかと待っている人もいますので、影響もあるだろう。最小限にとどめたいということありますから、ぜひそれを努めてほしいです。

以上です。終わります。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 2点ほどお伺いさせていただきます。

1点目は、今回繰越明許にも出ていますし、議案の第72号でも田島保育所の件が出ております。それで、最近特に問題になっているのが産業廃棄物です。当時、昭和40年代、50年代というときにはそういった産業廃棄物なんていうことはなかったと思うんですけれども、これから

建てるものに対しては、私は、特に南会津町の公の施設に関しては完全木造で行くべきじゃないかと、こんなふうに考えています。例えば、今建っている小学校、多分、壊すとなると相当の産業廃棄物が出てくると思います、コンクリート。1億だとかそういう単位になると思うんです。ですから、つくるときに多少お金がかかっても、私は壊れたときを考えたら、これは完全に木造が一番、単価的にも。そのときは高くても、トータルで言えば安いんじゃないかと、こんなふうに思います。

我々のほうにはまだ設計図、こんな関係だというのをまだ拝見していないので、何とも言えないんですけども、まず1つは、今後のその設計に関して木造か鉄筋が主なのか、その辺を1点お伺いしたいと思います。

それからもう一つは、20ページの荒海小学校の耐震が計画として出されております。体育館は仕方がないかなと思うんですけども、どうしても我々は近くで耐震というと、振興局だとかあいつたところの耐震を思い浮かべるわけです。何て言うんですか、あれは、鑄鉄って言うんですかね。かけるの十字の。

実際には、体育館なんかは確かに骨組みが側だけだから仕方がないかなという感じもするんですけども、小学校だとか中学校については間取りが多いですから、いわゆる、前に私が一度質問したことあるかと思いますが、大阪方式、要するに壁の面積をふやすというやり方があるわけです。これは町の大工さんでもできます。町の大工さんができるような工法を私はとるべきではないかと、こんなふうに思っています。ですから、今のその耐震の実施計画というのは、大体その設計会社がどこになっているのか、あるいは、おおむねその鑄鉄のバス方式なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと。この2点についてお伺いいたします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

今回契約してございます統合保育所等における建築様式でございますが、鉄骨とかRCとかということではなくて木造でつくるべきというふうなおただしでございます。計画的には木造平屋建てというふうに計画をしております。

今ほど産業廃棄物等のお話もございましたが、すべて木でできればよろしいんでありましょうけれども、面積等において建築確認の部分を考慮しますと、面積制限において、途中で遮水といいますか、防火壁というふうな部分がございますので、一部はRCという部分の区切りがあるというふうにご理解をいただければというふうに思います。

2点目でございますが、実施設計の設計でございますが、建築関係の設計ができる会社とい

うふうに予定をしてございます。内容につきましては、耐震というとか何か特殊な部分というふうにイメージを持つというような感じになりますが、地元の業者さんで、今ほど大工さんというのがございましたが、大工さんまでということにはならないというふうに、建築業法で制限がございまして、地元でそういう工法ですね、資格を持っている業者さん、多数ございまして、そういう方にできるのかなと思ってございます。

ただ、構造上、本当にやむを得ないという部分があれば、それは特許工法というんでありましようか、そういう部分のものについてはやむを得ないのかなと思っています。そのやむを得ない範囲は、経済的とか、学校でございまして授業とかそういう分の工事の期間ですか、そういうのの影響がございまして、そういうところを検討しながら特殊工法というふうに実施していけばいいのかなと思ってございます。ですから、基本的には地元でできる工法でということを中心に考えてございます。ご理解をお願いいたします。

○12番 星 登志一議員 はい、了解しました。

○渡部康吉議長 ほかに。

3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 1点だけお伺いしたいんですが、15ページの農業振興費の中において、ここで、たしか伊藤園の方が来て、このミニトマトのジュースのものをつくって町おこしをしたいというような言い方をしたったかな、と思いますが、これ予算的に見ると四百何万で、これで果たして、これジュースづくりできるのかなとこう思ったんですが、これの内訳はどうなっているか教えていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えいたします。

先ほど、高齢者を活用といいますか、高齢者を主体とするまちづくり、そういったメインの考え方の中でこの事業が展開されるということでお答えをさせていただきました。その中には、栽培とあわせて、新たな地域ビジネスということで産品づくりというようなことも含まれているものでございます。それで、今回、伊藤園のほうで試作をしていただくようなトマトジュースの経費についても、この中には経費として見込んでおりますが、経費の主な内訳としましては、まず、今ほど伊藤園のお話が出ましたけれども、その試作の開発のための実証経費ということで、パッケージ等の作成なり、あるいはその輸送するための洗浄、トマトを送ってやる洗浄等の経費等々で、およそ、予算の内訳になりますけれども、内容としましては150万ほどの積算にしております。そのほか、ミニトマトを栽培いたしますコンテナであるとか、あるいは

消耗品等のたぐいの経費が、やはり同じく150万程度見ております。さらには、その指導をしていただくアドバイザーの方の謝金なり、あるいはその苗の、育苗管理等の経費について、合わせまして、今回計上しております424万という中身になっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 この予算的な内訳はちょっとわかりましたが、これ、対象的には、人数的にはどんなくらいの人を予想しているんですか。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 今回、町内の高齢者の方を中心としてトマト栽培をご依頼する、ご依頼するといえますか、想定しておりますのが各種団体も含めまして63で、苗については、それぞれ個人の方、団体につくっていただくものとして1,000本というような予定でございます……失礼しました、63団体を含めて想定をしていたんですが、実際に苗のほうを配布するのは44、人あるいは団体を含めて44ということになっております。

以上です。

○3番 高野精一議員 了解。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 1点だけ質問させていただきます。これは建設課長さんに質問をいたします。

一般補正、19ページ、先ほど生活支援のすまいる交付金360万のご説明をいただきました。困っている人に対しての交付金ということですので、ぜひ町民に周知されるときに、先ほどの説明では、私の理解不足ではあったんですけども、なかなか借り手の人たちが、私たちは借りられるのかどうかという点では非常に不安を持つのではないかというふうに感じましたので、行政用語ではなくて、借り手側にわかるようなことでぜひ広報して、この360万が議決をされましたらば、速やかに借り手の人たちが手を挙げて借りられるようなことで進めたい、そういうふうに思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

今ほど、ご提案といえますか、あった部分につきましては、借り手に本当にわかる用語で周知をしていきたいというふうを考えてございます。今回、6月の末になりますので、広報的に

は町のお知らせ等が一番最初になるかと思えます。7月の後半の部分につきましては、広報紙にも載せたいというふうに考えてございますので、その辺は配慮しながらやっていければと思います。ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 ただいまのすまいる交付金についてですが、これは交付金でございますので、借り手ではなくて給付になります。

なお、周知の部分についてですが、例示を入れながらわかりやすい形で周知をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○5番 山内 政議員 はい、了解いたしました。

○渡部康吉議長 ほかに。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 2点ほど質問します。

もう何人の人も聞いているんですが、環境共生型地域モデル事業のコミュニティー事業整備事業、この5,000万についての積算根拠を教えてください。というのは、私はほかの地域でのデータも活用、これも可能かと思ったのですが、先ほどの町長の答弁では、我が町に合った新エネルギーの検証をしたいんだと。それはわかりました。それで、この5,000万の範囲内で、建設課長の話だと、中途半端でないものをつくり上げたいと、そういうことなんですね。現実に、例えば風力とか水力とかバイオマスとか、まきボイラーですね、そういう話も出ましたけれども、現実に何をやるのか。予算通ってから、これを、その5,000万の範囲内でやるというのは、私はこの予算の計上上、若干まずいんじゃないかと。初めからきちんとした計算のもとに予算を計上すべきじゃないかと私は考えています。第1点ですね、それについて伺います。

もう1点は、緊急雇用対策事業の中で13事業がありまして、48名の雇用を確保すると。これは非常にいいことだと私は考えています。ただ、この中で年齢制限はありませんという部分があるんですね。緊急雇用対策というのは、じゃ、何なんだと私なりに考えますと、この世界的な大不況の中で若い人たちが、働き盛りの人がリストラに遭って首切りに遭ったと。そういうことで、私は緊急雇用、そういう人たちのためにあるものだと私は考えております。そういう中で年齢制限がない。例えば、65歳以上で、もう年金で悠々生活をしてきた人が、果たしてこれに申し込んで雇用されるということは、若干、私の考えからちょっと外れていると、そのように考えますので、その点についてお伺いしたいと思えます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず初めに、環境共生型のモデルの件であります、これは、答弁にちょっとぶらつきがあったように恐らく聞こえたと思いますけれども、実は、私たちはあくまでも地域資源を活用した熱源を使って環境共生を考えたい。後から、また後からというか、大学の先生方が、それではぜひ参加をさせてほしいというときに、それぞれまたご提案があったということでございますので、この積算根拠については後から明示させますが、そういうことで、あくまでも木材資源を使ったもの、あるいは水力を使ったものということで想定をしておりますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

それから、緊急雇用対策であります、実は私もそういう考え方、認識を持っていたのですが、公募をしても若い人たちが公募をしないと。これが実は実態として出てきたんですね。なぜ公募をしないのかと言ったら、いや、私は事務が苦手だとかコンピューターが使えないとか、いや、私はそういう仕事をやったことないんだと。こここのところが、何とか、これからどう対応したらいいかというのが1つあります。

それからもう一点、年齢を外したというのは、実は60歳を超えて年金受給になるまでの期間、この間が、実は、子供たちの教育は一応終了したんだけど、介護とかそういう意味で親を面倒見なければならぬという人がかなり実は出てきたんですね。これがどこでも救えないということもありましたので、緊急雇用対策の事業項目の中で、その方々が、これまでご経験のある分野であれば雇用も考えていこうと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

積算根拠ということでございますが、予算計上時点の根拠を申し上げます。

一応、先ほど説明の中でも3棟を計画するというふうなことでございましたので、1棟を約60平米程度というふうに試算をいたしまして、その3棟建てということで、1棟で約900万というふうなことで考えてございます。ですから、住宅の分については約2,700万を予算上には入れましたし、新エネルギー関係の工事費につきましては、その残額2,300万というふうな試算の中で予算計上をさせていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 それでは、5,000万以内でやるということなんですが、今後、足り

なくなったから補正組みますということもあり得るということで考えてよろしいですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

事業の内容の進展状況においては、補正ということではなくて、また新たな計画というふうになっていくのかなというふうにも思っております。ただ、微々たる金額ですね、もう少しこのくらいあればこういう部分もできるということが協議会の中で出た場合については、補正をお願いするというふうに考えてございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ちょっと待ってくださいよ。

12時になったんですが、今後、質問を予定されている方、あと何人おりますか。2人。

[発言する者あり]

○渡部康吉議長 じゃ、お昼にしますか。では休憩して、午後から始めたいと思っております。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号についての質疑を続けます。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 3点についてお伺いします。

1点目、一般補正、歳入の14の2の3農林水産業費国庫補助金の項目で、このところにある地域活性化・公共投資臨時交付金についてお伺いします。

ちょっと聞きなれない言葉だったので、言葉をちょっと調べてみたら、今回の経済危機対策の交付金の2段構えであったということに恥ずかしながらそこで初めてわかったんですけども、今回の国から地方への2種類の臨時交付金の1つだということでありました。金額を見ますと、経済危機対策臨時交付金のほうが1兆円で、今回、今ここにある公共投資臨時交付金のほうが1兆3,790億円あるということで、こちらのほうが大きいんだなというふうに、情けないんですけどもわかったんですけども、今回の補正予算はほとんど経済危機対策臨時交付金の中での対応、予算化ということだったんですけども、この歳入にある、先ほど申し

上げたところの基盤整備促進事業の、中身もそうですけれども、公共投資臨時交付金の扱い、その概要等がわかればお聞きしたいということが1点目です。

今後、こういった利用の方法があるのかなということも、あわせてお聞かせ願えればというふうに思います。

2点目。2点目は13ページ、一般補正の総務費、総務管理費の自治振興費の中に、国際交流推進事業を今回の経済危機対策の交付金の中でも、一覧表の4番目にあるこの「2009韓日青少年交流事業」のことかなというふうには思いますけれども、その概要をお聞きしたいというふうに思います。青少年ですから小・中・高ぐらいなのかなというふうに思いますけれども、今後どんなこの中身なのかなというふうに思いましたもので、こういうアジア、近くのほかの国との交流というのは、平和の気持ちを醸成するために大事な事業だと私は思っていて、概要をお聞かせください。

それからもう一点、今回予算化されない中身で、ちょっとルール違反かもわかりませんが、予算化されるのかなというふうに期待していたものですから、その中身ちょっとお聞きしたいんですけれども、祇園祭関係なんですけれども、各町内、各4つあるその屋台、屋台の保管庫関係が固まりつつあると聞いていたものですから、予算に上がるのかなと思ったもので、上がらなかったもので、その中身、どの辺まで進んでいるのかなというふうにお聞きしたいというふうに思います。多分、展示を兼ねた保管庫という考え方かなというふうに思いますので。例えば4つの地域の散在させるのかとか、それとも1カ所に集めて展示、もしくは子供歌舞伎の上演の場所も若干とるといろいろ、そこまでは行っていないかなとは思いますが、今回予算化するのを期待していましたので、ちょっと内容をもしお知らせ願えればというふうに思います。

以上、3点についてお伺いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私からは、第1点目の公共投資臨時交付金についてお答えいたします。

議員おただしのおり、今回の国の追加経済対策につきましては2本立てでございまして、1つは、経済危機対策臨時交付金ということで、これは市町村の単独事業に充てるための交付金でございます。それでもう一方の、今お話しありました公共投資の臨時交付金でございますが、これにつきましては、国の補正予算に計上された事業の地方負担分を財政措置するために設けられた交付金でございます。

したがって、今、例として挙げました基盤整備事業でございますが、今回、国の補正

予算で約1,000万ほどの追加の内示をいただきました。それにつきまして、当然のことながら国のほうから補助金が入ってくるわけですが、それが、一般補正9ページで言います農林水産業費の県の補助金に上がっております、ページで言いますと10ページになりますが、基盤整備促進事業補助金ということで、1,000万円に対する国からの補助金が715万入ってまいります。ただ、これでは、公共団体の場合については1,000万から、先ほど言いました補助金を引いた額を財源措置をしないと事業の展開できませんので、その差引いた額につきまして、今ほどお話しありました公共投資臨時交付金で財源措置しようと、こういうことになっております。

それで、今回お話しありましたとおり、国ベースでは、経済危機対策臨時交付金が1兆円、それから公共投資臨時交付金が1.4兆円ほどございまして、確かに公共投資臨時交付金のほうが財政的に国のほうの予算として大きいわけですが、これが丸々市町村レベルに入ってくるということではなくて、県の事業にも当然充当されますので、これから具体的な事業の内容につきましては、それぞれ県のほうに予算配分をされた後、各町村のほうにいろいろな面で事業の照会等があるんだらうと、こんなふうに思っております。

したがいまして、その事業の内容につきましては、次回以降の補正予算のほうで計上できるものについては計上するということになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 答えいたします。

歳出予算の総務管理費に計上いたしました国際交流推進事業実行委員会補助金についてご説明をいたします。

おただしのとおり、本事業は交付金事業の資料の4番目に上がっております「2009韓日青少年交流事業」、この事業を実行するために実行委員会に補助を交付しまして実施するというものでございます。

本事業の内容についてご説明いたしますと、事業のきっかけとなりましたのは4月16日から18日に、町長をトップとする観光交流、あるいは青少年の交流等を目的としました韓国へのトップセールス事業を行いました。その中で、訪問先の韓国青少年連盟という団体がございまして、その団体から8月から11月にかけて、よければ南会津町から青少年をソウルのほうに寄越しませんかと。滞在費については韓国の国民体育振興基金という基金がございまして、その基金を活用できるので、滞在費、食事等は向こうのほうで持ちますというお話がありました。

ものですから、互い、両国の歴史や文化、それから生活習慣、そういったものも含めて、青少年が子供のころからそういった認識を持つということは大変重要だということになりまして、今回の事業を計画したものでございます。

事業の概要としましては、本年9月19日から24日、ちょうど19日から、ことし5連休、祝日等が重なりまして5連休となります。その期間を利用して5泊6日で町内の小・中学生、小学生については5・6年を予定しております。それと中学生を対象に、約30名程度ソウルのほうに派遣したいというふうに考えております。

交流事業の内容につきましては、まだまだこれから実行委員会等で協議をして決めてまいります。基本的には向こうでのホームステイ、それから小学校あるいは中学校等の訪問、それから、いわゆる韓国にまだ深く残ります儒教、親であったり年上、目上の方を敬う、そういった心を学ぶ儒教、そういったものもぜひスケジュールの中に組み入れて子供たちに学ばせていきたいというふうに考えております。

予算実行委員会の補助金の内訳としましては、飛行機代、いわゆる渡航に係る経費としまして、随行も含めまして約32名分を計上しまして約203万円、それからそのほか随行員の宿泊費、あるいは現地の通訳・案内の方の費用、それからホームステイ家庭への謝礼金等々で約55万ということで260万の経費を計上させていただいております。

内容につきましては、韓国青少年連盟のほうとこれから細かい打ち合わせを行いながら実行委員会の中で検討をして、よりよい交流事業となるように持っていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

祇園祭関係に係る屋台の保管庫関係のおただしがございましたので、お答えを申し上げます。

当町には4地域に屋台がございまして、建設課でただいま検討をして計画してございます屋台の保管庫につきましては、田島地域を中心としたまちづくり交付金事業の中で、基幹事業としては道路、その他でございまして、提案の事業として大屋台の展示車庫を計画してございます。

それで、予算書の中では、この一般補正の19ページの中ほどに都市計画費の中で、委託料と工事費の組み替えということで120万ほど組み替えの計上をしてございます。今回補正することによって、委託料は合計で300万の委託料というふうになってございます。その300万をもちまして4屋台の1カ所ですか、今4屋台の運営協議会並びに区のほうに整備についての要請

をしてございます。そして、要請をした中で、まとまった屋台運営委員会のほうの部分はこの委託料をもってして計画をしていきたいというふうに考えてございます。まちづくり交付金の中では1地区の保管の車庫ですか――を計画をしてございます。車庫のみならず保管庫のみならず、練習場とかその他広場をもって皆さんに、そこで練習の成果を見せるとかささまざまな要件が協議する中で出てきてございます。若干、交付金という事業の中身でございますので、その辺を精査しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

また、どの屋台というふうに決定はしてございません。現在の概要は以上でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 ありがとうございます。

最初の公共投資臨時交付金についてですけれども、先ほどの説明ですと、県に入った後、何らかのコンタクトが市町村にあるだろうということで、それに基づいて計画をしながら利用していくこともあるんだと、あり得るといってお話だったかなというふうに思うんですけれども。やはり県の配分が決まった後というふうに確認しているんですけれども、後に市町村という、やっぱり段階踏むんですね。それが1点目。3回しかないので。

それから、青少年の交流事業についてはわかりました。

それから、3点目の屋台関係の保管庫関係ですけれども、だんだん町の中の様子を聞きますと、場所の誘致活動までもあるような姿があるものですから、ちょっと心配して今回聞いたんですけれども、そういった動きもあるようなので、よくよく、よく相談なさって、余り過激にならないような状態にしていかないと、せつかく4地区につくるとか1カ所にするとかという中に先行しちゃって、そういった話が、土地の問題とかが進んでしまうと困りますので、その辺、気をつけていただきたいなというふうに思います。

1点目だけの質問をお聞かせください。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

公共投資臨時交付金につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、国の補正予算に上がった事業の補助金の残りの部分について公共投資臨時交付金を交付しようとして、こういうことではございますので、当然のことながら、国の補正予算の事業のメニューに上がらない事業については該当しないということになります。その中で国の補正予算に計上された事業について、今、県のほうから各市町村を通じまして事業の要望を取りまとめをしているというような段階

でございます、各町村でそれぞれ要望した額につきまして県の段階で集約をして、さらにそれを全国で調整するというような作業になろうかと思っておりますので、町の単独事業を対象とした経済危機対策の臨時交付金の弾力的なスピードといいますか、そういう面では公共投資臨時交付金のほうは時間的にちょっと時間かかるのかなど、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私のほうから、誤解があると困るので、祇園祭関係の屋台の件でちょっとつけ加えて説明をさせていただきますが、実は、この屋台の保管庫については以前からずっと話がありまして、希望しないという地区もございます。いわゆる祇園祭というのは組み立てをするその技術が、もう祇園祭の1つの行事になっているんだと、こう考えておられる方もいるんですね。でも、実際にそう言っても組み立てをする人がもういないという地区もありますので、そこは多少その地域、地区の状態によって差があるんですね。私は、例えば保管庫を仮につくったとしても組み立てのその技術後継、技術の後継者に伝える伝承というのはできると、組み立てそのものも見せることができるだろうと、こういう話をずっとしてきたんですが、その中で、じゃということで、それぞれ先ほど言った、その屋台の運営協議会の中で、どこを最初、どこの地区に最初に建てようというのは、もう順番は決まっているというふうに私のほうには報告が上がってきています。

ところが、そういう話がちゃんと伝わらなくて、駆け引きをしたり、あるいは自分のところにできれば早くとかいうようなことが出ているというふうに思いますので、ここはもう一度関係地区にしっかりとその内容を伝えて、町民の方々に不安、あるいは余計なせんさくをしないように努めていきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 公共投資臨時交付金についてですけれども、経済危機、今回の臨時対策の臨時交付金と比べて使い勝手はどういうふうな、使い勝手、地方にとって使い勝手はどういうような状況なのかちょっと。例えば、この間多分おっしゃったと思うんですけれども、繰越金ができないんだとか明許費にできないとかそういった要件があるのかなのか、それだけお聞かせください。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

使い勝手というお話でございますが、まず公共投資臨時交付金につきましては、国で定めら

れた補正予算に計上された事業にしか使えないということでございますので、町として単独でこういう事業をやりたいといった場合については、この公共投資臨時交付金は使えないということがまず1点でございます。

それから、公共投資臨時交付金につきましては、事業によっては、これは各省庁の事情があるかと思いますが、繰り越しは認めませんといったような事業もございます。したがって、本当はやりたいんだけど、ちょっとそういう事情があって繰り越しが認められないのであれば、市町村としてはちょっと取り組めないといった部分の制限のある事業もあるようでございます。それで、今現在、この時期で国のほうで予算化されて、地方が使わなければ何のための経済対策だかわかりませんので、できるだけその繰り越しを認めてほしいというようなことについて、各町村のほうから県を通じ要望が上がっている現状でございますので、それらを再度町としても訴えていきたいと、こんなふうには考えております。

以上でございます。

○6番 渡部 優議員 はい、わかりました。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

高野君、やんねえの。

○3番 高野精一議員 先ほどわかりましたので。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第76号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第76号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 国の法律の関係なんですけど、今までなかった部分なんですけれども、平成21年度は失業を理由に減免した場合、減免の措置をとった国保税の額、調整対象利用額との差が、いわば3%未満であっても特別調整交付金の対象になって交付されるという制度ができたのではないかなと思うのですが、そういう意味で、我が町においても、国保減免条例の中に失業分を加えて、この恩恵を受けて失業者に対して、あるいは保険者としての我が町としても双方にメリットを生かすべきではないかというふうに考えているものですから、その辺のことについてお聞きしたいと思うんですが。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この件については19番議員の一般質問のときに正確にお答えをしておりますので、いわゆるそういう方向で既に検討しておりましたけれども、最終段階して今詰めをしていると、こういうことですので、その制度を活用すると、こういうことでございます。

○2番 渡部俊夫議員 申しわけありません。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第77号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第77号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第78号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、議案審議は終了いたしました。



◎農業委員会委員の推薦について

○渡部康吉議長 次に、日程第14、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本委員の推薦に当たりましては、5月29日開催の議員懇談会において推薦する委員の数は4名とし、旧4町村で各1名を人選し議長に報告となっております。

お諮りいたします。

推薦者につきましては議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

指名する方々の一覧表を配付しますのでしばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○渡部康吉議長 それでは、農業委員会委員に、旧田島町、渡部昭雄氏、旧館岩村、芳賀芳一氏、旧伊南村、佐野禮子氏、旧南郷村、馬場一郎氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4名の方を議会推薦の農業委員と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は、ただいま指名しました4名の方を推薦することに決定しました。



◎平成21年陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、常任委員会に付託してあります請願・陳情について、本定例会の会期中に結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について委員長の報告を求めます。

日程第15、平成21年陳情第1号 生活道路及び水路の改修に関する陳情書についてを議題といたします。

産業建設委員会に付託してありますので、産業建設委員長の報告を求めます。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 ただいま議題となりました陳情についてご報告を申し上げます。

この陳情は、平成21年2月18日に、南会津町川島字川島平1850番地、川島区長、湯田幸展様により提出された案件でございます。

産業建設委員会としては、前回3月の議会、雪の中でありましたので、現地を見ることができないということで3月の議会では継続審査となった案件であります。その後、6月4日、現地を見聞し、6月22日審査をした結果、この地域は非常に荒廃地が多いと。そして、水路の水の量が少ないということで、地域としては非常に共同作業を多くして、区が一体となって活動している区であるということから、産業建設委員会としては、十分な水を確保をし水路を補修すること、そして生活排水としても使っているということで採択といたしました。

以上、審査の結果をご報告申し上げます。皆様の十分なる審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成21年陳情第1号は委員長報告のとおり決しました。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続審査について

○渡部康吉議長 次に、日程第17、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員長から、目下委員会において審議中の事件について、会議規則第75条の規定によりお手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、日程第18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び特別委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し入れのとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

上衣の着衣をお願いします。

以上をもちまして、平成21年第2回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 1時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員